

一般社団法人長野県農業会議 第10回常設審議委員会の概要

平成29年1月13日（金）に上田市「上田合同庁舎」において、第10回常設審議委員会を開催しました。
概要等は次のとおりです。

記

- 1 農地法に基づく審議（資料①、②）
 - （1）農地法第4条の規定に基づく意見聴取について審議した結果、すべて「許可相当」として意見回答することを決定しました。
 - （2）農地法第5条の規定に基づく意見聴取について審議した結果、すべての案件について、「許可相当」として意見回答することを決定しました。
- 2 報告事項
 - （1）一般社団法人長野県農業会議組織体制等検討委員会報告書について
 - （2）平成29年度農林水産・農業委員会関係予算の概要について
 - （3）農地中間管理事業に係る農地管理事業の実施について
- 3 出席者及び配布資料（別紙のとおり）

（一社）長野県農業会議 総務・情報部

担当：中島健貴 土屋剛志

電 話：026（234）6871

FAX：026（235）2454

Eメール：24nakaji@nca.or.jp

第10回常設審議委員会 出席者名簿

日時:平成 29年1月13日(金)

午後1時30分から

場所:上田市・上田合同庁舎講堂

委員在籍者 29名、出席 22名

○印は出席者

氏名			
正副 会長	(会 長) 23 望月 雄内 ○	(副会長) 13 小山 英壽 ○	(副会長) 9 板花 守夫 ○
常設審議委員	1 市川 覚 ○	2 荻原 勝己 ○	3 柴崎 義和 ○
	4 濱 紀一 ○	5 塚澤 豊 ○	6 本田 武司 ○
	7 長渕 充章	8 小林 弘也 ○	10 太田 芳寛 ○
	11 荒井 忠男 ○	12 神林 利彦 ○	14 中村 秀人 ○
	15 松永 晋一 ○	16 雨宮 勇	17 北林 和彦
	18 豊田 実	19 神農 佳人	20 中村 倫一 ○
	21 赤羽 昭彦	22 春日 十三男 ○	24 高木 幸一郎 ○
	25 平林 明人	26 古沢 明子 ○	27 藤木 たせ子 ○
	28 宮島 明博 ○	29 小林 文彦 ○	
県等	長野県農業政策課 吉池課長補佐兼農地調整係長 小林課長補佐兼農業団体・共済係長 同係辻主査 公益財団法人長野県農業開発公社 堀中間管理部長		
事務局	小林事務局長(再掲)、鮎澤参事、堀内部長、佐藤部長、中島担当部長、森住部長代理、神林部長代理、山際次長、土屋次長、松田主事、北澤農地相談員		

一般社団法人長野県農業会議 第10回常設審議委員会 次第

日時 平成29年1月13日(金) 13:30～

場所 上田市・上田合同庁舎6階 講堂

1 開 会

2 挨 拶

3 会務報告

4 議長就任

5 議事録署名人指名

6 審 議

第1号議案 農地法第4条の規定による意見回答について

第2号議案 農地法第5条の規定による意見回答について

7 報告事項

(1) 一般社団法人長野県農業会議組織体制等検討委員会報告書について

(2) 平成29年度農林水産・農業委員会関係予算の概要について

(3) 農地中間管理事業に係る農地管理事業の実施について

8 その他

9 議長退任

10 閉 会

主 要 会 務 報 告

(平成28年12月15日開催の常設審議委員会以降)

1 主催会議

(1) 総務・情報部関係

12月15日	常設審議委員会	(長野市)
12月19日	監査会	(長野市)
1月10～11日	全国農業図書普及巡回	(4市町村)

(2) 農政・農地部関係

12月16日	遊休農地活用功績者表彰候補地現地審査	(長野市)
12月20日	農業委員会巡回相談会	(飯山市、栄村)
12月21日	農地情報公開システムフェーズ2に関する研修会 (上・下伊那管内)	(飯田市)
1月 6日	遊休農地活用功績者表彰審査会	(長野市)
1月10日	地区常設審議委員会	(上田市、伊那市、松本市、中野市)
1月12日	県鉢花園芸組合役員会	(松本市)

(3) 担い手・経営・年金部関係

12月16日 ～1月12日	農の雇用現地確認調査	(30経営体)
------------------	------------	---------

2 組織関連の会議

12月19日	青年給付金準備型研修状況調査(ハヶ岳実践大学校)
12月21日	松川町農業委員会新体制に伴う研修会
12月21～22日	北信越ブロック農業会議総務・経理担当者会議
12月26日	長和町情報事業推進会議

3 その他の会議

12月16日	飯田市農業者年金協議会理事専務担当者会
12月20日	県農業改良協会理事会
12月22日	農地利用最適化交付金に係る担当者会議
1月12～13日	関東甲信静越ブロック国際化対応営農研究会

農地法第4条第4項及び5項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(1) 県(地方事務所)許可

(平成29年1月)

地方 事務所名	市町村数	件数	面積 (㎡)			備考
			田	畑	計	
佐久	1	1	0.00	42.00	42.00	東信
上小	0	0	0.00	0.00	0.00	
諏訪	0	0	0.00	0.00	0.00	南信
上伊那	0	0	0.00	0.00	0.00	
下伊那	1	1	0.00	688.00	688.00	
木曾	0	0	0.00	0.00	0.00	中信
松本	0	0	0.00	0.00	0.00	
北安曇	0	0	0.00	0.00	0.00	
長野	1	1	0.00	0.50	0.50	北信
北信	0	0	0.00	0.00	0.00	
合計	3	3	0.00	730.50	730.50	

(2) 市町村許可

市町村名	件数	面積 (㎡)			備考
		田	畑	計	
上田市	2	494.00	0.00	494.00	東信
辰野町	0	0.00	0.00	0.00	南信
箕輪町	0	0.00	0.00	0.00	
南箕輪村	0	0.00	0.00	0.00	
飯田市	2	0.00	209.00	209.00	
王滝村	0	0.00	0.00	0.00	中信
飯綱町	0	0.00	0.00	0.00	北信
中野市	0	0.00	0.00	0.00	
合計	4	494.00	209.00	703.00	

(3) 地区別内訳

地区名	市町村数	件数	田	畑	計	備考
東信	2	3	494.00	42.00	536.00	
南信	2	3	0.00	897.00	897.00	
中信	0	0	0.00	0.00	0.00	
北信	1	1	0.00	0.50	0.50	
合計	5	7	494.00	939.50	1,433.50	
前月合計	9	12	4,803.33	2,413.69	7,217.02	
対先月比	55.6%	58.3%	10.3%	38.9%	19.9%	

農地法第5条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(1) 県（地方事務所）許可

(平成29年1月)

地 方 事務所名	市町村数	件 数	面 積 (㎡)			備 考
			田	畑	計	
佐 久	3	8	7,769.00	5,395.36	13,164.36	東信
上 小	2	3	1,162.00	349.00	1,511.00	
諏 訪	1	1	0.00	355.00	355.00	南信
上 伊 那	3	5	8,332.00	4,153.00	12,485.00	
下 伊 那	4	7	1,929.00	5,772.00	7,701.00	
木 曽	2	2	451.00	6,985.00	7,436.00	中信
松 本	6	13	12,524.00	25,385.00	37,909.00	
北 安 曇	2	3	2,305.00	0.00	2,305.00	
長 野	3	8	11,379.00	1,316.00	12,695.00	北信
北 信	0	0	0.00	0.00	0.00	
合 計	26	50	45,851.00	49,710.36	95,561.36	

(2) 市町村許可

市町村名	件 数	面 積 (㎡)			備 考
		田	畑	計	
上 田 市	11	1,481.00	3,547.90	5,028.90	東信
辰 野 町	0	0.00	0.00	0.00	南信
箕 輪 町	1	0.00	607.00	607.00	
南箕輪村	4	3,205.00	500.00	3,705.00	
飯 田 市	0	0.00	0.00	0.00	
王 滝 村	0	0.00	0.00	0.00	中信
飯 綱 町	0	0.00	0.00	0.00	北信
中 野 市	0	0.00	0.00	0.00	
合 計	16	4,686.00	4,654.90	9,340.90	

(3) 地区別内訳

地区名	市町村数	件 数	田	畑	計	備 考
東 信	6	22	10,412.00	9,292.26	19,704.26	
南 信	10	18	13,466.00	11,387.00	24,853.00	
中 信	10	18	15,280.00	32,370.00	47,650.00	
北 信	3	8	11,379.00	1,316.00	12,695.00	
合 計	29	66	50,537.00	54,365.26	104,902.26	
前月合計	26	60	46,423.13	54,688.04	101,111.17	
対先月比	111.5%	110.0%	108.9%	99.4%	103.7%	

組織体制等検討委員会報告書

農業会議支部のあり方、及び支部と関連団体
との関わり方について

平成28年12月

(一社)長野県農業会議組織体制等検討委員会

も く じ

I	はじめに	1
II	農業会議支部の役割とあり方について	
1	支部設置経過	2
2	支部を置く意義	2
3	支部の役割	2
4	支部業務と県業務の関係性の整理	3
5	支部業務の内容に関する見直し	3
III	支部と関連団体との関係について	
1	地区農業委員会協議会	4
(1)	役割	4
(2)	事務局体制	5
2	地区農業委員会事務研究会	6
(1)	役割	6
(2)	活動方向	6
3	長野県女性農業委員の会支部	7
(1)	役割	7
(2)	活動方向	7
4	長野県農業者年金推進協議会支部	7
(1)	役割	7
(2)	活動方向	8
IV	まとめ	9

■参考資料

- 1 農業会議（ネットワーク機構）業務の法的な位置づけ 10
- 2 平成28年度一般社団法人長野県農業会議事業計画書(知事認可) 11
- 3 一般社団法人長野県農業会議組織体制等検討委員会設置運営要領 18

農業会議支部のあり方、及び支部と関連団体との関わり方について

I はじめに

長野県農業会議（以下「農業会議」という。）は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき長野県知事（以下「知事」という。）の認可法人として、昭和29年8月27日に設立されたが、平成27年8月の「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第83号）」の成立に伴う農業委員会等に関する法律の一部改正（以下「改正農業委員会法」という。）に基づき、農業会議は、平成28年3月24日に知事から「農業委員会ネットワーク機構」（以下、「機構」という。）の指定を受けて同年4月1日に一般社団法人に組織変更することとなった。

今回の改正農業委員会法に基づき、農業会議が行う業務については、知事から認可を受けた業務規程に基づき、

- 1 農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務
- 2 農地に関する情報の収集、整理及び提供業務
- 3 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する支援業務
- 4 法人化の支援その他農業経営の合理化支援業務
- 5 認定農業者等農業の担い手の組織化及び組織の運営支援業務
- 6 農業一般に関する調査及び情報の提供業務
- 7 農地法等その他の法令の規定により機構が行うとされた業務

等に取り組むこととなった。

また、今回の改正農業委員会法に基づき、農業委員会の委員は、公選制から市町村長の任命制に移行するとともに、農業委員会は、農地利用最適化推進委員を設置して、法令必須業務になった「農地等の利用の最適化の推進（担い手の農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する事項等）」について、農地中間管理機構と連携しながら目に見える実績を上げることが求められている。

一方、農業会議は、昭和32年以来、県の地方事務所農政課内に農業会議支部（以下「支部」という。）を設置して、県組織の協力を得ながら業務を進めてきたが、近年の農業委員会組織を取り巻く環境変化や今般の農業委員会法の改正などを踏まえ、支部業務のあり方、支部に関連する組織（地区農業委員会協議会、地区農業委員会事務研究会、長野県女性農業委員の会支部、長野県農業者年金推進協議会支部）との関係等について整理・見直しを行うべきとの意見が出された。

こうした中で、農業会議は、改正農業委員会法の施行などの新たな情勢変化を踏まえ、農業会議活動が社会的に評価されるよう、「農業会議組織体制等検討委員会」を平成28年6月15日に設置して、支部を含む組織運営体制の見直しについて検討を行った。

本報告書は、これまでの4回の委員会における検討及び現地ヒアリングの結果を踏まえ、今後の農業会議支部及びそれに関連する団体の役割と活動方向について取りまとめたものである。

II 農業会議支部の役割とあり方について

1 支部設置経過

農業会議は、昭和38年2月に「長野県農業会議支部規程」を制定し、農業会議支部（以下「支部」という。）を各地方事務所に設置して、その管轄区域内における農業会議事業の円滑な推進と浸透を図ってきた。

その後、市町村合併の進展や県の外郭団体の見直しを背景に、平成18年2月には、支部を含む農業会議の組織体制の見直しを行ったが、本県では、県の現地機関も10の広域圏が維持される見通しであったことから、引き続き、10支部体制を維持していくことが適当であると結論づけた。その際に、支部事務を担っていただいている地方事務所職員の負担軽減を図る観点から、支部業務の改善（簡素化）に取り組んでいる。

2 支部を置く意義

平成27年8月に成立した改正農業委員会法に基づき、農業会議は、平成28年3月24日に「農業委員会ネットワーク機構」として知事から指定を受けるとともに、平成28年4月1日に一般社団法人に組織変更した。

今回の改正農業委員会法に基づき、知事から指定を受けた農業会議（機構）業務の中には、ネットワーク機構として農業委員会相互の連絡調整並びにその事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組に関する情報の公表、農業委員会の委員、推進委員及び職員に対する講習及び研修など農業委員会に対する支援活動が大きな柱の一つに位置づけられている。

また、新たに法令業務となった「農地等の利用の最適化の推進」は、地域農業の振興に関し県が行う諸施策と密接に関連した内容となっている。

このため、今回の改正農業委員会法の施行で、農業委員会活動は「人と農地」のあり方に関し以前に増して大きな関与をすることとなっており、その活動は地域農業振興にも重要な役割を持つこととなっており、それをサポートするネットワーク機構としての農業会議業務と県の農業振興施策との関係はより密接な連携を求められている。

こうした中で、農業委員会ネットワーク機構として知事に指定された業務を行う一般社団法人長野県農業会議の業務を効率的・効果的に進め、農地等の利用の最適化の推進を図っていく上で、県との連携は必要であり、今後とも支部を存置して地方事務所関係職員が支部職員として関与し、県（地方事務所）の立場からも農業委員会に対する支援活動を実施することは大きな意義を持つと考える。

3 支部の役割

長野県は県域が広く、現在の市町村数は、前回見直しを行った平成18年とほぼ同じ77市町村で、10の広域圏があり、地方事務所が置かれ、農業振興施策・計画が市町村との連携の中で進められている。

農業委員会数も77あり、地域農業振興と密接な関わりの中で進められる農業委員会の活動・取組み状況等について、農業会議が的確かつ十分に把握することは難しいと考える。

そこで、支部の役割としては、次のとおりとなる。

- ① 農業会議と農業委員会が進める取り組みに関する情報共有
- ② 農業委員会業務・活動に関する課題等の把握
- ③ 農業委員会間の地域的なとりまとめが必要となる業務
- ④ その他農業会議の業務推進に関し、支部として取組むことがより効果的な業務

ただし、農業会議は、年間の業務計画を示すなど、支部の負担軽減に努めることとする。

4 支部業務と県業務の関係性の整理

農業会議は、知事から指定を受けた「農業委員会ネットワーク機構」として、農業委員会の活動の成果が上がるよう情報提供及び支援活動等に取り組むことになっている。

一方で、地方事務所は農業委員会の活動に対し、農業行政を進める上において関わりを持ち、また助言を行うなど、広い意味において指導を行う立場にある。

このため、農業委員会の活動を適切かつ着実に進めていく上で農業会議の役割と県(地方事務所)の役割は同じ方向にあり、地方事務所が行う農業会議の支部業務と県の業務は表裏一体と考える。

今回、改正された農業委員会法第54条に基づき、地方公共団体その他関係者は、農業会議(機構)業務の実施に関し、農業会議(機構)から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならないとされており、県と密接な関係のある業務については、引き続き、県(地方事務所)職員の協力を得て成果をあげていく必要がある。また、知事から指定を受けた機構業務の中には、支部(地方事務所)に事務局を置く関連組織の運営支援が含まれており、支部業務と同様に農業委員会法第54条の規定が適用される。

その際に、県職員は、地方公務員法第35条に基づき、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされているが、長野県条例では、行政の運営上その他地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役職員の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合などは、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができるとされており、地方事務所職員が関与する農業会議の支部及びそれに関連する団体の業務については、職務専念義務の免除規定が適用される。

但し、前述の県業務との関係からすると県業務との関係性の薄い団体独自の業務は、適用除外されるものとする。

5 支部業務の内容に関する見直し

支部事務を担っている地方事務所の負担軽減のため、引き続き、支部業務の改善(簡素化)に取り組むことが必要であり、下記の業務について改善(簡素化)することとする。

- ① 支部活動に伴う経費に関し、農業会議の直接執行を可能にする。また、農業会議は予算の範囲で、支部活動に必要な事業費の確保に努める。
- ② 農業会議が行う農業一般に関する情報提供活動は引き続き実施するが、全国農業新聞の農業者への直接的な普及活動は行わない。
- ③ 農業会議が行う農業者年金推進業務において、制度の広報・啓発は引き続き実施するが、農業者への直接的な加入推進活動は行わない。(農業者年金推進協議会の関わりについては、Ⅲの4で記述)
- ④ 支部が事務局となっている関連団体との関わり方の見直しによる負担軽減。

Ⅲ 支部と関連団体との関係について

支部業務のうち関連する団体との関わりについては、それぞれの地区で見直し等が進められた経過があり、地区ごとに状況が異なっている。各地区における関連団体の在り方はこの検討委員会で検討するべきものではないが、支部業務の負担軽減を検討するにあたっては、事務局業務に関し検討することが求められてくる。

このため、本検討を行うに当たり、関連する団体とその事務局を持つ支部との関わりの在り方という点において検討を行った。

1 地区農業委員会協議会

(1) 役割

昭和26年の農業委員会制度の発足後、地区農業委員会協議会(以下「協議会」という。)は、管内の農業・農村の発展を図り、農業委員会及び農業委員相互の連絡協調とその活動を助長するため、農業委員会の自主的な連合組織として設立された。

県内各地域で特色ある農業振興が図られる中で、類似する地理的条件や農業生産基盤を有する市町村間では、担い手や農地の利用も市町村を超えて行われていることなどから、農業委員会が「人と農地」に関する課題やそれに関係した農業・農村の課題解決を図っていくには、広域的な連携・調整、あるいは課題の共有は、法定業務が増えた現時点でさらに重要性を増している。

市町村合併等により、これまで協議会の統合が行われてきたが、現在は、11地区単位に設置され、各地区独自の活動が行われており、その役割は減じていない。

さらに、協議会は農業会議の会員となっていて、協議会の存在、活動は農業会議と密接不可分の関係となっている。

表 1 各地区の協議会と関係地方事務所、事務局

協議会名	関係地方事務所	事務局
佐久	佐久	佐久市
上小	上小	上小支部
諏訪地区	諏訪	諏訪支部
上伊那	上伊那	上伊那支部
飯伊	下伊那	飯田市
木曽地方	木曽	南木曽町
松塩筑安曇	松本	松本支部
北安曇地区	北安曇	北安曇支部
長野	長野	長野支部
須高地区		須坂市
北信州	北信	中野市

(2) 事務局体制

支部の業務は、地方事務所が進める農業行政と連携した農業会議の諸業務ということからすれば、協議会と支部との関係も、地方事務所と同一あるいはつながりの深い一部地域において農業委員会活動をより連携・調整し、また課題を共有し活動の充実・強化を図ろうという協議会の目的を考えると、同様の関係と考えられるが、協議会活動は地区内農業委員会の独自の連携活動となっており、自主性が強い活動内容となっている。

また、前述のように、協議会は農業会議の会員となっていて農業会議を支える大きな役割を持っている。

このため、協議会のスタート時点では事務局は農業会議の支部に置かれ、現在もこの体制を継続している協議会が多い(表1)。

一方で、協議会の活動自体は、農業会議や県行政と密接な連携をとることで、事務局を支部に置かず市町村に置くことも可能となっており、いくつかの協議会は現在そうした体制をとっている。

今回、支部業務との関係を検討するにあたり、各協議会との関わりについて支部の意見を聞いたが、地区ごとに状況が異なり、一様にまとめることは難しいと考えられる。

これまでも、各協議会と農業会議支部及び関連団体とは密接不可分の関係を保ちながら研修会の開催など、連携・協力しながら取組み、成果をあげてきていることから、新たな法の下で義務化された業務を円滑に適切に進めていく上でも、今後とも協議会の主体性を尊重しつつ、農業会議と支部、及び女性農業委員の会など関連団体の業務と表裏一体で事業推進にあたることが望ましい。

なお、農業委員会事務研究会や女性農業委員の会、農業者年金推進協議会など関連する団体との関係については、協議会によっては各地区の団体間の判断で、共催

で行ったり、効率化のために会計を一本化し、協議会の部会に位置づけて業務運営を図っているところがある。

それぞれの関連団体の県段階での事務局を持つ農業会議においては、事務の効率化のため、各団体間で地区における検討が進むよう積極的に支援していくことが必要である。

但し、この場合、専任職員が設置されていない協議会にあっては、事務局（農業委員会）の意向に配慮するとともに、支部と農業委員会の役割分担のもとで進めていく必要がある。

2 地区農業委員会事務研究会

(1) 役割

地区農業委員会事務研究会（以下「地区事務研究会」という。）は、農業委員会事務局職員を構成員とし、職員の相互研鑽及び資質向上を目的に設立された。

近年、複雑・多様化する農地転用審査への対応や新たに加わった農地等の利用の最適化推進に係る業務への対応など、法律に基づく業務を適正かつ円滑に実施していくには、広域的な連携や調整、知識や課題の共有が一層必要となっている。

このため、事務局職員の資質向上のための勉強会や情報交換、研修会の開催は、重要である。

農業会議でも、事務局職員を対象に資質向上や業務の適切な運営を目的とした研修などを開催しているが、本研究会の特徴は、前述したように隣接市町村あるいは農業条件を同じくする農業委員会間で法に基づく業務執行が、広域的な連携の下で公平性を保ち進められるために独自の相互研修等を行っているところにある。

地区事務研究会の機能に必要性を感じている地区もある一方で、一部の地区では通常業務の中での資質向上対策との棲み分けが明確でない等の理由から、構成する農業委員会の判断で廃止されている。

(2) 活動方向

今まで地区事務研究会は一定の役割を果たしてきているが、農業委員会事務局の業務は今回の法改正でさらに適切な対応が求められるようになっており、事務に関する資質向上は重要性を増している。

しかしながら、(1)に記載のように、協議会もある中で、事務局職員を構成員とする別組織として活動することが難しくなっている地区もでてきている。

事務局は支部にしている地区が多く、支部業務の負担軽減という点からも、今後の事務局の持ち方と地区事務研究会のあり方、活動をどう継続していくかということを検討する時期にきている。

3 長野県女性農業委員の会支部

(1) 役割

長野県女性農業委員の会支部（以下「女性の会支部」という。）は、まだまだ数が少ない女性農業委員が所属する農業委員会を超え情報交換や相互に研鑽を積むことにより、農業委員会活動の充実強化を図るとともに、農村女性の地位向上と地域農業の振興・発展に資することを目的に、平成13年8月に設立された。

女性の会支部は、農業会議支部内に事務局を設置して、管内における女性農業委員登用のための要請活動をはじめ、委員の資質向上のための研修等を実施している。

平成28年4月に施行された改正農業委員会法により、「市町村長は、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい隔たりが生じないように配慮しなければならない。」とされ、引き続き、女性農業委員の登用に積極的に取り組むこととされている一方で、農業委員の選出方法が「任命制」に移行されたこと等に伴い、女性登用や活動する環境が変化してきている。

このため、仲間づくりや資質向上を目的とした女性の会支部が果たす役割は一層増してきている。

(2) 活動方向

平成28年4月に新制度に移行し、新しく農業委員を任命した全国161農業委員会のうち、女性委員を1人も任命しない農業委員会が26委員会あることなどから、農林水産省では、平成28年7月27日付けで、農業委員会の適正な新制度への移行に関する指導通知を発出し、「女性登用のゼロの解消及び平成32年度までに30%を目指す」こととし、女性が募集に応じるよう積極的な働きかけを行うこととしている。

こうした中で、女性の会支部が実施している女性登用促進活動や女性農業委員の資質向上、活動の場を広げる取組みは、一層重要性を増していることから、その取組みを強化していく必要がある。

今回農業会議の各支部に、女性の会支部に関し意見を聞いた中では、農業会議支部（地方事務所）に事務局を置き、独立した組織として運営していくことに大きな異論がなかったが、運営と活動内容に関しては充実を求める声があるので、長野県女性農業委員の会の中で検討されたい。

なお、女性の会支部の活動費は、本会から交付される限られた予算の中で運営しており、支部段階の独自の活動を強化していくためには、既に実施しているように、農業委員会協議会と連携しての活動推進も含めて、他の関連組織との連携により進めていくことも有効と考えられる。

4 長野県農業者年金推進協議会支部

(1) 役割

農業者年金制度は、食料・農業・農村基本法の下で、農業者の老後生活の安定と意欲ある担い手の確保を進める政策年金に位置づけられており、新規就農者や認定

農業者等に対する保険料助成等の支援を行うなど、地域農業の担い手の育成・確保を図るための有効な施策の一つに位置づけられている。

農業者年金を今後とも安定した制度として維持していくためには、加入者の増加を図っていく必要があり、現在、農業委員会組織・JAグループ・年金加入・受給者組織が一体となって、「加入者累計13万人に向けた後期2ヶ年強化運動」に取り組んでいる。

農業者年金の普及推進業務に関しては、農業委員会組織の重要な業務として、JA組織と連携し、積極的に全農業委員会に普及推進を働きかけており、研修等を通じ、農業会議、JA長野中央会、農業委員会、JAが連携を図りつつ目標達成に向けた運動を展開している。

一方、長野県農業者年金推進協議会支部（以下「年金協議会支部」という。）は、市町村農業者年金推進協議会を構成員とし、11地区単位に設置されており、農業者年金事業の普及推進等を目的とした活動を行っている。

支部は、長野県農業者年金推進協議会から交付される支部活動費（前年度の加入実績等をもとに交付）をもとに活動し、近隣市町村の取組み動向に関する情報交換や目標に向けた意識の共有を図り、地区独自で行う普及推進活動の取組み母体となってきた。

しかし、現状を見ると、年1回の総会とそれに併せた研修会、パンフレットの配布のみという活動が多く、支部としての活動は限定的となっている。

(2) 活動方向

農業の経営安定対策として、また、政策年金である農業者年金の普及推進活動は農業委員会組織の重要な業務の一つとなっている。

地区の独自の普及活動を進めるためにできた年金協議会支部ではあるが、現在の活動内容は(1)で述べたように限定されていて、積極的な独自活動はほとんど行われていない。

年金協議会支部の事務局を受け持つ農業会議支部は、農業会議業務という位置づけで活動しているが、一方農業会議支部を受け持つ地方事務所の業務との関係も考えると、県として政策年金として制度を広報啓発する業務は必要であるものの、農業者に対する直接的な加入促進業務への関与については、整理して見直す必要があると考える。

上記を踏まえると、すでに現在の年金協議会の支部活動は限定的であること、また、すでに年金協議会支部を廃止して農業委員会協議会が事務を引き継いでいる地区もあることから、地域の意向をベースに廃止を含めた支部組織のあり方を検討する必要がある。

なお、農業者年金の普及推進を効果的に実施していく観点から、支部事務を引き継いでいる農業委員会協議会等に対する普及推進活動費の交付は、必要に応じて実

施していくことが適当である。

IV まとめ

我が国経済・社会や農業・農村を取り巻く環境が大きく変化しており、既存の組織・制度の抜本的な見直しが進められている中で、今般、制度発足以来となる60年ぶりの農業委員会法の大改正が行われた。

今回の改正により、農地等の利用の最適化の推進業務は、農業委員会の必須業務に位置づけられ、農地中間管理機構と連携して目に見える成果をあげていくことが求められている。こうした中で、農業会議が行ってきた農業委員会に対する情報提供や農業委員等に対する研修などの支援活動は、農業委員会ネットワーク機構として、さらに重要性を増している。

このため、農業会議は、本報告書に基づいて、支部を含む組織・業務の改革に積極的に取組み、農業委員会ネットワーク機構として期待される役割・機能を十分に発揮しながら社会的な評価を高めていくことが必要である。

本報告書においては、法改正後の体制に移る中で、あらためて支部業務の在り方に関する整理と業務負担の軽減を主目的に検討を行った。

検討においては、各支部からのご意見をお聞きしたが、それぞれ地域の事情が異なり、また関連団体の活動や関与にも地区で差があり、すでに工夫してうまく連携して活動している状況も多く見られた。

検討した結果をあらためてまとめると次のとおりである。

①農業会議支部については、県の協力をいただき引き続き設置する必要があること

②農業会議支部と県業務との関係を整理し、それを踏まえ業務を精査した。

③農業会議支部の業務の負担軽減内容

i 支部活動に伴う経費に関し、農業会議の直接執行を可能にする。

ii 情報提供活動のうち、全国農業新聞の農業者への直接的な普及活動は行わない。

iii 農業者年金推進業務のうち、農業者への直接的な加入推進活動は行わない。

iv 支部が事務局を持つ観点から、関連団体の在り方に関する検討と見直しの提言（特に農業委員会事務研究会、農業者年金推進協議会）

③のivに関しては、本検討委員会では、関連団体自体の在り様にまで踏み込むことはできないが、農業会議が発足にも関係し農業会議業務と深い関係を持つ団体ということで、支部業務の負担軽減という観点から検討内容を提言しているので、各団体に主旨を十分に説明し検討を進めることが重要である。

なお、③のi～iiiに関しては、平成29年度から対応、ivは報告書が承認されてから農業会議から各団体に働きかけを行うこととし、各団体において検討を開始するよう要請していく。

農業会議（農業委員会ネットワーク機構）業務の法的な位置づけ
【農業委員会等に関する法律：抜粋】

（業務）

- 第43条** 都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県機構」という。）は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 農業委員会相互の連絡調整並びにその事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組に関する情報の公表、農業委員会の委員、推進委員及び職員に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援を行うこと。
 - 二 農地に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
 - 三 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する関係農業委員会の紹介その他の支援を行うこと。
 - 四 法人化の支援その他農業経営の合理化のために必要な支援を行うこと。
 - 五 認定農業者その他の農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援を行うこと。
 - 六 農業一般に関する調査及び情報の提供を行うこと。
 - 七 農地法その他の法令の規定により都道府県機構が行うものとされた業務を行うこと。
 - 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（事業計画等）

- 第45条** 機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会ネットワーク業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、その指定をした農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（業務への協力）

- 第54条** 地方公共団体その他の関係者は、農業委員会ネットワーク業務の実施に関し機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。



長野県指令28農政第6号

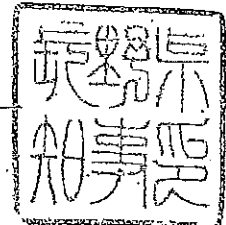
長野県長野市大字南長野字幅下692の2
一般社団法人長野県農業会議
会長 望月雄内

平成28年4月1日付け28長農会議第3号で申請のあった認可については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第45条第1項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク業務に関する「平成28年度事業計画及び収支予算書」として認可する。

平成28年4月1日

長野県知事

阿部 守



平成28年度一般社団法人長野県農業会議事業計画 (農業委員会ネットワーク業務に関する事業計画書)

第1 事業方針

我が国の農業・農村をとりまく情勢は、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加等が進行する中で、生産資材価格の値上がりと農産物価格が低迷しており、農業経営の安定化、農村集落の活力維持は喫緊の課題となっている。

このような状況の中で、平成27年度は農業委員会法、農業協同組合法、農地法の改正が行われ、さらには、昨年10月のTPP大筋合意などにより、大きな転換期に直面している。

こうした状況を踏まえ、国では、「改訂・農林水産業・地域の活力創造プラン」や昨年11月に閣議決定した「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、「強い農林水産業」の確立に向けた施策を着実に推進するとしており、農業委員会組織としては、農地中間管理機構との連携を密にしながら農地利用最適化の推進に向けた活動を強化し、目に見える成果をあげていくことが求められている。

一方、長野県では、4年目を迎える「長野県総合5か年計画」や「長野県食と農業農村振興計画」の達成推進に向けて取組強化が一層求められている。

当会議は改正農業委員会法に基づき、本年4月から一般社団法人に組織変更し、農業委員会ネットワーク機構として知事から指定を受け、新たな農業情勢の変化や制度改革の動きに適確に対応しながら、農業委員会が取り組む「農地利用最適化の推進」業務を一層積極的に支援することが必要になる。

このため、当会議としては、農業委員会との連絡調整、農業委員や農地利用最適化推進委員への研修等を基本に、担い手への経営支援や農地に関する情報収集・提供などの実践活動に取り組むとともに、農業者や農業・農村が抱える諸問題に対応するため、下記の重点推進事項を基軸としながら、以下の事業に取り組んでいくこととする。

【平成28年度重点推進事項】

- 1 改正農業委員会法に基づく、農業委員会の体制整備及び活動強化に向けた支援
- 2 農地利用最適化の推進に向けた活動の強化
- 3 改正農地法に基づく円滑な農地審議の実施
- 4 農地利用の最適化に関する施策の企画立案、改善意見の提出
- 5 TPPの国内対策の確立等に向けた活動の強化
- 6 農業者年金制度の普及と新規加入者の掘り起し
- 7 農業者等に対する情報提供活動の強化

第2 事業の推進

1 諸会議の開催

当会議の運営及び事業推進を図るため、次の会議を開催する。

- (1) 通常総会（6月下旬：松本市）及び臨時総会（3月下旬：長野市）
- (2) 理事会（年2回）6月・3月 長野市
- (3) 常設審議委員会（毎月、原則15日）
- (4) 地区常設審議委員会（毎月、原則10日）
- (5) 監査会（年2回）6月・12月 長野市
- (6) 正副会長会議（随時）
- (7) 市町村農業委員会長並びに事務局長合同会議（5月：松本市、長野市）
- (8) その他業務運営に必要な会議

2 組織・事業の効率的な運営

組織を取り巻く情勢の変化に対応した組織・事業の効率的な運営を進めるため、次の取組みを実施する。

- (1) 農業委員会ネットワーク機構の円滑な運営

改正農業委員会法及び改正農地法を踏まえた農業委員会ネットワーク機構の円滑な運営を図るため、適時、組織体制の見直しを行う。

- (2) 改正農業委員会法の施行に対応した農業委員会の体制整備

改正農業委員会法の周知に努めるとともに、新制度への円滑な移行に向けて相談活動等を実施するとともに、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数と及び予算確保など、農業委員会の体制整備に向けた支援活動を強化する。

- (3) 多様な人材の登用促進

本年度に新制度に移行する農業委員会において女性・青年農業者など多様な人材が農業委員に選任される環境づくりに取り組むとともに、関係機関・団体に対する要請活動に取り組む。

- (4) 地区担当制の充実

農業委員会活動の実態把握や支援活動を強化するため、地区担当制による相談・支援体制の充実を図る。

- (5) 職員の資質向上対策

農業委員会ネットワーク機構業務の円滑な実施を図るため、農地・経営等に関する専門的指導能力を有する職員の資質向上に取り組む。

第3 事業実施の内容

I 農業委員会の活動支援

1 農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上対策の実施

農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員の資質向上を図るため、体系的な研修・相談活動等を実施する。

(1) 基礎研修会の開催

ア 農業委員会事務局新任職員研修会（4月20日：松本市）

イ 農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会（5月31日：小諸市、
6月1日：長野市、6月2日：岡谷市、6月3日：松本市）

(2) 実務研修会の開催

ア 農業委員長実務研修会（6月下旬：松本市、3月下旬：長野市）

イ 農業委員及び農地利用最適化推進委員実務研修会（11月：伊那市）

ウ 農業委員会活動活性化セミナー

エ 地区別農業委員等研修会

(3) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」等の策定を支援

(4) 農業委員会巡回相談会の実施

(5) 農業委員会が開催する研修会等への協力支援

(6) 女性農業委員の登用促進に向けたアドバイザーの委嘱及び研修会の開催

(7) 関係団体の活動支援

農業委員会の活動強化を図るため、長野県農業委員会協議会、長野県女性農業委員の会及び長野県農業委員会事務研究会の活動を支援する。

II 農地対策の推進

1 農地利用最適化の推進に向けた活動の強化

農業委員会による農地中間管理事業等を積極的に活用した担い手への農地の集積・集約化の農地利用調整活動等を支援する。

(1) 農地中間管理機構等と連携した農地の利用調整活動への支援

(2) 農地情報管理センターと連携した農地の集積情報の収集と提供

(3) 農地相談の実施

2 改正農地法等法令に基づく円滑な農地審議の実施

改正農地法等法令に基づく、農業委員会等からの意見聴取について、県の支援のもと、地区常設審議委員会での意見集約及び常設審議委員会の審議を経て、公正・適正に農地業務を執行する。

(1) 農地法に基づく事項

(2) 農業経営基盤強化促進法に基づく事項

(3) その他法令に基づく事項

3 農地情報公開システムへの移行及び農地台帳の更新を支援

農業委員会が「農地情報公開システム フェーズ2」（全国農地ナビ）への円滑なデータ移行及び農地台帳の正確な記録の確保が図られるよう支援する。

- (1) 農地情報公開システム研修会の開催
- (2) 農業委員会への巡回支援

4 遊休農地対策の実施

農地法に基づく「利用状況調査及び利用意向調査」や遊休化を未然に防ぐ「鳥獣被害防止対策」等の実施により、遊休農地の発生防止・解消対策に取り組む農業委員会の活動に対して、支援・協力を行う。

- (1) 長野県遊休農地解消月間にあわせた調査・啓発活動の実施
- (2) 遊休農地活用功績者表彰の実施と遊休農地活用シンポジウム等の開催
- (3) 遊休農地への新規作物の導入等を検討
- (4) 「地産地消・食育」を絡めた遊休農地の解消活動等を支援
- (5) 鳥獣被害防止対策に関する情報提供

III 農政対策の推進

1 「農地等の利用の最適化」に関する施策の企画立案、改善意見の提出

基本農政の確立に向けた国・県の農業・農村振興施策に反映させるため、業務を通じて得られた知見に基づき、農地等利用最適化推進施策を企画立案し、国・県等の関係行政機関へ施策の改善等について具体的な意見を提出する。

- (1) 定期総会、農業委員・農地利用最適化推進委員大会（仮称）等を通じた施策の企画立案、意見の提出
- (2) 国・県等関係者との懇談会・意見交換会等を通じた意見の提出
- (3) J Aグループ等の関係団体と連携した施策の企画立案、意見の提出
- (4) 農業委員会と農業者等との意見交換会への支援

2 TPP国内対策の実現等に向けた活動の強化

TPPに対する農業者の不安解消と農業の再生産を可能とする国内対策の実現に向け、関係機関・団体と連携した活動を実施する。

- (1) 国の「総合的なTPP関連政策大綱」及び「長野県TPP協定に係る農林業分野対応方針」に関する農業者等への情報提供と助言
- (2) J Aグループ等関係団体と連携した情報提供の強化

IV 農業一般に関する調査の実施

農地の効率的利用を図るための基礎資料とするため、農業委員会を通じて農地売買価格等に関する調査等を実施する。

- (1) 田畑売買価格等に関する調査（5月1日時点）
- (2) 農作業料金・労賃に関する調査（12月1日時点）
- (3) その他必要な調査

V 担い手・経営対策の推進

1 新規就農者の確保・農業法人等への雇用対策

(1) 新規就農者の確保対策の推進

「青年就農給付金事業（準備型・経営開始型）」等の円滑な推進を図るとともに、(公社)長野県農業担い手育成基金、(公財)長野県農業開発公社、当会議の3団体で構成する「長野県新規就農相談センター」との連携により、新規就農者の確保・支援をする。

ア 新・農業人フェアへの出展

イ 就農関連情報提供

ウ 農業法人等就業事業の推進

(2) 農業法人等の雇用受入支援

農業法人等が農業経験の少ない者を正規雇用して、OJT研修等を実施した場合、その費用の一部を助成し、雇用就農者の育成、法人独立支援及び農業法人等において、次世代の経営者を育成するため、先進的な農業法人や異業種の法人に役職員を派遣する次世代タイプなど「農の雇用事業」の活用等を通じ、農業法人等の経営改善を支援する。

ア 研修責任者・研修生セミナーの開催（応募の都度）

イ 事業実施経営体の巡回現地調査及び支援

ウ 短期就業体験、経営継承の推進

エ 農業技術検定試験の支援

オ 農業法人の実態調査

2 農業経営者組織の運営を支援

認定農業者等の担い手が組織する養鶏・鉢花・水田等の経営者組織の運営を支援し、農業者の経営改善を図る。（長野県養鶏協会、長野県鉢花園芸組合、信州水田農業経営者会議、長野県国際農友会）

3 農業経営の改善・合理化等を支援

長野県農業再生協議会等と連携を図り、農業者の経営改善、集落営農組織の経営安定等の支援活動を行う。

(1) 認定農業者等を対象とした農業経営管理能力向上セミナーの開催

(2) 農業経営コンサルタント・専門アドバイザー派遣による経営改善支援

(3) 集落営農経営発展支援研修会の開催

(4) 気象災害等による農作物等への甚大な被害発生時に、「長野県農業団体災害対策協議会」を通じて被災農家のへ支援施策を情報提供等し、経営安定を支援する。

Ⅵ 農業者年金対策の推進

1 加入推進活動の実施

「加入者累計13万人に向けた後期2カ年運動（仮称）（平成28年度～29年度）」に基づく市町村別目標設定及び加入推進に向けて実施する。

- (1) 農業委員会、JA、年金協議会等への普及推進支援
- (2) 加入推進部長等研修会の開催（9月 県下2ヶ所）
- (3) 長野県農業者年金推進協議会への活動支援
- (4) JA組織との加入推進広報活動検討会議（9月）

2 農業者年金受託業務の支援

農業者年金業務の円滑な推進を図るため、関係機関・団体との連携により、次のとおり実施する。

- (1) 市町村・JAの新任担当職員実務研修会の開催（5月 長野市）
- (2) 農業者年金業務推進会議の開催（6月 松本市）
- (3) 業務受託機関等の考査指導への対応

3 相談活動の実施

旧制度に基づく経営移譲や支給停止、現行制度の加入手続き及び経営継承等相談活動を実施する。

- (1) 農業者年金相談会・研修会への対応（随時）
- (2) 個別相談の実施（随時）

Ⅶ 情報提供活動の推進

1 全国農業新聞・全国農業図書の普及推進活動の実施

改正農業委員会法に定める「情報提供活動」の中核として、引き続き全国農業新聞・全国農業図書の普及推進活動を位置づけ、農業委員会等との連携協力により、次のとおり実施する。

- (1) 情報事業推進会議の開催
- (2) 情報企画員会議の開催
- (3) 市町村普及巡回の実施（随時）
- (4) 研修会等における図書の展示販売（随時）

2 情報提供活動の充実強化

農業委員会組織の活動・事業のPR活動を強化するため、次の活動を実施する。

- (1) 農業会議のホームページの内容充実と活動の見える化の推進
- (2) インターネットを活用した農業委員会組織の情報通信の効率化

一般社団法人長野県農業会議組織体制等検討委員会設置運営要領

平成28年12月15日
(一社)長野県農業会議

1 目 的

本年4月の改正農業委員会法等の施行など、農業・農村及び農業委員会組織をめぐる情勢変化及び農業会議の組織体制の変化を踏まえ、今後の農業会議の支部活動の役割及び組織のあり方について検討を行うため、一般社団法人長野県農業会議組織体制等検討委員会を設置するものとする。

2 組 織

(1) 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- | | |
|--------------------------|-------|
| ① 一般社団法人長野県農業会議役員の代表者 | 3名 |
| ② 長野県農業委員会協議会の代表者 | 2名 |
| ③ 一般社団法人長野県農業会議支部幹事長の代表者 | 3名 |
| ④ 農業委員会（農業委員会協議会）事務局の代表者 | 1名 |
| ⑤ 長野県農政部農業政策課農業団体・共済係長 | 1名 |
| | 合計10名 |

(2) 委員は常設審議委員会に諮って選出する。

3 検討事項

委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 農業会議支部及びそれに関連する団体の役割と活動方向について
- (2) その他

4 運 営

- (1) 委員会に正副委員長を置き、農業会議副会長があたる。
- (2) 委員会は、委員長が招集し、主宰する。
- (3) 委員会は、必要に応じ適当と認められる者に対して委員会への出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

5 スケジュール

委員会は数回の議論を重ね、平成28年12月を目途に検討結果を取りまとめるものとする。

6 その他

前項の規定によるほか、この委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

(附則)

この要領は平成28年6月15日より施行する。

◎ 一般社団法人長野県農業会議組織体制等検討委員会委員 (敬称略)

役 職	氏 名	備 考
委 員 長	小 山 英 壽	一般社団法人長野県農業会議副会長
副委員長	板 花 守 夫	〃 副会長
委 員	宮 島 明 博	〃 常設審議委員
〃	市 川 寛	長野県農業委員会協議会会長 (佐久農業委員会協議会長)
〃	本 田 武 司	〃 副会長 (飯伊農業委員会協議会長)
〃	丸 山 秀 樹	一般社団法人長野県農業会議長野支部幹事長
〃	上 條 利 之	〃 松本支部幹事長
〃	雫 田 幸 和	〃 北信支部幹事長
〃	橋 本 達 也	佐久市農業委員会事務局長 (佐久農業委員会協議会事務局長)
〃	小 林 健 次	長野県農政部農業政策課課長補佐兼農業団体・共済係長

◎ 検討スケジュール

会議名	検討内容
・ 常設審議委員会 (6 月 1 5 日)	・ 農業会議組織体制等検討委員会設置要領 (案) について
・ 第 1 回検討委員会 (7 月 1 5 日)	・ 検討の進め方について ・ 農業会議等の支部組織の現状と課題について
・ 第 2 回検討委員会 (8 月 1 2 日)	・ 農業会議支部及びそれに関連する団体の役割と活動方向について
・ 第 3 回検討委員会 (1 0 月 1 4 日)	・ 同 上
・ 第 4 回検討委員会 (1 2 月 1 5 日)	・ 検討委員会報告書 (案) について
・ 常設審議委員会 (1 月 1 3 日)	・ 検討結果の報告について

平成 29 年度農林水産・農業委員会関係予算の概要について

平成 29 年 1 月 13 日 (金)

一般社団法人長野県農業会議

I 平成 29 年度農林水産関係予算案 (28 年度補正含む) の概要

12 月 22 日に閣議決定された「平成 29 年度農林水産関係予算案」は、平成 28 年度当初予算額と比べ 99.9% の 2 兆 3071 億円となり、8 月 24 日に閣議決定した「平成 28 年度第 2 次補正予算分」を含めると 24.8% 増となる 2 兆 8,810 億円となった。

平成 29 年度予算の特徴は、政府の農林水産業・地域の活力創造本部が 11 月 29 日に決めた 13 項目にわたる「農業競争力強化プログラム」を追記した「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿った、農林水産業の成長産業化を実現するための担い手への農地の集積・集約化、高収益作物への転換など支援による構造改革の推進、競争力強化のための基盤整備、農山漁村の活性化と多面的機能の維持・発揮による農林水産業の競争力強化を図るための関係予算が盛り込まれている。

■平成 29 年度農林水産予算の骨子

【単位：億円、() は 28 年度当初予算比】

	29 年度概算決定額	28 年度補正額	合 計
農林水産予算総額	23,071 (99.9%)	5,739 —	28,810 (124.8%)
公共事業費	6,833 (101.1%)	2,863 —	9,697 (143.4%)
非公共事業費	16,238 (99.4%)	2,876 —	19,114 (117.0%)

Ⅱ 平成29年度農業委員会関係予算の概要

1 農業委員会組織関係予算の概要

農業委員会交付金は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等を交付する予算として前年度同額の47億1,800万円が措置された。

また、農地利用の最適化に向け、農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動を支援する農地利用最適化交付金は、平成29年度7月に全国の3分の2の農業委員会が新体制に移行するなど、69億9,300万円が措置された。

遊休農地の所有者の利用意向調査、農地情報公開システムの維持管理費、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等支援する機構集積支援事業は、29億4,300万円が措置された。

都道府県機構が農地法に規定された業務を行うためにかかる経費を国が負担する都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金は、前年度同額の5億1,400万円が措置された。

(1) 農業委員会交付金 47億1,800万円

(H28年度予算と同額)

- 農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等の経費

(2) 農地利用最適化交付金 69億9,300万円

(H28年度：19億6,100万円)

- 農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費

(3) 機構集積支援事業 29億4,300万円

(H28年度：22億2,500万円)

- 遊休農地の所有者の利用意向調査、農地情報公開システムの維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援

(4) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 5億1,400万円

(H28年度予算と同額)

- 都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う農地法に規定された業務に要する経費（人件費、旅費等）を国が負担する義務的経費

平成29年度 農林水産予算の骨子

総 括 表

区 分	28 年 度 予 算 額	29 年 度 概算決定額 A	(28年度2次補正追加額)	
			補 正 額 B	A + B
	億円	億円	億円	億円
農 林 水 産 予 算 総 額	23,091	23,071	5,739	28,810
(対前年度比)	—	99.9%	—	124.8%
1. 公 共 事 業 費	6,761	6,833	2,863	9,697
(対前年度比)	—	101.1%	—	143.4%
一 般 公 共 事 業 費	6,569	6,641	2,150	8,791
(対前年度比)	—	101.1%	—	133.8%
災 害 復 旧 等 事 業 費	193	193	713	906
(対前年度比)	—	100.0%	—	470.4%
2. 非 公 共 事 業 費	16,330	16,238	2,876	19,114
(対前年度比)	—	99.4%	—	117.0%

(注) 1. 金額は関係ベース。

2. 計数整理の結果、異動を生じることがある。

3. 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

4. このほか、28年度3次補正予算において、災害復旧等事業等に306億円を措置している。

公共事業費一覧

区 分	28 年 度 予 算 額	29 年 度 概算決定額 A	(28年度2次補正追加額)	
			補 正 額 B	A + B
	億円	億円	億円	億円
農業農村整備 (対前年度比)	2,962 —	3,084 104.1%	1,580 —	4,664 157.4%
林 野 公 共 (対前年度比)	1,800 —	1,800 100.0%	410 —	2,210 122.8%
治 山 (対前年度比)	597 —	597 100.0%	100 —	697 116.8%
森 林 整 備 (対前年度比)	1,203 —	1,203 100.0%	310 —	1,513 125.8%
水産基盤整備 (対前年度比)	700 —	700 100.0%	160 —	860 122.8%
海 岸 (対前年度比)	40 —	40 100.0%	1 —	40 101.3%
農山漁村地域 整備交付金 (対前年度比)	1,067 —	1,017 95.3%	— —	1,017 95.3%
一般公共事業費計 (対前年度比)	6,569 —	6,641 101.1%	2,150 —	8,791 133.8%
災 害 復 旧 等 (対前年度比)	193 —	193 100.0%	713 —	906 470.4%
公 共 事 業 費 計 (対前年度比)	6,761 —	6,833 101.1%	2,863 —	9,697 143.4%

- (注) 1. 金額は関係ベース。
2. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
3. 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。
4. 農業農村整備事業関係予算については、
・ 29年度概算決定額として4,020億円(農業農村整備事業3,084億円、農山漁村地域整備交付金のうち農業農村整備分701億円及び農地耕作条件改善事業(非公共)236億円の合計)
・ 28年度2次補正額として1,752億円(農業農村整備事業1,580億円及び農地耕作条件改善事業等(非公共)172億円の合計)
を措置している。
5. このほか、28年度3次補正予算において、災害復旧等事業に123億円を措置している。

平成29年度農林水産関係予算のポイント

総額 2兆3,071億円(2兆3,091億円)

※ 各事項の()内は、平成28年度当初予算額

担い手への農地集積・集約化による構造改革の推進

- 農地中間管理機構による農地集積・集約化
 - ・農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化
 - ・農地の大区画化等の推進<公共> (農業農村整備事業で実施)
 - ・農地耕作条件改善事業
 - ・果樹支援関連対策 (果樹・茶支援関連対策で実施)
- 農業委員会の活動による農地利用の最適化
 - ・農業委員会の活動による農地利用最適化の推進
 - ・機構集積支援事業 (農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化で実施)
- 法人経営・集落営農・新規就農など多様な担い手の育成・確保
 - ・農業経営力向上支援事業
 - ・農業人材力強化総合支援事業 (旧 新規就農・経営継承総合支援事業)
 - [・農業次世代人材投資事業 (旧 青年就農給付金)
- ・経営体育成支援事業

155億円(81億円)
1,034億円の内数(913億円の内数)
236億円(123億円)
57億円の内数(56億円の内数)
123億円(73億円)
29億円(22億円)
7億円(7億円)
202億円(193億円)
140億円(116億円)
28億円(30億円)

水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

- ・水田活用の直接支払交付金
- ・米活用畜産物等ブランド化推進事業
- ・水田の畑地化・汎用化の推進<公共> (農業農村整備事業で実施)
- ・野菜生産転換促進事業 (新しい野菜産地づくり支援事業で実施)
- ・次世代施設園芸の取組拡大
 - [・次世代施設園芸拡大支援事業
 - ・強い農業づくり交付金 (優先枠)
- ・畑作物の直接支払交付金
- ・収入減少影響緩和対策交付金
- ・米穀周年供給・需要拡大支援事業
- ・米の直接支払交付金
- ・収入保険制度の導入・農業営営補償制度の見直しに向けた準備

3,150億円(3,078億円)
0.4億円(0.4億円)
1,034億円の内数()
15億円()
5億円(10億円)
20億円(15億円)
(所要額) 1,950億円(1,948億円)
(所要額) 746億円(753億円)
50億円(50億円)
714億円(723億円)
5億円()

強い農林水産業のための基盤づくり

- 農林水産基盤整備 (競争力強化・国土強靱化)
 - ・農業農村整備事業<公共> 3,084億円(2,962億円)
236億円(123億円)
 - ・農地耕作条件改善事業 (再掲)
 - ・森林整備事業<公共> 1,203億円(1,203億円)
70億円の内数(61億円の内数)
 - ・次世代木材生産・供給システム構築事業 (次世代林業基盤づくり交付金で実施) 597億円(597億円)
 - ・治山事業<公共> 700億円(700億円)
10億円()
 - ・水産基盤整備事業<公共> 1,017億円(1,067億円)
 - ・漁港機能増進事業
 - ・農山漁村地域整備交付金<公共>
- 農林水産関係施設整備
 - ・強い農業づくり交付金 202億円(208億円)
 - ・森林・林業再生基盤づくり交付金 (次世代林業基盤づくり交付金で実施) 70億円の内数(61億円の内数)
 - ・浜の活力再生交付金 (浜の担い手・地域活性化対策で実施) 54億円(41億円)
2億円(2億円)
 - ・特殊自然災害対策施設緊急整備事業
- 畜産・酪農の競争力強化
 - ・畜産・酪農経営安定対策 (所要額) 1,763億円(1,698億円)
60億円()
 - ・酪農経営体生産性向上緊急対策事業 70億円(68億円)
 - ・飼料生産型酪農経営支援事業 10億円(10億円)
 - ・飼料増産総合対策事業 62億円(48億円)
 - ・草地関連基盤整備<公共> (農業農村整備事業で実施)
- 品目別生産振興対策
 - ・野菜価格安定対策事業 (所要額) 172億円(171億円)
 - ・新しい野菜産地づくり支援事業 23億円(11億円)
 - ・果樹・茶支援関連対策 72億円(70億円)
 - ・甘味資源作物生産支援対策 98億円(93億円)
 - ・国産花きイノベーション推進事業 8億円(7億円)
 - ・薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業 5億円(5億円)
 - ・畜産・酪農経営安定対策 (再掲) (所要額) 1,763億円(1,698億円)
- 農林水産分野におけるイノベーションの推進
 - ・目標を明確にした戦略的技術開発
 - [・「知」の集積と活用によるイノベーション
 - ・重点的な委託研究プロジェクトによるイノベーション
- ・農林水産業におけるロボット技術安全性確保検討事業

3,084億円(2,962億円)
236億円(123億円)
1,203億円(1,203億円)
70億円の内数(61億円の内数)
597億円(597億円)
700億円(700億円)
10億円()
1,017億円(1,067億円)
202億円(208億円)
70億円の内数(61億円の内数)
54億円(41億円)
2億円(2億円)
(所要額) 1,763億円(1,698億円)
60億円()
70億円(68億円)
10億円(10億円)
62億円(48億円)
(所要額) 172億円(171億円)
23億円(11億円)
72億円(70億円)
98億円(93億円)
8億円(7億円)
5億円(5億円)
(所要額) 1,763億円(1,698億円)
21億円(20億円)
41億円(38億円)
1億円(1億円)

農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化

- 農林水産業の輸出力強化
 - ・輸出戦略の実行体制の強化 12億円(13億円)
 - ・輸出総合サポートプロジェクト 16億円(15億円)
 - ・国際農産物等市場構想推進事業 2億円(2億円)
 - ・食文化発信による海外需要フロンティア開拓の加速化 7億円(8億円)
 - ・地理的表示保護制度活用総合推進事業 2億円(2億円)
 - ・植物品種等海外流出防止総合対策事業 1億円(ー)
 - ・海外規格等との相互認証、日本発規格の国際化 1億円(1億円)
 - ・輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備 5億円(4億円)
- 農林水産物・食品の高付加価値化
 - ・食育の推進と国産農林水産物の消費拡大、食品ロスの削減 9億円(9億円)
 - ・食文化発信による海外需要フロンティア開拓の加速化(再掲) 7億円(8億円)
 - ・農林漁業成長産業化ファアンドの積極的活用 (財政資金) A-FIVEによる出題資料267億円の内数 23億円(24億円)
 - ・6次産業化支援対策

食の安全・消費者の信頼確保

- ・消費・安全対策交付金 19億円(18億円)
- ・家畜衛生等総合対策 55億円(55億円)
- ・畜産・水産分野における薬剤耐性対策(消費・安全対策交付金等で実施) 23億円の内数(21億円の内数)
- ・産地偽装取締強化等対策 3億円(2億円)

人口減少社会における農山漁村の活性化

- 中山間地農業の活性化支援
 - ・中山間地農業ルネサンス事業(中山間地農業特別支援対策) <一部公共> 400億円(優先枠を設けて実施)
- 日本型直接支払の実施
 - ・多面的機能支払交付金 483億円(483億円)
 - ・中山間地域等直接支払交付金 263億円(263億円)
 - ・環境保全型農業直接支払交付金 24億円(24億円)
- インバウンドの推進と農山漁村の振興
 - ・「農泊」の推進(農山漁村振興交付金で実施) 101億円の内数(80億円の内数)
 - ・食によるインバウンド対応推進事業 1億円(1億円)
 - ・おみやげ農畜産物検査受検円滑化支援事業 0.4億円(0.5億円)
 - ・農山漁村振興交付金 101億円(80億円)
 - ・荒廃農地等利用促進交付金 2億円(2億円)

都市農業の機能発揮

- ・都市農業機能発揮対策事業 2億円(2億円)
- 再生可能エネルギーの導入促進
 - ・再生可能エネルギー導入等の推進 9億円(2億円)
 - ・木質バイオマスの利用拡大(新たな木材需要創出総合プロジェクトで実施) 4億円(5億円)
- 鳥獣被害防止対策の推進
 - ・鳥獣被害防止総合対策交付金 95億円(95億円)
 - ・シカによる森林被害緊急対策事業 2億円(2億円)

林業の成長産業化・森林吸収源対策の推進

- ・次世代林業基盤づくり交付金 70億円(61億円)
- ・林業成長産業化地域創出モデル事業(次世代林業基盤づくり交付金で実施) 10億円(ー)
- ・施業集約化の加速化 9億円(6億円)
- ・森林・林業人材育成対策 60億円(59億円)
- ・新たな木材需要創出総合プロジェクト 12億円(14億円)
- ・違法伐採対策の推進(新たな木材需要創出総合プロジェクトで実施) 1億円(0.4億円)
- ・花粉発生源対策 5億円(4億円)
- ・森林・山村の多面的機能の発揮対策 17億円(25億円)
- ・森林整備事業<公共>(再掲) 1,203億円(1,203億円)
- ・治山事業<公共>(再掲) 597億円(597億円)

水産日本の復活

- ・浜の担い手・地域活性化対策 66億円(50億円)
- ・浜の活力再生交付金(再掲)(浜の担い手・地域活性化対策で実施) 54億円(41億円)
- ・資源管理・資源調査の強化 42億円(39億円)
- ・漁業経営安定と漁業構造改革の推進
 - ・漁業収入安定対策事業 290億円(334億円)
 - ・漁業構造改革総合対策事業 146億円(203億円)
 - 40億円(3億円)
- ・水産物の加工・流通・輸出対策 14億円(15億円)
- ・水産多面的機能の発揮対策と離島漁業の再生支援 43億円(40億円)
- ・増養殖対策 14億円(14億円)
- ・捕鯨対策 51億円(51億円)
- ・水産基盤整備事業<公共>(再掲) 700億円(700億円)
- ・漁港機能増進事業(再掲) 10億円(ー)

平成29年度農林水産関係予算の重点事項

総額 2兆3,071億円
(2兆3,091億円)

(※) 各事項の下段()内は、平成28年度当初予算額
【補正予算】は、平成28年度第2次補正予算

1 担い手への農地集積・集約化による構造改革の推進

(1) 農地中間管理機構による農地集積・集約化

- | | | |
|---|---|---------------------------------------|
| ① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化 | 155億円
(81億円) | 【補正予算】
農地情報公開システム
データ整備
15億円 |
| <ul style="list-style-type: none">担い手への農地集積・集約化等を加速化するため、農地中間管理機構の事業運営、農地の出し手に対する協力金の交付等を支援
(各都道府県の基金から充当し、不足分を措置) | | |
| ② 農地の大区画化等の推進<公共> | (農業農村整備事業で実施)
1,034億円の内数
(913億円の内数) | 【補正予算】
370億円 |
| <ul style="list-style-type: none">農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化等を促進 | | |
| ③ 農地耕作条件改善事業 | 236億円
(123億円) | 【補正予算】
102億円 |
| <ul style="list-style-type: none">農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化が行われ、又は基盤整備の実施により今後行われると見込まれる地域において、区画拡大、暗渠排水等に加え、土壌改良をはじめとする借り手のニーズに対応した基盤整備を支援 | | |
| ④ 果樹支援関連対策 | (果樹・茶支援関連対策で実施)
57億円の内数
(56億円の内数) | |
| <ul style="list-style-type: none">農地中間管理機構が園地を借り受け、園地整備と改植を行う取組を支援 | | |

(2) 農業委員会の活動による農地利用の最適化

- | | |
|--|-----------------|
| ① 農業委員会の活動による農地利用最適化の推進 | 123億円
(73億円) |
| <ul style="list-style-type: none">農地利用の最適化の推進のための農業委員会の積極的な活動を支援 | |

② 機構集積支援事業

(農地中間管理機構による担い手への
農地集積・集約化の加速化で実施)

【補正予算】

農地情報公開システム
データ整備

- ・ 遊休農地の所有者の利用意向調査、農地情報公開システムの維持管理、農業委員等の資質向上に向けた研修等を支援

29億円
(22億円)

15億円

(3) 法人経営、集落営農、新規就農など多様な担い手の育成・確保

① 農業経営力向上支援事業

7億円
(7億円)

- ・ 農業経営の法人化・集落営農の組織化の取組を支援するとともに、農業経営の質の向上（農業界と経済界の人材マッチング、雇用就農者等のキャリアアップ等）を促進

② 農業人材力強化総合支援事業

(旧 新規就農・経営継承総合支援事業)

202億円
(193億円)

【補正予算】

農業経営塾の展開支援
2億円

- ・ 次世代を担う人材を育成・確保するため、就農前後に必要な資金、雇用就農を促進するための農業法人での実践研修、海外研修への支援のほか、農業者が営農しながら経営ノウハウを学ぶ場（農業経営塾）の創出等を支援

うち農業次世代人材
投資事業(旧 青年
就農給付金)
140億円
(116億円)

③ 経営体育成支援事業

28億円
(30億円)

- ・ 地域の中心経営体等に対し、農業用機械・施設の導入を支援

④ 担い手確保・経営強化支援事業

【補正予算】

53億円

- ・ 意欲ある農業者の経営発展を促進する農業用機械
- ・ 施設の導入を支援

⑤ 担い手経営発展支援金融対策

【補正予算】

46億円

- ・ 攻めの経営展開に取り組む意欲ある農業者を金融面から支援するため、スーパーL資金の実質無利子化枠を拡大するとともに、実質無担保・無保証人化を措置

2 水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

- ① 水田活用の直接支払交付金 3, 150 億円
(3, 078 億円)
- ・ 飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化を進めるとともに、産地交付金により、地域の特色のある魅力的な産品の産地の創造を支援
- ② 米活用畜産物等ブランド化推進事業 0.4 億円
(0.4 億円)
- ・ 飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物など、米を利用した新たな食品のブランド化の取組を支援
- ③ 水田の畑地化・汎用化の推進＜公共＞ (農業農村整備事業で実施) 1,034 億円の内数 (補正予算) 496 億円
(一)
- ・ 平場・中山間地域などにおいて、水田の畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化のための基盤整備を推進するとともに、転換に必要な水利用調整等を円滑に進めるため、地区の負担軽減等を図ることにより、高収益作物への転換を促進
- ④ 野菜生産転換促進事業 (新しい野菜産地づくり支援事業で実施) 15 億円
(一)
- ・ 水田地帯において新たな野菜産地を育成するため、産地内の合意形成や栽培技術の確立、低コスト生産に必要な機械化生産体系の導入等により、収益性の高い野菜生産への転換を支援
- ⑤ 次世代施設園芸の取組拡大 次世代施設園芸拡大支援事業 5 億円
(10 億円)
- ・ 次世代施設園芸の取組を拡大するため、次世代施設園芸への転換に必要な技術(高度な環境制御技術、地域エネルギー等の活用技術、雇用型の生産管理技術)について習得のための実証・研修や地域展開、大規模な次世代施設園芸拠点の整備等を支援 (強い農業づくり交付金で実施) 優先枠 20 億円
(15 億円)
- ⑥ 高収益作物の生産支援 (補正予算) 144 億円
- ・ 高収益作物の作付面積を拡大する計画を策定した地域における高収益作物の生産等を支援
- ⑦ 畑作物の直接支払交付金 (所要額) 1, 950 億円
(1, 948 億円)
- ・ 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ等の畑作物を生産する認定農業者等の担い手に対し、経営安定のための交付金を交付

⑧ 収入減少影響緩和対策交付金

(所要額)
746億円
(753億円)

- ・ 認定農業者等の担い手に対し、米、麦、大豆等の収入が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補填（加入者と国が1対3の割合で負担）

⑨ 米穀周年供給・需要拡大支援事業

50億円
(50億円)

- ・ 気象の影響等により必要が生じた場合に、産地が自主的に行う米の年間を通じた安定販売（収穫前契約や複数年契約等）、需要拡大等の取組を支援

⑩ 米の直接支払交付金

714億円
(723億円)

- ・ 米を生産する農業者の経営安定のための交付金を交付（29年産までの時限措置（30年産から廃止））

⑪ 収入保険制度の導入・農業災害補償制度の見直しに向けた準備

5億円
(一)

- ・ 収入保険制度の導入及び農業災害補償制度の見直しに向けて、加入申請や青色申告等に関する相談体制づくり、システム整備等の準備を推進

3 強い農林水産業のための基盤づくり

(1) 農林水産基盤整備（競争力強化・国土強靱化）

① 農業農村整備事業＜公共＞

【補正予算】
3,084億円 1,580億円
(2,962億円)

- ・ 農地の大区画化、老朽化した施設の改修等の遅れがみられる中、農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための農地の大区画化・汎用化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策等を推進

② 農地耕作条件改善事業（再掲）

【補正予算】
236億円 102億円
(123億円)

③ 森林整備事業＜公共＞

【補正予算】
1,203億円 310億円
(1,203億円)

- ・ 国産材の安定供給体制を構築するとともに地球温暖化を防止するため、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進

④ 次世代木材生産・供給システム構築事業 (次世代林業基盤づくり交付金で実施)

70億円の内数

- ・ 用途別に需要に的確に対応できる木材のサプライチェーンを構築するため、間伐・路網整備を推進 (61億円の内数)

【補正予算】

⑤ 治山事業<公共>

597億円

100億円

(597億円)

- ・ 地震・集中豪雨等に対する山地防災力の強化のため、荒廃山地の復旧・予防対策、津波に強い海岸防災林の保全等を推進

【補正予算】

⑥ 水産基盤整備事業<公共>

700億円

160億円

(700億円)

- ・ 輸出拠点となる漁港の衛生管理対策や水産資源の回復対策、漁業地域の地震・津波対策、漁港施設の長寿命化対策や漁港機能の集約化・有効活用を推進

⑦ 漁港機能増進事業

10億円

(一)

- ・ 漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善や漁港施設の有効活用等に資する施設の整備を支援

⑧ 農山漁村地域整備交付金<公共>

1,017億円

(1,067億円)

- ・ 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援

(2) 農林水産関係施設整備

① 強い農業づくり交付金

202億円

(208億円)

- ・ 国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援

【補正予算】

② 産地パワーアップ事業

570億円

- ・ 営農戦略を策定した平場・中山間地域などで、高性能な機械・施設の導入や集出荷施設等の再編、改植等による高収益作物・栽培体系への転換を支援

【補正予算】

③ 加工施設再編等緊急対策事業

10億円

- ・ 加工施設の再編等を支援

④ 森林・林業再生基盤づくり交付金

(次世代林業基盤づくり交付金で実施)

70億円の内数

- ・ 国産材の安定的・効率的な供給等を図るため、木造公共建築物、木材加工流通施設、高性能林業機械の整備等を支援

(61億円の内数)

【補正予算】

⑤ 合板・製材生産性強化対策

330億円

- ・ 大規模・高効率の加工施設の整備、当該施設への原料の安定供給のための間伐・路網整備等を支援

⑥ 浜の活力再生交付金

(浜の担い手・地域活性化対策で実施)

54億円

- ・ 「浜の活力再生プラン」に位置付けられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源の管理や防災・減災対策の取組、プランの見直しに関する活動等を支援

(41億円)

【補正予算】

⑦ 水産業競争力強化緊急事業

255億円

- ・ 広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船や国際水準に見合った漁船の導入、産地の施設の再編整備、競争力強化に資する取組や漁業用機器の導入等を支援

【補正予算】

⑧ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

2億円

2億円

(2億円)

- ・ 火山の降灰被害に対応するための洗浄用機械施設等の整備やこれと一体的に行う用水確保対策等を支援

(3) 畜産・酪農の競争力強化

① 畜産・酪農経営安定対策

(所要額)

1,763億円

- ・ 畜種ごとの特性に応じて畜産・酪農経営の安定を支援し、意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組める環境を整備

(1,698億円)

② 酪農経営体生産性向上緊急対策事業

60億円

(一)

- ・ 農業従事者の中でもとりわけ過酷な労働条件にある酪農家の労働負担軽減・省力化に資する機器の導入等を支援

③ 飼料生産型酪農経営支援事業

70億円
(68億円)

- ・ 環境負荷軽減に取り組みつつ、飼料の二期作・二毛作等を行う酪農家や、輸入粗飼料の使用量削減や乳用後継牛の増頭に取り組むとともに飼料作付面積を拡大する酪農家を支援

④ 飼料増産総合対策事業

10億円
(10億円)

- ・ 濃厚飼料原料の増産、レンタカウを活用した肉用繁殖牛等の放牧の推進、コントラクターの機能の高度化、エコフィードの増産等を支援

⑤ 草地関連基盤整備<公共>

(農業農村整備事業で実施)
62億円
(48億円)

- ・ 畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進

【補正予算】

⑥ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

685億円

- ・ 畜産クラスター計画を策定した地域の収益性向上等に必要な機械のリース導入、施設整備等を支援

【補正予算】

⑦ 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進<公共>

94億円

- ・ 畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑地の一体的整備、草地の大区画化等を支援

【補正予算】

⑧ 畜産・酪農生産力強化対策事業

16億円

- ・ 和牛受精卵・性判別精液の活用、優良な純粋種豚・精液の導入等を支援するとともに、受胎率の向上や分娩事故の防止等により後継牛を効率的に生産するため、地域全体のサポート体制の構築（技術力向上、飼養管理情報の共有等）をモデル的に支援

【補正予算】

⑨ 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業

9億円

- ・ 難防除雑草の駆除による草地改良を支援。また、国産粗飼料の広域流通体制の構築、公共牧場の活用拡大と機能強化、日本型放牧の推進を支援

【補正予算】
17億円

⑩ 畜産経営体質強化資金対策事業

- ・ 意欲ある畜産農家の既往負債の借換えに係る利子補給等を支援するとともに、乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭に必要な資金の借入れに係る保証料を免除

(4) 品目別生産振興対策

① 野菜価格安定対策事業

(所要額)
172億円
(171億円)

- ・ 野菜生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を実施

② 新しい野菜産地づくり支援事業

23億円
(11億円)

- ・ 水田地帯における野菜生産への転換や実需者ニーズに対応した加工・業務用野菜への作付転換、青果物流通の合理化・効率化に必要な新たな輸送システムの導入実証を支援

③ 果樹・茶支援関連対策

72億円
(70億円)

- ・ 果樹について、改植やこれに伴う未収益期間に対する支援、園地整備、計画生産・出荷等に対する支援を実施するとともに、茶について、改植やこれに伴う未収益期間に対する支援、高付加価値茶産品に適した品種への転換に向けた被覆資材に対する支援を実施

④ 甘味資源作物生産支援対策

【補正予算】
98億円 16億円
(93億円)

- ・ 国内産糖と輸入糖との内外コスト差を調整し、甘味資源作物生産者等の経営安定を図るための交付金を交付するとともに、「さとうきび増産基金」により、病虫害防除・かん水など自然災害に対応した取組を支援

⑤ 国産花きイノベーション推進事業

8億円
(7億円)

- ・ 国産花きのシェア奪還と輸出促進を図るため、需要に合わせた切り花や植木・盆栽の生産体制の強化、花き需要拡大に向けたプロモーション活動等を支援

⑥ 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業 5億円
(5億円)

- ・ 薬用作物等の栽培技術の確立・普及を支援するとともに、薬用作物の優良種苗安定供給体制の整備、地域特産作物（ごま、繭等）の特徴ある機能性を活用した新需要創出の取組を支援

⑦ 畜産・酪農経営安定対策（再掲） (所要額)
1, 763億円
(1, 698億円)

(5) 農林水産分野におけるイノベーションの推進

① 目標を明確にした戦略的技術開発

ア 「知」の集積と活用によるイノベーション 21億円
(20億円)

- ・ 農林水産分野に異分野の知識・技術等を導入し、革新的な技術を生み出して商品化・事業化に導く産学官連携研究を推進

イ 重点的な委託研究プロジェクトによるイノベーション 41億円
(38億円)

- ・ 国において、農林水産政策上特に重要な研究開発課題（人工知能（AI）の活用等）について企画・立案し、重点的に委託研究プロジェクトを推進

② 農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業 1億円
(1億円)

- ・ 自動走行農業機械等のロボット技術に関する生産現場における安全性の検証やルールづくり、ロボット農機の完全自動走行の実現に必要な技術等を検証する取組を支援

③ 革新的技術開発・緊急展開事業 【補正予算】
117億円

- ・ 熟練農業者のノウハウの「見える化」、研究成果の「見える化」、目標を明確にした戦略的技術開発を推進

4 農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化

(1) 農林水産業の輸出力強化

- | | |
|---|----------------|
| ① 輸出戦略の実行体制の強化 | 12億円
(13億円) |
| <ul style="list-style-type: none">農林水産業の輸出力強化戦略の着実な実施に向け、輸出促進のため設置した司令塔（関係府省庁、事業者団体等から構成される輸出戦略実行委員会）の下、オールジャパンで輸出に取り組む品目別輸出団体の育成、産地間連携の促進等を実施 | |
| ② 輸出総合サポートプロジェクト | 16億円
(15億円) |
| <ul style="list-style-type: none">オールジャパンの輸出サポート・プロモーションブランディング機関を創設し、国内での事業者発掘、輸出相談窓口のワンストップ対応、海外での商談支援、マーケティング拠点を利用した販売促進支援など、輸出に取り組む事業者を継続的かつ一貫して支援 | |
| ③ 国際農産物等市場構想推進事業 | 2億円
(2億円) |
| <ul style="list-style-type: none">国際空港及び国際港湾近辺における卸売市場の輸出拠点化を推進するため、青果物・花き等について品質を保持してスピーディーに輸出する手法等の調査と拠点化構想の策定を支援 | |
| ④ 食文化発信による海外需要フロンティア開拓の加速化 | 7億円
(8億円) |
| <ul style="list-style-type: none">国産農林水産物・食品の輸出を促進するため、トップセールス、海外における日本食・食文化の普及を担う料理人等の育成、海外レストランにおける日本産食材の活用推進等の取組を支援 | |
| ⑤ 地理的表示保護制度活用総合推進事業 | 2億円
(2億円) |
| <ul style="list-style-type: none">G I（地理的表示）保護制度の活用による地域産品のブランド化を進めるため、G Iの登録申請やG I保護制度の普及啓発を支援 | |
| ⑥ 植物品種等海外流出防止総合対策事業 | 1億円
(一) |
| <ul style="list-style-type: none">海外への我が国種苗の流出・無断増殖を防止するため、海外における品種登録（育成者権取得）を支援するとともに、出願マニュアル作成、東アジア植物品種保護フォーラム開催等を支援 | |

⑦ 海外規格等との相互認証、日本発規格の国際化

1 億円
(1 億円)

- ・ 国際規格との連動を見据え、日本産品の強みをアピールできる J A S 規格の制定に向けた調査を実施するとともに、国際的な取引で通用し、かつ、日本の食文化に適用しやすい日本発の食品安全管理規格・認証スキームを支援

⑧ 輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備

5 億円
(4 億円)

- ・ 国産農林水産物の輸出を促進するため、産地に対する輸出先国の検疫条件や残留農薬基準に合った技術的サポート体制の整備、輸出検疫協議の迅速化を図るための技術的データの蓄積、病虫害発生状況の全国調査、家畜疾病対策等を実施

⑨ 国内外での輸出拠点の整備<一部公共>

【補正予算】
2 0 3 億円

- ・ 空港・港湾に近い卸売市場の活用（コンテナヤードの整備等）、海外における産直市場的施設の設置など生産者による直接輸出の取組の促進、輸出拡大のために必要な生産物の流通・加工施設（H A C C P 対応施設、C A（環境制御型）貯蔵施設等）の整備等を支援

※ これに加えて、農林漁業成長産業化ファンド（A－F I V E）による支援も充実

⑩ 輸出拡大のためのサポート体制の充実

【補正予算】
5 6 億円

- ・ 海外市場に関する情報等の一元的集約と農林漁業者等への相談体制の強化、海外において小売店・外食に対して国産農林水産物の需要の掘り起こしを行う体制の強化、海外の日本産食材サポーター店等を活用した情報発信等を支援

⑪ 政府が主体的に行う輸出環境の整備

【補正予算】
1 1 億円

- ・ 通関手続の一元化と証明書発行の利便性向上のためのシステム整備、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会も視野に国際的に通用する日本発の民間の規格・認証の仕組みの普及・推進、植物品種の登録・出願に対する支援等海外での知的財産権の取得推進等を支援

(2) 農林水産物・食品の高付加価値化

- ① 食育の推進と国産農林水産物の消費拡大、食品ロスの削減 9 億円
(9 億円)

- ・ 第3次食育推進基本計画に基づき、和食文化の継承をはじめとした食育の推進を図るとともに、地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大、食品ロス削減に向けた取組等を支援

- ② 食文化発信による海外需要フロンティア開拓の加速化 (再掲) 7 億円
(8 億円)

【補正予算】

- ③ 国産農林水産物・食品への理解増進事業 2 億円

- ・ 大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発を支援

【財投資金】

- ④ 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用 楠農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE)

- ・ (株)農林漁業成長産業化支援機構を通じ、生産・流通・加工等の産業間が連携した取組について、資本の提供と経営支援を一体的に実施 267 億円の内数

- ⑤ 6次産業化支援対策 23 億円
(24 億円)

- ・ 農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓及び施設整備、プランナーによる事業者等に対するサポート体制の整備、外食・中食における地場産食材の取引先確保の取組等を支援

5 食の安全・消費者の信頼確保

- ① 消費・安全対策交付金 19 億円
(18 億円)

- ・ ジャガイモシロシストセンチュウ、ウメ輪紋ウイルス等の農作物の病害虫の海外からの侵入や国内でのまん延防止に加え、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病について地域の実情に応じて自主的に行われる発生予防・まん延防止等の取組を支援

【補正予算】

- ② 重要病害虫緊急防除対策事業 20 億円

- ・ ジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止・根絶を図る対策を推進

③ 家畜衛生等総合対策

55億円

(55億円)

- ・ 鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病について、水際対策を実施するとともに、家畜伝染病予防法に基づく発生予防・まん延防止等全国で統一に行うべき取組を支援

④ 畜産・水産分野における薬剤耐性対策

(消費・安全対策交付金等で実施)

23億円の内数

(21億円の内数)

- ・ 畜産・水産分野における薬剤耐性菌の監視・動向調査を強化し、抗菌剤の慎重な使用に関する研修を実施するとともに、ワクチンや代替薬の開発等を支援

⑤ 産地偽装取締強化等対策

3億円

(2億円)

- ・ 効果的・効率的な監視を実施するため、食品の科学的分析等による原産地判別等の強化などを実施

6 人口減少社会における農山漁村の活性化

(1) 中山間地農業の活性化支援

① 中山間地農業ルネッサンス事業<一部公共>
(中山間地農業特別支援対策)

400億円

(優先枠等を設けて
実施)

- ・ 中山間地の特色を活かした多様な取組を後押しするため、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承や、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた取組を総合的に支援

② 中山間地域所得向上支援対策<一部公共>

【補正予算】

300億円

(優先枠等を設けて
実施)

- ・ 中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援

(2) 日本型直接支払の実施

① 多面的機能支払交付金

483億円

(483億円)

- ・ 農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付

② 中山間地域等直接支払交付金

263億円

(263億円)

- ・ 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、条件不利地域での農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付

③ 環境保全型農業直接支払交付金

24億円

(24億円)

- ・ 化学肥料及び農薬の5割低減の取組と合わせて、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動を行う農業者等に交付金を交付

(3) インバウンドの推進と農山漁村の振興

① 「農泊」の推進

(農山漁村振興交付金で実施)

101億円の内数

(80億円の内数)

- ・ 増大するインバウンド需要を呼び込み、農山漁村の所得向上を図るため、「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築、地域に眠っている資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設等の整備を一体的に支援
(このほか、国有林において、修景伐採、木道整備等を実施)

② 食によるインバウンド対応推進事業

1億円

(1億円)

- ・ 食と景観等が一体的な魅力を織りなす地域(食と農の景勝地)を情報発信するとともに、飲食店等の多言語対応等を支援

③ おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業

0.4億円

(0.5億円)

- ・ 外国人旅行者が直売所等で購入した農畜産物が動物検疫を経て空港等で円滑に受け取れる仕組みを普及するとともに、輸出検疫条件が複雑な品目の検疫手続円滑化モデルを支援

④ 農山漁村振興交付金

101億円

(80億円)

- ・ 都市と農山漁村の共生・対流の促進や地域の活性化、薪炭・山菜など地域資源の活用等による山村の活性化、福祉農園の開設等による農福連携の推進、定住・地域間交流、雇用の増大を促進するための施設等の整備を支援

⑤ 荒廃農地等利活用促進交付金

2 億円

(2 億円)

- ・ 荒廃農地等を再生利用するための雑草・雑木除去や土作り等の取組を支援

(4) 都市農業の機能発揮

○ 都市農業機能発揮対策事業

2 億円

(2 億円)

- ・ 都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する課題の調査を実施するほか、都市農地の周辺環境対策、都市農業の意義の周知、災害時の避難地としての農地の活用を支援

(5) 再生可能エネルギーの導入促進

① 再生可能エネルギー導入等の推進

9 億円

(2 億円)

- ・ 再生可能エネルギー事業によるメリットを地域の農林漁業の発展に活用する取組、農業水利施設を活用した小水力発電等に係る調査設計、地域のバイオマスを活用した産業化等に必要な施設整備等を支援

② 木質バイオマスの利用拡大

(新たな木材需要創出総合プロジェクトで実施)

4 億円

(5 億円)

- ・ 木質バイオマスの利用促進を図るため、エネルギー利用拡大に向けた全国的な調査、新たなマテリアル利用の促進に向けた技術開発等を支援

(6) 鳥獣被害防止対策の推進

① 鳥獣被害防止総合対策交付金

9 5 億円

(9 5 億円)

- ・ 鳥獣被害対策実施隊の増設・捕獲活動の実施、侵入防止柵の設置、捕獲技術高度化施設や処理加工施設の整備、ジビエ活用の推進等を支援

【補正予算】

9 億円

② シカによる森林被害緊急対策事業

2 億円

(2 億円)

- ・ シカによる森林被害が深刻な地域において、地方公共団体等と連携し、広域かつ緊急的に捕獲、防除等を実施

【補正予算】

1 億円

7 林業の成長産業化・森林吸収源対策の推進

① 次世代林業基盤づくり交付金

70億円

(61億円)

- ・ 需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給を実現するため、CLT（直交集成板）等を活用した木造公共建築物の整備等により需要拡大を図るとともに、木材加工流通施設、苗木生産施設等の整備、間伐・路網整備を行い、地域の実情に応じた川上から川下までの取組を総合的に支援

② 林業成長産業化地域創出モデル事業

(次世代林業基盤づくり交付金で実施)

10億円

(一)

- ・ 川上から川下までの事業者がバリューチェーンでつながり収益性の高い経営を実現する「林業成長産業化地域」をモデル的に選定し、地域が提案する明確なビジョンの下での取組を重点的に支援

【補正予算】

330億円

③ 合板・製材生産性強化対策（再掲）

④ 施業集約化の加速化

9億円

(6億円)

- ・ 森林所有者・境界の明確化や関係者の合意形成に向けて森林整備地域活動支援交付金を交付するほか、市町村が森林の所有者情報を一元的に取りまとめた林地台帳の整備にも資する森林GIS等のシステム整備を支援

⑤ 森林・林業人材育成対策

60億円

(59億円)

- ・ 林業への就業前の青年に対する給付金の給付や、「緑の雇用」事業による人材の育成を支援

【補正予算】

⑥ 新たな木材需要創出総合プロジェクト

12億円

(14億円)

地域材利用拡大緊急対策
事業 5億円

- ・ 中高層建築等に活用できるCLTの利用促進、セルロースナノファイバーなど新たな製品・技術の開発・普及の加速化、地域材の利用拡大等を支援

【補正予算】

⑦ CLT利用促進総合対策

10億円

- ・ CLT等を活用した先駆的な建築物の建築、大規模・高効率の加工施設におけるCLT製造ラインの整備を支援

このほか合板・製材生産性強化対策で実施

330億円の内数

			【補正予算】
⑧ 違法伐採対策の推進	(新たな木材需要創出総合プロジェクトで実施)	2 億円	
		1 億円	
・ クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の施行のための取組を実施		(0.4億円)	
⑨ 花粉発生源対策		5 億円	
		(4 億円)	
・ 花粉の少ない品種等を対象とした採種園等の造成			
・ 改良、コンテナ苗の生産技術研修、花粉症対策苗木への植替え、花粉飛散防止剤の実証試験等を支援			
⑩ 森林・山村の多面的機能の発揮対策		1 7 億円	
		(2 5 億円)	
・ 森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、地域における活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を市町村等の協力を得て支援			
⑪ 森林整備事業＜公共＞（再掲）		1, 2 0 3 億円	【補正予算】
		(1, 2 0 3 億円)	3 1 0 億円
⑫ 治山事業＜公共＞（再掲）		5 9 7 億円	【補正予算】
		(5 9 7 億円)	1 0 0 億円

8 水産日本の復活

① 浜の担い手・地域活性化対策	6 6 億円 (5 0 億円)
・ 浜の活力再生プランの着実な実行を推進するための共同利用施設の整備、漁業への就業前の青年に対する資金、就業・定着促進や経営知識・技術の習得等のための研修等を支援	
② 浜の活力再生交付金（再掲）	(浜の担い手・地域活性化対策で実施) 5 4 億円 (4 1 億円)
③ 水産業競争力強化緊急事業（再掲）	【補正予算】 2 5 5 億円
④ 資源管理・資源調査の強化	4 2 億円 (3 9 億円)
・ 漁業者の理解を得る適切な資源管理を推進するため、資源評価の精度向上、国際共同資源調査等に取り組むほか、漁場形成・海況予測に関する情報を提供	

⑤ 漁業経営安定と漁業構造改革の推進	290億円 (334億円)	【補正予算】 漁業構造改革総合対策事業
		34億円
・ 資源管理に取り組む漁業者に対する共済・積立ぶ らすを活用した収入安定対策、燃油や配合飼料の価 格上昇に対するコスト対策を実施するとともに、高 性能漁船の導入による収益性向上等を支援	うち漁業収入安定対策 事業 146億円(203億円) うち漁業構造改革総合 対策事業 40億円(3億円)	
⑥ 水産物の加工・流通・輸出対策	14億円 (15億円)	
・ HACCP認定の促進等を通じた輸出環境を整備 するとともに、消費者ニーズや産地情報等の共有化、 学校給食向け加工品の開発等を支援		
⑦ 水産多面的機能の発揮対策と離島漁業の再生支援	43億円 (40億円)	
・ 漁業者等が行う藻場・干潟の保全、国境水域の監 視等の地域活動を支援するとともに、離島における 漁業集落の再生活動を支援		
⑧ 増養殖対策	14億円 (14億円)	
・ 新たな栽培対象種の開発促進、さけ・ますの種苗 放流手法の改良、低魚粉配合飼料による養殖技術の 確立・普及、真珠養殖業等の連携強化、商業化に向 けたシラスウナギの大量生産システムの実証、カワ ウ・外来魚の被害防止対策等を支援		
⑨ 捕鯨対策	51億円 (51億円)	
・ 調査捕鯨の安定的な実施を支援するとともに、I CJ（国際司法裁判所）判決を踏まえた調査計画に 基づく鯨類捕獲調査を円滑かつ効果的に実施するた め、非致命的調査や妨害対策への対応、我が国立場 に対する支持国拡大と関係国との連携強化に関する 取組、調査捕鯨に関する情報発信等を実施		
⑩ 韓国・中国等外国漁船操業対策事業		【補正予算】 40億円
・ 外国漁船が投機した漁具等の回収・処分、外国漁 船の操業状況の調査・監視等を支援		
⑪ 水産基盤整備事業＜公共＞（再掲）	700億円 (700億円)	【補正予算】 160億円

⑫ 漁港機能増進事業（再掲）

10億円
(一)

※ この他、諫早湾干拓開門対策経費として、62億円を計上

平成29年度当初予算における
農業競争力強化プログラムの主な関連予算

	主な項目	予算額 (【補正】は平成28年度 第2次補正予算)	重点事項の ページ
○生産者の所得向上 につながる生産資 材価格形成の仕組 みの見直し	農業生産関連事業の事業再編・新規参入の支援	㈱農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE) による出融資 ㈱日本政策金融公庫による融資	注①
	生産資材価格の見える化等	【補正】 <1 億円>	注②
	革新的技術開発・緊急展開事業	【補正】 <1 1 7 億円>	9
○生産者が有利な条 件で安定取引を行 うことができる流 通・加工の業界構 造の確立	農業生産関連事業の事業再編・新規参入の支援	㈱農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE) による出融資 ㈱日本政策金融公庫による融資	注①
	生産資材価格の見える化等	【補正】 <1 億円>	注②
	加工施設再編等緊急対策事業	【補正】 <1 0 億円>	5
○農政新時代に必要 な人材力を強化す るシステムの整備	農業経営力向上支援事業	7 億円	2
	農業人材力強化総合支援事業 (旧 新規就農・経営継承総合支援事業)	2 0 2 億円	2
	農業経営塾の展開支援	【補正】 <2 億円>	2
	「知」の集積と活用によるイノベーション	2 1 億円	9
	重点的な委託研究プロジェクトによるイノベーション	4 1 億円	9
	農林水産業におけるロボット技術安全性確保策 検討事業	1 億円	9
	革新的技術開発・緊急展開事業	【補正】 <1 1 7 億円>	9
	農山漁村振興交付金（農福連携）	1 0 1 億円の内数	14
○戦略的輸出体制の 整備 (オールジャパンの 輸出サポート・プ ロモーション・プ ランディング機関 (日本版SOPEXA (仮称))の創設等)	輸出戦略の実行体制の強化	1 2 億円	10
	輸出総合サポートプロジェクト	1 6 億円	10
	国際農産物等市場構想推進事業	2 億円	10
	食文化発信による海外需要フロンティア開拓の 加速化	7 億円	10
	地理的表示保護制度活用総合推進事業	2 億円	10
	植物品種等海外流出防止総合対策事業	1 億円	10
	海外規格等との相互認証、日本発規格の国際化	1 億円	11
	輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備	5 億円	11
	国内外での輸出拠点の整備<一部公共>	【補正】 <2 0 3 億円>	11
	輸出拡大のためのサポート体制の充実	【補正】 <5 6 億円>	11
	政府が主体的に行う輸出環境の整備	【補正】 <1 1 億円>	11

	主な項目	予算額 （【補正】は平成28年度 第2次補正予算）	重点事項の ページ
○収入保険制度の導入	収入保険制度の導入・農業災害補償制度の見直しに向けた準備	5億円	4
○真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し	水田の畑地化・汎用化の推進＜公共＞	1,034億円の内数 【補正】＜496億円＞	3
○農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み	農山漁村振興交付金（農村地域の雇用創出）	101億円の内数	14
○飼料用米を推進するための取組	水田活用の直接支払交付金	3,150億円	3
	米活用畜産物等ブランド化推進事業	0.4億円	3
○肉用牛・酪農の生産基盤の強化策	飼料生産型酪農経営支援事業	70億円	7
	飼料増産総合対策事業	10億円	7
○配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	【補正】＜685億円＞	7
	畜産・酪農生産力強化対策事業	【補正】＜16億円＞	7
	飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業	【補正】＜9億円＞	7
	畜産経営体質強化資金対策事業	【補正】＜17億円＞	8
○牛乳・乳製品の生産・流通等の改革	農業生産関連事業の事業再編・新規参入の支援	（株）農林漁業成長産業化支援機構 （A-FIVE）による出融資 （株）日本政策金融公庫による融資	注①
	加工施設再編等緊急対策事業	【補正】＜10億円＞	5
	酪農経営体生産性向上緊急対策事業	60億円	6

注① 農業生産関連事業の事業再編・新規参入の支援

- ・（株）農林漁業成長産業化支援機構及び（株）日本政策金融公庫を通じ、事業再編・新規参入を行う農業資材業者及び農畜産物加工販売業者を出融資により支援

注② 生産資材価格の見える化等

- ・農業者が生産資材（肥料・飼料・農薬等）の価格情報や、卸売市場における価格・委託手数料等を比較・選択することができる環境を整備

平成29年度農林水産関係予算の主要項目

(単位:百万円)

No.	項目名	29年度 決定額	28年度 決定額	局庁	頁
1. 担い手への農地集積・集約化による構造改革の推進					
1	農地中間管理機構による農地集積・集約化 農地中間管理機構の事業運営、農地の出し手に対する協力金の交付、農地利用の最適化の推進のための農業委員会の活動等を支援	27,771 (15,401)		経営局	35
	①農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化 うち機構集積支援事業	15,469 (8,127)			
	②農業委員会の活動による農地利用最適化の推進	2,943 (2,225)			
		12,302 (7,274)			
—	農地の大区画化等の推進<公共> 農地中間管理機構による農地の借受け・貸付けとの連携等により、地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化等を推進	103,395 (91,251) の内数 の内数		農村振興局	No.15 参照
—	農地耕作条件改善事業 農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するため、区画拡大、暗渠排水、高収益作物への転換など借り手のニーズに対応した基盤整備を支援	23,562 (12,274)		農村振興局	No.16 参照
—	果樹支援関連対策（果樹農業好循環形成総合対策事業） 農地中間管理機構が園地を借り受け、園地整備と改植を行う取組を支援	5,660 (5,600) の内数 の内数		生産局	No.30 参照
2	農業経営力向上支援事業 農業経営の法人化・集落営農の組織化の取組を支援するとともに、農業経営の質の向上を促進	668 (653)		経営局	39
3	農業人材力強化総合支援事業（旧 新規就農・経営継承総合支援事業） 次世代を担う人材を育成・確保するため、就農前後に必要な資金、農業法人での実践研修、海外研修への支援のほか、農業経営塾の創出等を支援	20,244 (19,347)		経営局	41
	○農業次世代人材投資事業（旧 青年就農給付金）	14,013 (11,614)			
4	経営体育成支援事業 地域の中心経営体等への農業用機械・施設の導入支援	2,833 (2,997)		経営局	44
5	スーパーL資金の金利負担軽減措置 スーパーL資金の金利負担軽減特別融資枠の設定	5,646 (6,520) の内数 の内数		経営局	46
6	女性の活躍推進 経営体向けの補助事業において女性や女性グループが積極的に採択されるよう配慮、次世代女性農業経営者の育成及び発展支援	女性採択への配慮等 40,939 (37,162) の内数 の内数		経営局	47
2. 水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施					
7	水田活用の直接支払交付金 飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化、地域の特色のある魅力的な産品の産地の創造を支援	315,000 (307,765)		政策統括官	49
8	米活用畜産物等ブランド化推進事業 飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物など、米を利用した新たな食品のブランド化の取組を支援	35 (35)		政策統括官	52
9	水田の畑地化・汎用化の推進による高収益作物の導入支援<公共> 高収益作物への転換を促すため、平場・中山間地域などにおける水田の畑地化・汎用化を支援	103,395 (-) の内数		農村振興局	55
—	野菜生産転換促進事業 水田地帯において新たな野菜産地を育成するため、合意形成、栽培技術の確立、機械化生産体系の導入等により、収益性の高い野菜生産への転換を支援	1,480 (-)		生産局	No.29 参照
10	次世代施設園芸の取組拡大 次世代施設園芸への転換に必要な技術の習得のための実証・研修や地域展開、次世代型大規模園芸施設の整備等を支援	2,501 (2,540)		生産局	57
	①次世代施設園芸拡大支援事業	501 (1,040)			
	②強い農業づくり交付金（優先枠）	2,000 (1,500)			

(単位:百万円)					
No.	項目名	29年度 決定額	28年度 決定額	局庁	頁
11	経営所得安定対策 米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営安定を図るため、畑作物の直接支払交付金、収入減少影響緩和対策等を実施	349,208	(350,611)	政策統括官	59
	①畑作物の直接支払交付金	194,991 (所要額)	(194,764) (所要額)		
	②収入減少影響緩和対策交付金	74,554 (所要額)	(75,261) (所要額)		
	③米の直接支払交付金	71,378	(72,303)		
12	米穀周年供給・需要拡大支援事業 気象の影響等により必要が生じた場合に、産地が自主的に行う米の年間を通じた安定販売、需要拡大等の取組を支援	5,033	(5,033)	政策統括官	64
13	収入保険制度の導入・農業災害補償制度の見直しに向けた準備 収入保険制度の導入及び農業災害補償制度の見直しに向けて、加入申請や青色申告等に関する相談体制づくり、システム整備等の準備を推進	476	(-)	経営局	66
14	農業共済関係事業（農業災害補償制度） 農業共済に係る共済掛金及び事務費の一部を国が負担	88,235	(88,589)	経営局	67
3. 強い農林水産業のための基盤づくり					
15	農業農村整備事業＜公共＞ 農地の大区画化・汎用化、水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策等を推進	308,404	(296,226)	農村振興局	68
16	農地耕作条件改善事業 農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するため、区画拡大、暗渠排水、高収益作物への転換など借り手のニーズに対応した基盤整備を支援	23,562	(12,274)	農村振興局	70
17	森林整備事業＜公共＞ 国産材の安定供給体制を構築するとともに地球温暖化を防止するため、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進	120,313	(120,286)	林野庁	72
-	次世代木材生産・供給システム構築事業 用途別に需要に的確に対応できる木材のサプライチェーンを構築するため、間伐・路網整備を推進	7,010 の内数	(6,141) の内数	林野庁	No.60 参照
18	治山事業＜公共＞ 地震・集中豪雨等に対する山地防災力の強化のため、荒廃山地の復旧・予防対策、津波に強い海岸防災林の保全等を推進	59,736	(59,723)	林野庁	74
19	水産基盤整備事業＜公共＞ 輸出拠点となる漁港の衛生管理対策や水産資源回復対策、漁業地域の地震・津波対策、漁港施設の長寿命化対策や漁港機能の集約化・有効活用を推進	70,000	(69,985)	水産庁	76
20	漁港機能増進事業 漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善や漁港施設の有効活用等に資する施設の整備を支援	1,000	(-)	水産庁	78
21	農山漁村地域整備交付金＜公共＞ 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援	101,650	(106,650)	農村振興局 林野庁 水産庁	80
22	強い農業づくり交付金 国産農畜産物の安定供給のための共同利用施設の整備等を支援	20,174	(20,785)	生産局 食料産業局	82
-	森林・林業再生基盤づくり交付金 国産材の安定的・効率的な供給等を図るため、木造公共建築物、木材加工流通施設、高性能林業機械の整備等を支援	7,010 の内数	(6,141) の内数	林野庁	No.60 参照
23	浜の活力再生交付金 浜の活力再生プランに位置付けられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源管理、防災・減災対策、プラン見直しに関する活動等を支援	5,400	(4,100)	水産庁	84
24	特殊自然災害対策施設緊急整備事業 火山の降灰被害に対応するための洗浄用機械施設の整備等を支援	150	(150)	農村振興局	86
25	畜産・酪農経営安定対策 畜種ごとの特性に応じて畜産・酪農経営の安定を支援	176,272 (所要額)	(169,836) (所要額)	生産局	88

(単位:百万円)

No.	項目名	29年度 決定額	28年度 決定額	局庁	頁
26	酪農経営体生産性向上緊急対策事業 農業従事者の中でもとりわけ過酷な労働条件にある酪農家の労働負担軽減・省力化に資する協業化への取組や機器の導入等を支援	6,000	(—)	生産局	92
27	自給飼料の生産拡大 飼料生産型酪農の拡大、濃厚飼料原料の増産、放牧の推進、コントラクターの機能の高度化、エコフィードの増産、草地整備等を支援	14,168	(12,594)	生産局	94
	①飼料増産総合対策事業	1,011	(1,011)		
	②飼料生産型酪農経営支援事業	6,960	(6,800)		
	③草地関連基盤整備<公共>	6,197	(4,783)		
28	野菜価格安定対策事業 野菜生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を実施	17,235 (所要額)	(17,082) (所要額)	生産局	97
29	新しい野菜産地づくり支援事業 水田地帯における野菜生産への転換、加工・業務用野菜への作付転換、青果物流通の合理化・効率化に必要な新たな輸送システムの導入実証を支援	2,273	(1,080)	生産局	99
30	果樹支援関連対策(果樹農業好循環形成総合対策事業) 改植やこれに伴う未収益期間に対する支援、圃地整備、計画生産・出荷等に対する支援を実施	5,660	(5,600)	生産局	101
31	茶支援関連対策 改植やこれに伴う未収益期間に対する支援、高付加価値茶産品に適した品種への転換に向けた被覆資材に対する支援を実施	1,511	(1,405)	生産局	103
32	甘味資源作物生産支援対策 甘味資源作物生産者等の経営安定を図るための交付金を交付するとともに、さとうきび増産基金により病害虫防除・かん水など自然災害に対応した取組を支援	9,795	(9,301)	政策統括官	105
33	国産花きイノベーション推進事業 国産花きのシェア奪還と輸出促進を図るため、需要に合わせた切り花や植木・盆栽の生産体制強化、花き需要拡大に向けたプロモーション活動等を支援	751	(702)	生産局	107
34	薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業 薬用作物等の栽培技術の確立・普及、薬用作物の優良種苗安定供給体制の整備、地域特産作物の特徴ある機能性を活用した新需要創出の取組を支援	530	(467)	生産局	109
—	畜産・酪農経営安定対策 畜種ごとの特性に応じて畜産・酪農経営の安定を支援	176,272 (所要額)	(169,836) (所要額)	生産局	No.25 参照
35	産地活性化総合対策事業 産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成に向けた取組、品目毎の多様な課題の解決に向けた取組等を支援	2,355	(2,049)	生産局	112
36	「知」の集積と活用の場によるイノベーション 農林水産分野に異分野の知識・技術等を導入し、革新的な技術を生み出して商品化・事業化に導く産学官連携研究を推進	2,075	(1,956)	技術会議 事務局	115
37	重点的な委託研究プロジェクトによるイノベーション 国において、農林水産政策上特に重要な研究開発課題(人工知能(AI)の活用等)について企画・立案し、重点的に委託研究プロジェクトを推進	4,088	(3,799)	技術会議 事務局	117
38	農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業 自動走行農業機械等のロボット技術に関する安全性の検証やルールづくり、ロボット農機の完全自動走行の実現に必要な技術等を検証する取組を支援	110	(90)	大臣官房	120
39	農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業 農業界と経済界が連携して行う生産性向上モデル農業の確立実証に向けた取組を支援	313	(332)	経営局	122

(単位:百万円)

No.	項目名	29年度 決定額	28年度 決定額	局庁	頁
4. 農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化					
40	農林水産業の輸出力強化 「農林水産業の輸出力強化戦略」に沿った輸出に取り組む事業者への支援、日本食・食文化の魅力の海外への発信、動植物防疫体制の整備等	4,667	4,452	食料産業局 消費・安全局	124
	①輸出戦略の実行体制の強化	1,246	1,286		
	②輸出総合サポートプロジェクト	1,601	1,481		
	③国際農産物等市場構想推進事業	220	200		
	④食文化発信による海外需要フロンティア開拓の加速化	665	800		
	⑤地理的表示保護制度活用総合推進事業	174	174		
	⑥植物品種等海外流出防止総合対策事業	83	-		
	⑦海外規格等との相互認証、日本発規格の国際化	145	90		
	⑧輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備	533	421		
41	国際農産物等市場構想推進事業 国際空港・港湾近辺の卸売市場の輸出拠点化を推進するため、青果物・花き等の品質を保持して速やかに輸出する手法等の調査と拠点化構想の策定を支援	220	200	食料産業局	128
42	地理的表示、植物品種保護など知的財産の保護・活用 GI（地理的表示）保護制度の活用による地域産品のブランド化、海外への我が国産品の流出・無断増殖の防止等を支援	269	189	食料産業局	130
	①地理的表示保護制度活用総合推進事業	174	174		
	②植物品種等海外流出防止総合対策事業	83	-		
	③農業ICT標準化推進事業	13	15		
43	食育の推進と国産農林水産物の消費拡大、食品ロスの削減 和食文化の継承をはじめとした食育の推進を図るとともに、地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大、食品ロス削減に向けた取組等を支援	932	924	消費・安全局 食料産業局	132
44	6次産業化等による農林水産物・食品の高付加価値化等の推進 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用や外食・中食における地場産食材の取引先確保等による6次産業化の取組等を支援	2,287	2,402	食料産業局	134
	①農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用	【財投資金】 A-FIVE出融資枠267億円の内数			
	②6次産業化支援対策	2,287	2,402		
5. 食の安全・消費者の信頼確保					
45	消費・安全対策交付金 ジャガイモシロシセンチュウ等の病害虫の侵入・まん延防止、鳥インフルエンザ等の家畜疾病について地域の実情に応じた自主的な発生予防・まん延防止等の取組を支援	1,910	1,810	消費・安全局	138
46	家畜衛生等総合対策 鳥インフルエンザ等の家畜疾病について、水際対策を実施するとともに、家畜伝染病予防法に基づく発生予防・まん延防止等全国で統一的に行うべき取組を支援	5,488	5,546	消費・安全局	140
47	畜産・水産分野における薬剤耐性対策 畜産・水産分野における薬剤耐性菌の監視・動向調査を強化し、抗菌剤の慎重な使用に関する研修を実施するとともに、ワクチンや代替薬の開発等を支援	2,259 の内数	2,118 の内数	消費・安全局	141
48	産地偽装取締強化等対策 効率的・効果的な食品表示の監視を実施するため、食品の科学的分析による原産地判別等の強化などを実施	264	249	消費・安全局	142
49	食品の安全に係るリスク管理等の総合的な推進 有害化学物質・有害微生物の汚染実態調査や生産資材のリスク管理措置の検討に必要な科学的調査等の実施	476	589	消費・安全局	143
6. 人口減少社会における農山漁村の活性化					
50	中山間地農業ルネッサンス事業（中山間地農業特別支援対策）＜一部公共＞ 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承や、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた取組を総合的に支援	40,000	- (優先枠等を設けて実施)	農村振興局	144
51	日本型直接支払 農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援	76,960	76,960	生産局 農村振興局	148
	①多面的機能支払交付金	48,251	48,251		
	②中山間地域等直接支払交付金	26,300	26,300		
	③環境保全型農業直接支払交付金	2,410	2,410		

(単位:百万円)

No.	項目名	29年度 決定額	28年度 決定額	局庁	頁
52	「農泊」の推進 農泊をビジネスとして実施できる体制構築、地域に眠る資源の観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や古民家等を活用した滞在施設等の整備を一体的に支援	5,000	(-)	農村振興局	154
53	農山漁村振興交付金 都市と農山漁村の共生・対流の促進や地域の活性化、山村の活性化、農福連携の推進、定住・地域間交流、雇用の増大を促進するための施設等の整備を支援	10,060	(8,000)	農村振興局	155
54	食によるインバウンド対応推進事業 食と景観等が一体的な魅力を織りなす地域(食と農の景勝地)を情報発信するとともに、飲食店等の多言語対応等を支援	70	(70)	食料産業局	157
55	おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業 外国人旅行者が購入した農畜産物が動植物検疫を経て空港等で円滑に受け取れる仕組みを普及、輸出検疫条件が複雑な品目の検疫手続円滑化モデルを支援	42	(45)	消費・安全局	159
56	荒廃農地等利活用促進交付金 荒廃農地等を再生利用するための雑草・雑木除去や土づくり等の取組を支援	231	(231)	農村振興局	161
57	都市農業機能発揮対策事業 都市農業に関する課題の調査を実施するほか、都市農地の周辺環境対策、都市農業の意義の周知、災害時の避難地としての農地の活用を支援	160	(191)	農村振興局	163
58	再生可能エネルギー導入等の推進 再生可能エネルギーを農林漁業の発展に活用する取組、農業水利施設を活用した小水力発電等の調査設計、バイオマスを活用した産業化等に必要な施設整備等を支援	888	(163)	食料産業局 農村振興局	165
-	木質バイオマスの利用拡大 木質バイオマスの利用促進を図るため、エネルギー利用拡大に向けた全国的な調査、新たなマテリアル利用の促進に向けた技術開発等を支援	380	(459)	林野庁	No.63 参照
59	鳥獣被害防止対策の推進 鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動等の実施、鳥獣被害対策に必要な施設の整備、ジビエ活用の推進、森林におけるシカの広域かつ計画的な捕獲等を支援	9,650	(9,659)	農村振興局 林野庁	167
	①鳥獣被害防止総合対策交付金	9,500	(9,500)		
	②シカによる森林被害緊急対策事業	150	(159)		
7. 林業の成長産業化・森林吸収源対策の推進					
60	次世代林業基盤づくり交付金 CLT等を活用した木造公共建築物、木材加工流通施設等の整備や間伐・路網整備など地域の実情に応じた川上から川下までの取組を総合的に支援	7,010	(6,141)	林野庁	169
-	林業成長産業化地域創出モデル事業 収益性の高い経営を実現する「林業成長産業化地域」をモデル的に選定し、地域が提案する明確なビジョンの下での取組を重点的に支援	1,009	(-)	林野庁	No.60 参照
61	施業集約化の加速化 森林所有者・境界の明確化や、市町村が森林の所有者情報を一元的に取りまとめた林地台帳の整備にも資する森林GIS等のシステム整備を支援	891	(620)	林野庁	172
62	森林・林業人材育成対策 林業への就業前の青年に対する給付金の給付や、「緑の雇用」事業による人材の育成を支援	5,978	(5,850)	林野庁	175
63	新たな木材需要創出総合プロジェクト 中高層建築等に活用できるCLTの利用促進、セルロースナノファイバーなど新たな製品・技術の開発・普及の加速化、地域材の利用拡大等を支援	1,218	(1,417)	林野庁	178
-	違法伐採対策の推進 クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の施行のための取組を実施	71	(40)	林野庁	No.63 参照
64	花粉発生源対策の推進 花粉の少ない品種等を対象とした採種圃等の造成・改良、コンテナ苗の生産技術研修、花粉症対策苗木への植替え、花粉飛散防止剤の実証試験等を支援	463	(402)	林野庁	181
65	森林・山村多面的機能発揮対策 森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、地域における活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を市町村等の協力を得て支援	1,700	(2,462)	林野庁	184

(単位:百万円)					
No.	項目名	29年度 決定額	(28年度 決定額)	局庁	頁
66	持続的な森林・林業経営対策 高性能林業機械等の開発・導入、特用林産物の生産振興、林業者等の資金調達の円滑化等を推進	1,040	(1,104)	林野庁	187
67	森林病虫害等被害対策事業 松くい虫等の森林病虫害対策等を推進	718	(869)	林野庁	189
-	森林整備事業＜公共＞ 国産材の安定供給体制を構築するとともに地球温暖化を防止するため、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進	120,313	(120,286)	林野庁	No.17 参照
-	治山事業＜公共＞ 地震・集中豪雨等に対する山地防災力の強化のため、荒廃山地の復旧・予防対策、津波に強い海岸防災林の保全等を推進	59,736	(59,723)	林野庁	No.18 参照
8. 水産日本の復活					
68	浜の担い手・地域活性化対策 浜の活力再生プランを推進するための共同利用施設の整備、就業前の青年に対する資金、就業・定着促進や経営知識・技術の習得等のための研修等を支援	6,563	(4,951)	水産庁	190
-	浜の活力再生交付金 浜の活力再生プランに位置付けられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源管理、防災・減災対策、プランの見直しに係る活動等を支援	5,400	(4,100)	水産庁	No.23 参照
69	資源管理・資源調査の強化 漁業者の理解を得る適切な資源管理を推進するため、資源評価の精度向上、国際共同資源調査等に取り組むほか、漁場形成・海況予測に関する情報を提供	4,160	(3,874)	水産庁	193
70	漁業経営安定対策と漁業構造改革の推進 共済・積立ぶらすを活用した収入安定対策、燃油や配合飼料の価格上昇に対するコスト対策を実施、高性能漁船の導入による収益性向上等を支援	29,018	(33,403)	水産庁	196
	①漁業収入安定対策事業	14,598	(20,303)		
	②漁業構造改革総合対策事業	4,000	(300)		
71	水産物の加工・流通・輸出対策 H A C C P 認定の促進等を通じた輸出環境を整備するとともに、消費者ニーズや産地情報等の共有化、学校給食向け加工品の開発等を支援	1,407	(1,473)	水産庁	199
72	水産多面的機能の発揮対策と離島漁業の再生支援 漁業者等が行う藻場・干潟の保全、国境水域の監視等の地域活動を支援するとともに、離島における漁業集落の再生活動を支援	4,306	(4,006)	水産庁	202
73	増養殖対策 新たな栽培対象種の開発促進、さけ・ます種苗放流手法の改良、真珠養殖業等の連携強化、商業化に向けたウナギ種苗の大量生産システムの実証等を支援	1,435	(1,370)	水産庁	205
74	捕鯨対策 調査捕鯨の安定的実施を図るための取組を支援、I C J 判決を踏まえた非致命的調査や妨害対策への対応、調査捕鯨に関する情報発信等	5,062	(5,064)	水産庁	208
75	外国漁船操業対策等 我が国周辺海域における外国漁船の違法操業に適切に対応するため、漁業取締体制等を維持強化	13,250	(13,300)	水産庁	210
76	漁場環境保全・技術開発・普及促進 トド等有害生物対策、赤潮・貧酸素水塊対策、水産業の省コスト・省力化や安全性向上等に資する新技術の実証、水産業改良普及事業等の実施	1,466	(1,407)	水産庁	211
-	水産基盤整備事業＜公共＞ 輸出拠点となる漁港の衛生管理対策や水産資源回復対策、漁業地域の地震・津波対策、漁港施設の長寿命化対策や漁港機能の集約化・有効活用を推進	70,000	(69,985)	水産庁	No.19 参照
-	漁港機能増進事業 漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善や漁港施設の有効活用等に資する施設の整備を支援	1,000	(-)	水産庁	No.20 参照
その他					
77	有明海再生対策 有明海の再生に向けて、海域環境調査、増養殖対策、漁場改善等を実施	1,795	(1,795)	農村振興局 水産庁	214
78	諫早湾干拓潮受堤防水門の開門への対応に係る経費 開門に必要な事前対策工事、環境調査等	6,190	(6,189)	農村振興局	216

1 農地中間管理機構による農地集積・集約化

【27,771(15,401)百万円】

対策のポイント

農地の中間受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化を支援します。

<背景／課題>

- ・現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となっているところですが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積と集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。
- ・このため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を更に推進するとともに、農地利用の最適化に向けた農業委員会の積極的な活動を支援する必要があります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間(平成35年度まで)で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化

15,469(8,127)百万円

(1) 農地中間管理機構事業

2,483(1,311)百万円

※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

- ① 農地中間管理機構が農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業費(農地賃料、保全管理費等)及び事業推進費を支援します。
- ② 農地中間管理機構が行う農地買入等に要する借入資金に係る利子助成を行います。

(2) 機構集積協力金交付事業

10,043(4,591)百万円

※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

- 担い手の農地利用の増加に資するよう、①まとまった農地を貸し付けた地域、
②農地を貸し付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し、協力金を交付します。

(3) 機構集積支援事業

2,943(2,225)百万円

遊休農地の所有者の利用意向調査、農地情報公開システムの維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援します。

2. 農業委員会の活動による農地利用の最適化

15,245(9,499)百万円

(1) 農業委員会交付金

4,718(4,718)百万円

農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等の経費を交付します。

(2) 農地利用最適化交付金

6,993(1,961)百万円

農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付します。

(3) 機構集積支援事業(再掲)

2,943(2,225)百万円

[平成29年度予算の概要]

(4) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 514 (514) 百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う農地法に規定された業務に要する経費を負担します。

(5) 農地調整費交付金 77 (81) 百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

補助率：定額等
事業実施主体：都道府県、民間団体、農業委員会等

(関連対策)

1. 農地の大区画化等の推進<公共> (農業農村整備事業で実施)
103,395 (91,251) 百万円

農地中間管理機構による農地の借受け・貸付けとの連携等により、農地の大区画化・汎用化等を促進します。

2. 農地耕作条件改善事業 23,562 (12,274) 百万円

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

3. 荒廃農地等利活用促進交付金 231 (231) 百万円

荒廃農地等を再生利用するための雑木除去や土作り等の取組を支援します。

4. 人・農地問題解決加速化支援事業 128 (197) 百万円

人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援します。

5. 経営体育成支援事業 2,833 (2,997) 百万円

農地中間管理機構を活用して規模拡大を図る経営体をはじめとして、地域の担い手に対し、融資を活用した農業用機械・施設等の導入を支援します。

なお、予算配分に当たっては、農地中間管理機構の活動実績に応じたポイント加算を行います。

6. 果樹支援関連対策 (果樹農業好循環形成総合対策事業)
5,660 (5,600) 百万円

農地中間管理機構が園地を借り受け、園地整備と改植を行う取組を支援します。

また、機構を通じた改植において、ほ場の集約化に伴い追加的な土層改良経費を要する場合には、改植単価を加算して支援します (加算額：2万円/10a)。

※ これと併せて、機構が果樹の産地協議会 (担い手代表、市町村、生産出荷団体等で構成) に参画するなど、連携強化の取組を推進し、担い手への園地集積と改植等の促進を図ります。

お問い合わせ先：

1 (1)～(2)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2151)
1 (3)、2 (3)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2152)
2 (1)、(2)、(4)の事業	経営局農地政策課	(03-3592-0305)
2 (5)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2153)
関連対策1、2の事業	農村振興局農地資源課	(03-6744-2208)
3の事業	農村振興局地域振興課	(03-6744-2665)
4の事業	経営局経営政策課	(03-6744-0576)
5の事業	経営局就農・女性課	(03-6744-2148)
6の事業	生産局園芸作物課	(03-3502-5957)

農地中間管理機構による農地集積・集約化

【平成29年度予算概算決定額：278（154）億円】

1. 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化

【平成29年度予算概算決定額：155（81）億円】

機構集積協力金交付事業 (機構への農地の出し手に対する支援) 【100（46）億円】 ※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置 (1) 地域に対する支援 機構にまとまった農地を貸し付ける地域に対する支援（地域集積協力金） (2) 個々の出し手に対する支援 ① 経営転換・リタイアする場合の支援（経営転換協力金） ② 農地の集積・集約化に協力する場合の支援（耕作者集積協力金）	農地中間管理機構事業 (農地中間管理機構の業務に対する支援) 【25（13）億円】 ※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置 (1) 事務費 機構の運営・業務委託に必要な経費〔定額補助〕 (2) 事業費 ① 農地の賃料 ② 農地の管理・保全に要する経費（土地改良の負担金を含む） ・定率補助と農地集積奨励金の2本立て ・農地集積奨励金は、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、貸付率（機構の貸付面積／機構の借受面積）に応じて段階的に増加するスキーム ・実質的な国庫負担は、最大で90% (3) その他 農地買入等に要する借入資金に係る利子助成等 ※(3)は都道府県別の基金の対象外	機構集積支援事業 (農地集積・集約化の基礎業務への支援) 【29（22）億円】 遊休農地の所有者の利用意向調査、農地情報公開システムの維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援
--	---	---

2. 農業委員会の活動による農地利用の最適化

【平成29年度予算概算決定額：152（95）億円】

農業委員会への支援 【147（89）億円の内数】	
(1) 農業委員会交付金 【47（47）億円】 ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等の経費を交付	
(2) 農地利用最適化交付金 【70（20）億円】 ・ 農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付 ※改正農業委員会法に基づく新制度に移行した農業委員会を対象	
(3) 機構集積支援事業 【29（22）億円の内数】 ・ 遊休農地の所有者の利用意向調査、農地台帳の情報更新等を支援	

都道府県農業委員会ネットワーク機構への支援 【35（27）億円の内数】	
(1) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 【5（5）億円】 ・ 農地法に規定された業務に要する経費を負担（人件費や旅費等について国が負担）	
(2) 機構集積支援事業 【29（22）億円の内数】 ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援	
全国農業委員会ネットワーク機構への支援 【29（22）億円の内数】	
機構集積支援事業 【29（22）億円の内数】 ・ 農地情報公開システムの維持管理、都道府県農業委員会ネットワーク機構への研修等を支援	
農地調整費交付金 【1（1）億円】 ・ 農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付	

新制度の農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について

- 平成27年度までは、農業委員会交付金により、農業委員の基礎的な報酬に要する経費を支援。
- 平成28年度において、農業委員や推進委員の積極的な活動を推進するため、農地集積や遊休農地解消等の活動・成果に応じて、基礎的な報酬に上乗せで支払うための予算として、「農地利用最適化交付金」(28年度予算額:20億円)を新たに措置。
- 平成29年度は、29年度中に新制度に移行することが見込まれる農業委員会を加え、全体の約9割の農業委員会を対象として、70億円を計上。

27年度まで

- ・ 農業委員会交付金の配分は、委員会数、農地面積、農家数等を基に行う。
- ・ 農業委員会交付金と市町村財源により、月額平均3万円の報酬を支払い。

基礎的な報酬

(全国平均では
3万円/月・人)

29年度

現行制度に基づく委員会 (約1割の委員会)

- ・ 農業委員会交付金の配分は、これまでと同様に、委員会数、農地面積、農家数等を基に行う。
- ・ このため、農業委員会交付金と市町村財源により、これまでと同様の月額平均3万円とすることが可能。

3万円/月・人のまま

基礎的な報酬

新制度に移行した委員会 (約9割の委員会)

- ・ 農業委員会交付金の配分はこれまでと同様(人数が増えるため、1人当たり単価は若干下がる)。
- ・ 農業委員会交付金とは別に、農地利用最適化交付金を、農地利用最適化に係る活動実績・成果実績に応じて配分。
- ・ 農地利用最適化交付金を含めて、農業委員及び推進委員の1人当たりの報酬は月額平均4.5万円を想定。

成果実績払い
(予算額の7割)
活動実績払い
(予算額の3割)
活動・成果
に応じた
報酬
2万円/月・人

4.5万円/月・人
を想定

基礎的な報酬 2.5万円/月・人

市町村財源が同額で措置されることを
前提に制度設計
(人数が増えるため単価が若干下がる)
ことを想定

2 農業経営力向上支援事業

【668（653）百万円】

対策のポイント

意欲のある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営の法人化等を推進するとともに、経営の質の向上を支援します。

<背景／課題>

- ・法人経営は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等のメリットがあります。
- ・このため、意欲のある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営の法人化等を推進するとともに、経営の質の向上を図る必要があります。

政策目標

今後10年間（平成35年まで）で、法人経営体数を5万法人に増加

<主な内容>

1. 法人化推進体制の整備 250（250）百万円
都道府県段階において、法人化推進体制を整備し、法人化・経営継承・経営改善に関する専門家（税理士、中小企業診断士など）の派遣、セミナー・研修会の開催、相談窓口の設置等の取組を推進します。
2. 農業経営の法人化等の支援 316（316）百万円
集落営農・複数個別経営の法人化（定額40万円）及び集落営農の組織化（定額20万円）等の取組を支援します。
3. 農業経営の質の向上促進 102（87）百万円
農業経営の質の向上を促進するため、経済界の協力を得て実施する人材のマッチングの取組や、農業法人における従業員のキャリアアップの促進等の取組を推進します。

（ 委託費、補助率：定額、1／2
委託先、事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等 ）

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 （03-6744-2143）]

農業経営力向上支援事業

平成29年度予算概算決定額 6.7 (6.5) 億円

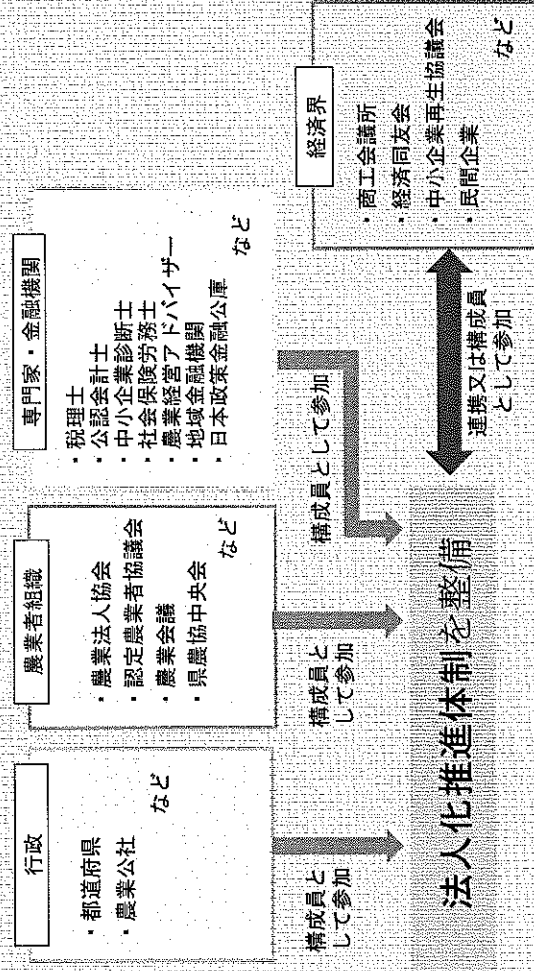
意欲のある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、法人化等の推進、経営の質の向上を支援。

目標：今後10年間で法人経営体数（平成28年時点で20,800法人）を平成22年比約4倍の50,000法人とする。

法人化推進体制の整備

都道府県段階において、法人化推進体制を整備し、法人化・経営継承・経営改善に関する専門家(税理士、中小企業診断士などの派遣、セミナー・研修会の開催、相談窓口の設置等の取組等を推進。

〔都道府県段階での推進体制のイメージ〕



農業経営の法人化等の支援

集落営農・複数個別経営の法人化(定額40万円)や集落営農の組織化(定額20万円)に要する経費等を支援。

農業経営の質の向上促進

- ① 農業界と経済界の人材のマッチング
農業法人が経済界のノウハウや経験を持つ人材を採用し、さらに経営発展していけるよう、人材マッチングの仕組みを構築
- ② 農業法人等における雇用就農者のキャリアアップの促進
農業経営の発展、感覚を持った人材の育成・確保等を図るため、農業法人における雇用就農者のキャリアアップを促進
- ③ 農業経営データ管理の仕組みの構築
農業法人等が自ら収集したデータを活用して経営管理の向上を図る取組を促進

3 農業人材力強化総合支援事業

(旧 新規就農・経営継承総合支援事業)

【20, 244 (19, 347) 百万円】

対策のポイント

次世代を担う農業者を目指す者に対し、就農の検討・準備段階から就農開始を経て経営を確立するまでを一連の流れとして、総合的に支援します。

<背景／課題>

農業就業者の平均年齢が66歳（平成27年）と高齢化する中、青年新規就農者数を倍増させ、世代間バランスのとれた農業就業構造にしていくため、次世代を担う農業者を育成するための支援策を総合的に講じる必要があります。

政策目標

新規就農し定着する農業者を倍増し、平成35年までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大

<主な内容>

農業競争力強化プログラム（平成28年11月 農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、平成29年度から※で示す事項を見直します。

1. 農業次世代人材投資事業（旧 青年就農給付金事業）

14, 013 (11, 614) 百万円

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、「準備型」として就農前の研修期間（2年以内）の生活安定に、「経営開始型」として就農直後（5年以内）の経営確立に資する資金を交付します。

準備型

- (1) 補助率 定額
- (2) 事業実施主体 都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構
- (3) 支援対象者 原則45歳未満（就農時）の研修に専念する就農希望者
- (4) 交付単価等 年間150万円、最長2年間
- (5) 主な交付要件等
 - ア 独立・自営就農又は雇用就農又は親元での就農を目指すこと
 - ・ 研修終了後1年以内及び交付期間の1.5倍（最低2年）以上就農すること
 - ・ 平成29年度以降の新規交付対象者から、独立・自営就農後5年以内に認定新規就農者等になること※
 - ・ 親元就農の場合、5年以内に経営を継承するか又は共同経営者になること
 - イ 平成29年度以降の新規交付対象者から、国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長※

経営開始型

- (1) 補助率 定額
- (2) 事業実施主体 市町村
 - 経営・技術、資金、農地について支援体制が整備されていること※
- (3) 支援対象者 原則45歳未満の独立・自営就農する認定新規就農者

[平成29年度予算の概要]

- (4) 交付単価等 年間最大150万円、最長5年間
平成27年度以降の新規交付対象者から、前年所得に応じて交付額を変動
- (5) 主な交付要件等
- ア 独立・自営就農であること
- ・ 市町村等が適切な営農をしていないと判断した場合は打ち切り
 - ・ 親からの経営継承（親元就農から5年以内）や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象
 - ・ 農地は親族からの貸借が主であっても対象とするが、5年間の交付期間中に所有権移転すること
 - ・ 平成29年度以降の新規交付対象者から、交付終了後、交付期間と同期間以上営農すること※
- イ 交付3年目に経営確立の見込み等について中間評価を行い、支援方針を決定※
- ウ 平成29年度以降の新規交付対象者から、早期に経営確立し、さらなる経営発展に繋がる取組を行う者に対し、最大150万円（又は3年目交付額の2倍のうち低い額以内の額）を交付し、本事業から卒業※

2. 農の雇用事業 5,558(7,150)百万円

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等を支援するとともに、雇用した新規就業者の新たな法人独立に向けた研修を支援します。また、法人による従業員等の国内・海外派遣研修を支援します。

- (1) 補助率 定額
- (2) 事業実施主体 全国農業委員会ネットワーク機構
- (3) 支援対象者 原則45歳未満の正社員を雇用し、生産技術等の実践的な研修を実施する農業法人等
- (4) 交付単価等 年間最大120万円、最長2年間（法人独立に向けた研修は年間最大120万円、最長4年間（3年目以降年間最大60万円））
- (5) 主な交付要件等
- ア 過去5年間に本事業の対象となった雇用就農者の定着率が一定以上であること※
- イ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
農業法人は社会保険（厚生年金保険、健康保険）に加入すること
- ウ 研修対象者は研修実施法人等に正社員として研修開始時点で4ヶ月以上雇用されていること

3. 農業経営確立支援事業（旧 新規就農者育成支援事業）

673(583)百万円

優れた経営感覚を備えた農業者の育成支援と新規就農者の裾野拡大のため、以下の取組を促進します。

- ・ 農業高校生等の若者の就農意欲を喚起する取組
- ・ 経営力や技術力の習得を図る農業教育機関等のレベルアップのための取組
- ・ 農業大学校・農業高校の新規学卒者や農業への転職を希望する他産業従事者等を実際の就農に結び付ける取組
- ・ 農業者が営農しながら経営ノウハウを学べる「農業経営塾」の創出※

〔 補助率：定額、1/2 〕
〔 事業実施主体：都道府県、民間団体 〕

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-3502-6469)]

農業人材力強化総合支援事業の全体像

平成29年度予算概算決定額【202(193)億円】

	就農準備 (高校卒業後を支援)		就農開始		経営確立
			法人正職員としての就農	独立・自営就農	
所得の確保	農業次世代人材投資事業 (準備型) 研修期間中、年間150万円を最長2年間交付	法人側に対する農の雇用事業 農業法人に就職した青年に対 する研修経費として年間最大 120万円を最長2年間助成 雇用者の法人独立に向けた 研修経費として年間最大120 万円を最長4年間助成(3年目 以降は最大60万円)	農業次世代人材投資事業 (経営開始型) 45歳未満で独立して自営する 認定新規就農者に対して、年 間最大150万円を最長5年間 交付	農業法人等の 次世代経営者の育成 (農の雇用事業) 法人等の職員を次世代 経営者として育成するた めの派遣研修経費として、 月最大10万円を最長2年 間助成	農業経営塾の 創出
技術・経営力 の習得	農業経営者育成教育の レベルアップ 就農希望者等に、高度な農業経 営者教育を行う機関等に対して 支援	新規就農者間の交流会 ・サポート体制の強化			
就農定着に 向けた諸課題 の解決	若者の就農意欲喚起の取組 ・就農相談会				
機械・施設の 導入				青年等就農資金(無利子) 経営体育成支援事業	スーパーし資金

が農業人材力強化総合支援事業で実施する内容

農業者年金事業

【119, 718 (119, 947) 百万円】

対策のポイント

- ・ 農業者年金は、厚生年金と同様、国民年金（基礎年金）に上乗せして支給される年金であり、個人経営の農業者等を対象とした制度です。
- ・ 担い手となる若い農業者について農業者年金の保険料負担を軽減し、その経営を支援するとともに、平成13年以前の加入者の年金給付費を負担し、農業者の老後の生活の安定を図ります。

＜背景／課題＞

- ・ 農業者年金は、厚生年金が適用されない個人経営の農業者等を対象に、国民年金（基礎年金）に上乗せして支給される政策年金として昭和46年に発足しました。
- ・ その後、農村社会の高齢化が急速に進む中で、年金を受給する高齢世代と保険料を負担する現役世代のバランスが大きく崩れ、年金財政の見通しが著しく悪化したため、平成14年以降、以下の仕組みとなりました。
 - ① 農業者の減少・高齢化等に対応した安定的な制度とするため、将来の年金原資を自ら積み立てる制度（新制度）とし、担い手となる若い農業者（認定農業者や認定新規就農者等）の保険料負担を軽減し、その経営を支援する制度に変更しました。
 - ② 平成13年以前の制度（旧制度）による年金は、国庫の負担により給付することとなりました。

政策目標

農業者の老後生活の安定を図るとともに、担い手となる若い農業者等を確保

＜主な内容＞

1. 特例付加年金助成補助金 1, 130 (1, 139) 百万円
新制度に加入する認定農業者等の負担軽減を図るため、保険料の一部（最大1/2）を助成します。助成分の保険料は、経営継承を行った者に支給される特例付加年金の給付に充てるために積み立てられます。
2. 農業者年金給付費等負担金 118, 588 (118, 808) 百万円
旧制度による年金等の給付に必要な費用等を負担します。

（関連措置）

- （独）農業者年金基金運営費交付金 3, 144 (3, 310) 百万円
独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付します。

（補助率：定額）
事業実施主体：（独）農業者年金基金

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 (03-6738-6163)]

16 農地耕作条件改善事業

【23,562(12,274)百万円】

対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要です。
- ・このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援することが必要です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 地域内農地集積型（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）

- 定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備、先進的省力化技術導入支援等の条件改善促進支援 等

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

- 定率助成：土層改良、農作業道、農地造成、管理省力化支援、品質向上支援、営農環境整備支援、地形図作成等の条件改善促進支援 等

2. 高収益作物転換型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）

基盤整備に加え、販売先の確保や営農定着等に必要な支援を計画策定から一括支援します。「1. 地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能です。

- 定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等
- 定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援 等

※ 事業の特徴

- (1) 事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域又は本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域
- (2) 事業実施年度に入ってから採択申請が可能（複数回受付）、農地中間管理機構から国への直接申請も可能
- (3) 必要なハードとソフトを組み合わせ、最大5年（ハードは最大3年）、総事業費は10億円未満を支援
- (4) 農地中間管理機構との連携概要を策定し、事業を実施

（事業実施主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等）
補助率：定額、1/2等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 （03-6744-2208）]

農地耕作条件改善事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて一括支援。

1. 事業内容

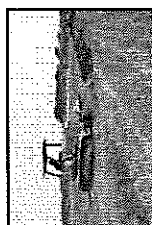
《地域内農地集積型》最大5年(ハードは最大3年)

- 定額助成
 - ・ 区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等(※1)
 - ・ 1地区あたり上限300万円(年基準額)の条件改善促進支援(調査・調整、先進的省力化技術導入支援等) 等

(※1) 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

○ 定率助成

- ・ 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全
- ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援
- ・ 土壌改良等の高品質作物の導入に関する支援
- ・ 営農飲雑用水等の営農環境の整備に関する支援
- ・ 地形図作成等の条件改善促進支援
- ・ 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等



畦畔除去



暗渠排水



先進的省力化技術導入



土層改良



カバープランツ・小段

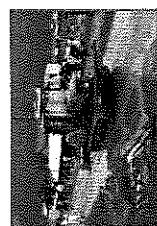


自動給水栓

《高収益作物転換型》①②③で最大5年(ハードは最大3年)

① 高収益作物転換プラン作成支援(最大2年)

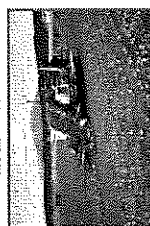
- 定額助成(※2)
 - ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査 等



現場での講習・研修会

② 農地耕作条件改善(最大5年(ハードは最大3年))

《地域内農地集積型》と同様



高収益作物の導入
(タマネギの収穫)

③ 高収益作物導入支援(最大5年)

- 定額助成(※2)
 - ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等
- 定率助成
 - ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等



検討会の様子

(※2) プランの作成や技術習得等に必要な経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円(年基準額)を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者2者以上(土地所有者含む)が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

2. 実施要件

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域(これらを受益とする施設も対象)
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2者以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構
- ・ 都道府県、市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農業法人等



農業競争力強化プログラム（概要）

農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要である。

このため、生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革をはじめ13項目について以下のとおり取り組み、更なる農業の競争力強化を実現する。

1. 生産資材価格の引下げ

（肥料、農薬、機械、飼料など）

（1）生産資材価格の引下げ

- 国際水準への価格引下げを目指す
- 生産資材業界の業界再編の推進
- 生産資材に関する法規制の見直し
- 国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を推進

（2）全農改革（生産資材の買い方の見直し）

全農は、

- 農業者の立場に立って、共同購入のメリットを最大化
- 外部の有為な人材も登用し、資材メーカーとの確に交渉できる少数精鋭の組織に転換
- 入札等により資材を有利に調達
- 農協改革集中推進期間に十分な成果が出るよう年次計画を立てて改革に取り組む

2. 流通・加工の構造改革

（卸売市場関係業者、米卸売業者、量販店など）

（1）生産者に有利な流通・加工構造の確立

- 効率的・機能的な流通・加工構造を目指す
- 農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進
- 中間流通（卸売市場関係業者、米卸業者など）について、抜本的な合理化を推進し、事業者の業種転換等を支援
- 量販店などについて、適正な価格での販売を実現するため、業界再編を推進
- 国の責務・業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を推進

（2）全農改革（農産物の売り方の見直し）

全農は、

- 中間流通業者への販売中心から、実需者・消費者への直接販売中心にシフト
- 必要に応じ、販売ルートを確立している流通関連企業を買収
- 委託販売から買取販売へ転換
- 輸出について、国ごとに、商社等と連携した販売体制を構築
- 農協改革集中推進期間に十分な成果が出るよう年次計画を立てて改革に取り組む

3. 人材力の強化

- 新規就農者が営農しながら経営能力の向上に取り組むために、各県に「農業経営塾」を整備
- 法人雇用を含めた就農等を支援
- 外国人技能実習制度とは別の外国人材活用スキームの検討

4. 戦略的輸出体制の整備

- 平成31年の1兆円目標に向けて、本年5月の「農林水産業の輸出力強化戦略」を具体化
- 日本版SOPEXAの創設(農業者の所得向上に繋がるブランディング・プロモーション、輸出サポート体制)

5. 原料原産地表示の導入

消費者の選択に資するため、全ての加工食品について

- 重量割合上位1位の原材料について、国別の重量順に表示することを基本
- 実行可能性を考慮したルールを設定

6. チェックオフ(生産者から拠出金を徴収、販売促進等に活用)の導入

- チェックオフを要望する業界における検討手順(推進母体・スキーム・同意要件)を定め、一定以上の賛同で法制化に着手

7. 収入保険制度の導入

- 適切な経営管理を行っている農業経営者の農業収入全体に着目したセーフティネットを導入
 - ・ 青色申告している農業経営者が加入
 - ・ 農業収入全体を対象
 - ・ 過去5年の平均を基準収入とし、収入減の一定部分を補てん
 - ・ 保険方式と積立方式とを併用
- 併せて、現行の農業共済制度を見直し
 - ・ 米麦の共済制度の強制加入を任意加入に変更

8. 土地改良制度の見直し

- 農地の集積・集約化を進めるため、農地集積バンクが借りている農地のほ場整備事業について、農地所有者等の費用負担をなくし、事業実施への同意を不要とする

9. 農村の就業構造の改善

- 農村に就業の場を確保するため、工業等に限定せず、サービス業等についても導入を推進

10. 飼料用米の推進

- 多収品種の導入等による生産コスト低減、耕種農家・畜産農家の連携による畜産物の高付加価値化を図る取組等を推進

11. 肉用牛・酪農の生産基盤強化

12. 配合飼料価格安定制度の安定運営

- 肉用牛・牛乳乳製品の安定供給を確保するため、繁殖雌牛の増頭、乳用後継牛の確保、生産性の向上、自給飼料の増産等を推進
- 配合飼料価格安定制度の安定的な運営

13. 生乳の改革

- 生産者が自由に出荷先を選べる制度に改革
- 指定団体以外にも補給金を交付
- 全量委託だけでなく、部分委託の場合にも補給金を交付

農業競争力強化プログラム

平成28年11月29日

農林水産業・地域の活力創造本部決定

目 次

1	生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の 仕組みの見直し	1
2	生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる 流通・加工の業界構造の確立	4
3	農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備	7
4	戦略的輸出体制の整備	10
5	全ての加工食品への原料原産地表示の導入	12
6	チェックオフ導入の検討	15
7	収入保険制度の導入	16
8	真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度 の見直し	25
9	農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み	28
10	飼料用米を推進するための取組	29
11	肉用牛・酪農の生産基盤の強化策	
12	配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策	30
13	牛乳・乳製品の生産・流通等の改革	32

1 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し

(1) 生産資材価格の引下げ

生産資材価格の引下げと農業及び生産資材関連産業の国際競争力の強化を図るため、以下のとおり取り組む。

その際、農林水産省、経済産業省をはじめ政府一体となって取り組む。

- ① 生産資材は、農業の競争力を左右する重要な要素であり、国は、国内外の生産資材の生産・流通・価格等の状況を定期的に把握し、公表する。

また、国は、民間活力を最大限に活用しつつ、生産資材の安定供給と価格引下げのための施策の具体化に努める。

- ② 生産資材に関する各種法制度（肥料・農薬・機械・種子・飼料・動物用医薬品等）及びその運用等（法律に基づかない業界団体による自主的な規制も含む）について、国は定期的に総点検を行い、国際標準に準拠するとともに、生産資材の安全性を担保しつつ、合理化・効率化を図る。特に、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。

- ③ 国は、各種生産資材について、メーカーが、適正な競争状態の下で、高い生産性で生産し、国際水準を踏まえた適正な価格で販売する環境を整備する。

公正取引委員会も、こうした観点で、徹底した監視を行う。

- ④ 国は、民間のノウハウを活用して、農業者が各種生産資材の購入先について、価格等を比較して選択できる環境を整備する。

- ⑤ 多品種少量生産が低生産性の原因となっている種類の生産資材（肥料等）については、国は、産地の声をよく聞きながら、各都道府県・地域の施肥基準等の抜本的見直しを推進し、銘柄数を絞り込む。

- ⑥ 生産性の低い工場が乱立している種類の生産資材（肥料・飼料等）については、国は、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。

- ⑦ メーカーが寡占状態となっている種類の生産資材（農業機械等）については、国は、ベンチャーを含めた企業の新規参入を推進することとし、参入しようとする企業に対して、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。

- ⑧ 国は、開発目標（適正機能・合理的価格）を明確にして、民間企業・研究機関・農業者等の連携により国際競争性を有した農業機械の開発を

促進する。

また、時代のニーズと合わなくなっている農業機械化促進法を廃止するための法整備を進める。

- ⑨ 農薬については、農産物輸出も視野に入れた国際的対応が特に重要であり、国は、ジェネリック農薬の登録のあり方を含め、農薬取締法の運用を国際標準に合わせる方向で、抜本的に見直す。

- ⑩ 戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。

そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するための法整備を進める。

- ⑪ 上記改革を推進するため、生産資材に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を進める。

- ⑫ 上記改革を推進するため、金融機関による生産資材関連産業の生産性向上に資する経営支援や資金供給の促進、政府系金融機関や農林漁業成長産業化支援機構等との連携強化等を図る。

(2) (1) に関連する全農の生産資材の買い方

① 全農の購買事業の見直し

生産資材価格の引下げを図るには、生産資材業界の業界再編と合わせて、これに資する全農の生産資材の買い方の見直しが必要である。今後は、全農は、真に、農業者の立場に立って、共同購入のメリットを最大化する組織に転換するべく、以下の改革を実行する。

○ 全農は、生産資材に関するあらゆる情報に精通するために、外部の有為な人材も登用し、生産資材メーカーと的確に交渉できる少数精鋭の組織に転換する。

○ 全農は、農業者・農協の代理人として共同購入の機能を十分に発揮する。また、全農は、農業者・農協に対し、価格と諸経費を区別して請求する。

○ 改革後の全農は、取り扱う生産資材の点数を適切に絞り込みつつ、国内外における価格水準や、世界標準等の情報を常に収集し、競争入札等の方式を積極的に導入することによって、農業者が、仕様、品質、価格面で最も優れた生産資材を調達できるよう支援する。全農が収集する調達に関する情報は、全国の農協や、農業者で共有できる仕組み

を整備する。

- 上記方針を組織体制として明確化するため、全農は、従来の生産資材購買事業に係る体制を農協改革集中推進期間内に十分な成果が出るよう年次計画を立てて、機能統合、業務の効率化、人員の配置転換や、必要であれば関連部門の生産資材メーカー等への譲渡・売却を進めるなど、シンプルな体制を構築する。購買事業を担ってきた人材は、今後、注力すべき農産物販売事業の強化のために充てる。

② 全農（子会社を含む。）の生産資材関連事業の在り方

- 全農は、生産資材の安定供給を図る目的で原料（肥料原料、飼料原料など）を輸入する場合は、生産資材メーカーの生産性を十分考慮して、当該原料の販売を行う。
- 全農は、農業者のために、生産資材メーカー・輸入業者に戦略的出資を行う場合は、その戦略目的を明確にするとともに、その効果を毎年会員に明示して、目的に即した効果がない場合は、出資を速やかに見直し、適切な措置を講ずる。
- また、全農による購買事業において、出資先を特別扱いせず、購入先の一つとして公正に扱う。

2 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立

(1) 生産者に有利な流通・加工構造の確立

現在の食料需給・消費の実態等を踏まえた効率的・機能的で農業者と消費者双方がメリットを受けられる流通・加工構造を確立するため、以下のとおり取り組む。

その際、農林水産省、経済産業省をはじめ政府一体となって取り組む。

- ① 農産物の流通構造や加工構造は、農業の競争力を左右する重要な要素であり、国は、国内外の農産物の流通・加工の実態等を定期的に把握し、公表する。
- ② 国は、農業者・消費者のメリットを最大化するため、農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進するとともに、農業者の所得向上に資するよう農業者・団体と食品製造業等との連携を一層促進する。

また、農業者の努力・創意工夫と消費者のニーズ・評価が双方で情報交換できるようICTを最大限に活用するとともに、農産物の規格（従来の出荷規格・農産物検査法の規格等）についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。

- ③ 農業者は、自らの生産した農産物の強みを生かし高く販売する努力を行う必要がある。

また、食品小売業者は、消費者の側に見た目にとらわれずに安全で美味しい商品进行评估する意識が広がることにより、不必要なコスト増要因を除去できるよう、仕入れ、販売戦略上の取組を行う必要がある。

このような取組を支援するため、国は、品質等に応じた価格決定がなされるよう、地理的表示、規格・認証等の制度の一層の普及を図る。

- ④ 中間流通（卸売市場関係業者、米卸売業者など）については、抜本的な合理化を推進することとし、事業者が業種転換等を行う場合は、国は、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。

- ⑤ 特に、卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。

- ⑥ 小売業については、多数の量販店等による安売り競争の状況を脱却し、生産者と量販店等の双方がメリットを受ける農産物の安定した流通を確

保するため、消費者ニーズに合った多様な商品を適正な価格で提供するビジネスモデルの構築に向けて、国は、事業再編や業界再編を推進する。

また、量販店等は、農業者の再生産の確保も考慮し、双方でwin-winな関係維持が可能な適正価格で安定的な取引が行われるよう配慮するものとする。

公正取引委員会は、量販店等の不公正取引（優越的地位の濫用による買いたたき等）について徹底した監視を行う。

- ⑦ 国は、民間のノウハウを活用して、農業者が各種流通ルートについて、手数料や取引条件等を比較して選択できる環境を整備する。

また、農産物の物流については、パレット化やICTを活用した共同配送等の効率化によりコストを削減する等の取組を推進する。

- ⑧ 加工業については、生産性の低い工場が乱立している種類の加工業界（製粉、乳業等）について、国は、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑨ 上記改革を推進するため、農産物の流通・加工に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を進める。
- ⑩ 上記改革を推進するため、金融機関による流通加工関連産業の生産性向上に資する経営支援や資金供給の促進、政府系金融機関や農林漁業成長産業化支援機構等との連携強化等を図る。

（２）（１）に関連する全農の農産物の売り方

農産物の流通加工構造を改革するためには、流通・加工業界（中間流通、量販店、加工業等）の業界再編と合わせて、これに資する全農の農産物の売り方の見直しが必要である。

① 農産物の様々な価値を市場に届けるための販売体制強化

- 全農は、農業者のために、実需者・消費者へ農産物を安定的に直接販売することを基本とし、そのための強力な販売体制を構築する。
- このため、全農は、自らの体制整備と合わせ、農林中金等と密に連携して、実需者・消費者への安定した販売ルートを確立している流通関連企業への出資等を戦略的に推進する。また、出資等の効果を毎年会員に明示し、その目的に即した効果がない場合は、出資等を速やかに見直し、適切な措置を講ずる。
- 全農は、上記を達成するため、農協改革集中推進期間内に十分な成

果が出るよう年次計画を立てて、安定的な取引先の確保を通じた委託販売から買取販売への転換に取り組む。

② 日本の魅力ある農産物を世界に発信する輸出支援体制の確立

- 全農は、農業者のために、輸出先の国ごとに、強みを有する商社等と連携して実践的な販売体制を構築する（合併会社の設立、業務提携等）。優先順位の高い国から取り組み、農協改革集中推進期間内に十分な成果が出るよう年次計画を立てて、主要輸出先国について販売体制の整備を進める。

なお、全農は、１（２）及び２（２）の自己改革を進めるため、役職員の意識改革、外部からの人材登用、組織体制の整備等を行う。

また、１（２）及び２（２）の全農の自己改革が、重大な危機感を持ち、新しい組織に生まれ変わるつもりで実行されるよう、全農は、年次計画やそれに含まれる数値目標を公表し、与党及び政府は、その進捗状況について、定期的なフォローアップを行う。

3 農政新時代に必要の人材力を強化するシステムの整備

(1) 農業教育システム

- ・ 次世代の農業経営者育成キャリアパスを明確化するため、農業大学校の専門職業大学（仮称）化を推進する。

このため、文部科学省と農林水産省が連携して、農業大学校の現状に即した円滑な移行を促進するためのスキームを検討する。

- ・ また、専門職業大学（仮称）化を推進するため、農林水産省が実施する農業大学校教員等向けの研修や産学連携推進等の補助事業の活用を促進する。
- ・ 更に、文部科学省と農林水産省が連携して、農業高校の教育環境を充実するため、地域農業者との連携強化や、農業高校と道府県農業大学校、大学農学部等との連携を促進する。

(2) 就職先としての農業法人等の育成

- ・ 農業法人の増大と雇用力充実のため、農業界と経済界との連携を強化し、他産業からの人材活用を促進する。
- ・ また、都道府県の法人化推進体制強化のため、税理士等の専門家の派遣・相談対応、農業融資の機会の活用、集落営農等に対する法人化への働きかけを促進する。
- ・ 農の雇用事業における研修生の定着率向上のため、事業実施を希望する法人等について、過去の定着率を考慮して、採択の可否を判断する仕組みを導入するなど見直しを行う。
- ・ 農の雇用事業を活用する経営者が、研修生を次世代を担う人材として育成強化する観点から、経営者自身のセミナー等の受講を義務付ける。

(3) 次世代人材投資

- ・ 次世代を担う農業者への支援であることを明確にするため、青年就農給付金を「農業次世代人材投資資金」に改め、
 - ① 次世代を担う意欲ある新規就農者に対し、経営・技術、資金、農地のそれぞれに対応するサポート体制を明確にするとともに、
 - ② 上記サポート体制の整備を前提に、交付3年目までに経営確立の見込み等を見極め、早期に経営確立する者には、さらなる経営発展に繋がる対策を講じることとする。
- ・ また、「農業女子プロジェクト」等の展開を通じ、地域農業の振興や農

業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担っている女性の活躍を推進する。

(4) 地域の農業経営塾と海外研修等

- ・ 就農後の経営能力向上のため、各県において営農しながら本格的に経営を学ぶ場として農業経営塾の本格稼働を推進する。
- ・ その際、地域の農業法人、経済団体等とも連携を図るとともに、JA営農指導員など農業をサポートする人材も含め育成していく。
- ・ 国際感覚を身につけた人材を育成するため、
 - ① 海外研修への参加
 - ② 文部科学省と経済界が連携し実施している留学プログラム（トビタテ！留学JAPAN）の積極的な活用
 - ③ 農業法人等の従業員の海外研修への参加を促進する。
- ・ 農林水産物・食品のマーケティングやプロモーション、輸出に係る手続等の知識やノウハウを有する人材を育成・研修する。また、農業高校等をはじめとした農業教育システムの中で、輸出力強化について学ぶ機会の充実等を図る。

(5) 労働力の確保

- ・ 地域の関係機関が連携して、子育て世代等の地域で眠っている労働力の活用、他産業からの労働力の融通等により労働力確保を進める取組を推進する。併せて、農業分野における障害者等の就労を促進する農福連携を推進する。
- ・ 農業現場からの提案等も踏まえつつ、農業の成長産業化に向けて、外国人技能実習制度とは別に外国人材の活躍を促進するためのスキームの導入を検討する。

(6) 産学官の連携

- ・ 農林漁業者の所得の向上や、就業人口の減少・高齢化を踏まえた省力化や作業の安全への対応等の生産現場のニーズに即した効率的・効果的な研究体制を構築するため、
 - ① 農林漁業者等のニーズを踏まえた明確な研究目標の下で、農林漁業者、企業、大学、研究機関がチームを組んで、現場への実装までを視野に入れて行う、新市場を開拓する新規作物の導入や、ICTやロボット技術

等を活用した現場実証型の技術開発推進

- ② 大学、国・都道府県の試験研究機関が持つ研究成果や研究者情報を体系的に整理し、農業者等のスマホ・タブレット対応等により手軽に情報を入手できる形での公開
 - ③ 地域や分野ごとにコアとなる研究機関を定め、関係する企業・大学・研究機関のネットワーク化を推進する。
- ・ 熟練農業者のノウハウの見える化を図るため、A I等の最新技術を活用し未経験者が短期間で身に付けられるシステムの構築を推進する。

(7) 技術、人材力等の活用による生産基盤の強化

- ・ 土づくり技術の普及や最新技術による水管理のため、
- ① 土づくりの専門家をリスト化し、土壌診断に基づく土づくりの取組を普及するとともに、土壌中の微生物のDNA解析技術等を通じて処方箋を提供する、新たな土づくり技術の開発
 - ② 水田を遠隔で監視できるICTを活用した低コスト水管理システムの開発、及びその成果に基づく地域の水管理モデルの構築を促進する。
- ・ 生産現場におけるICT等の先進技術の活用を進めるため、普及指導員等に対する研修・セミナーの充実、実証研究等への現場の参画、民間人材によるサポートの拡大等を推進する。

4 戦略的輸出体制の整備

1. 農林水産業の輸出力強化に向けた取組

- ・ 「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「輸出戦略」という。）を踏まえ、以下のような取組を進めていく。
 - ① 海外市場のニーズ把握や需要の掘り起こしに向けたプロモーション
 - ② 国内の農林漁業者・食品事業者の販路開拓のための相談や商談会出展等の促進
 - ③ 大量かつ低コストの輸送を可能にする鮮度保持輸送技術の普及促進等物流の高度化の推進
 - ④ 輸出先国・地域の輸入規制の緩和・撤廃等に向けた輸出環境の整備
- ・ 特に、輸出戦略の実践に必要なハード面・ソフト面のインフラ整備等を整合的かつ計画的に進めるため、「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」を別に定め、新鮮・安全な農林水産物の輸出拠点として、空港や港湾に近い卸売市場の活用や、輸出拡大のために必要な生産物の流通・加工施設の整備、サポート体制の充実等を推進する。

2. 輸出拡大を更に促進するための具体的な取組

（1）日本版SOPEXAの創設

- ・ 生産者の所得向上につながる日本産農林水産物・食品のブランディングやプロモーション、輸出事業者へのサポートを早急に強化するため、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した「日本版SOPEXA」を創設する。この組織は、JETROの組織を活用しつつ、将来民営化することを視野に、意思決定の独立性、民間企業等の外部人材の登用、成果主義の導入により、事業を遂行するものとする。

（2）地域等の取組の促進

- ・ 具体的な産品を輸出する際に、共同で集荷・発送する等、輸出向けの生産・流通体制の整備、輸出に係る手続・決済代行等の機能を有する体制を構築することが有効であり、こうした機能を有する全国団体や地域商社、JA等の取組を促進する。

（3）規格・認証や知的財産制度の活用促進と規制の緩和・撤廃

- ・ 日本産品の品質や特色のアピールにつなげるため、国際標準化を見据え

たJAS規格、日本発の食品安全管理規格等の充実・普及、地理的表示、品種登録の活用やこれらを含む知的財産の保護を図る。

- ・ この一環として、JAS法に基づく制度のあり方を見直し、生産行程や生産・流通管理の方法等といった多様な規格の制定、国際的に通用する認証や表示により、海外事業者への訴求に向けて戦略的にJASを活用する。
- ・ 生産者・事業者からの要望等も踏まえ、様々な外交の場等を広く活用して取組の加速化を図るなど、政府一体となって海外の規制等の緩和・撤廃に取り組む。

5 全ての加工食品への原料原産地表示の導入

- ・ 消費者がより適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産の振興に資するよう、全ての加工食品について、実行可能な方法で原料原産地を表示することとし、国民の日々の選択が日本の食と農を支える社会を実現する。
- ・ 具体的には、全ての加工食品を対象に、製品に占める重量割合上位1位の原料について、原則として、原産地を国別重量順に表示する。
- ・ 例外的に、これが困難な場合には、①可能性表示（A国又はB国）や②大括り表示（輸入）、③さらに中間加工原材料については製造地表示（A国製造）を行うなどの仕組みを整備し、実行可能性を担保する。その際には、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努めることとする。

（図1及び図2参照）

加工食品の原料原産地表示の拡大

(図1)

対象加工食品：国内で製造した全ての加工食品

(ただし、現行同様、外食、いわゆるインスタ加工等を除く。)

対象原材料：製品に占める重量割合上位1位の原材料

表示方法：

現行同様、国別重量順に表示

例：(A国、B国)
(A国、B国、その他)

〔実行可能性を踏まえ、認められる条件、誤認防止への対応を定めた上で、以下の規定を導入〕

可能性表示

例：(A国又はB国)
(A国又は国産)
(A国又はB国又はその他)
と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合

〔過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記〕

大括り表示

例：(輸入)
(輸入、国産)
と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合

大括り表示＋可能性表示

例：(輸入又は国産)
と表示しても可

〔過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記〕

〔「大括り表示」を用いても産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合〕

中間加工原材料の製造地表示

〔対象原材料が中間加工原材料である場合〕

例：(A国製造) (国内製造)

※生鮮原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可

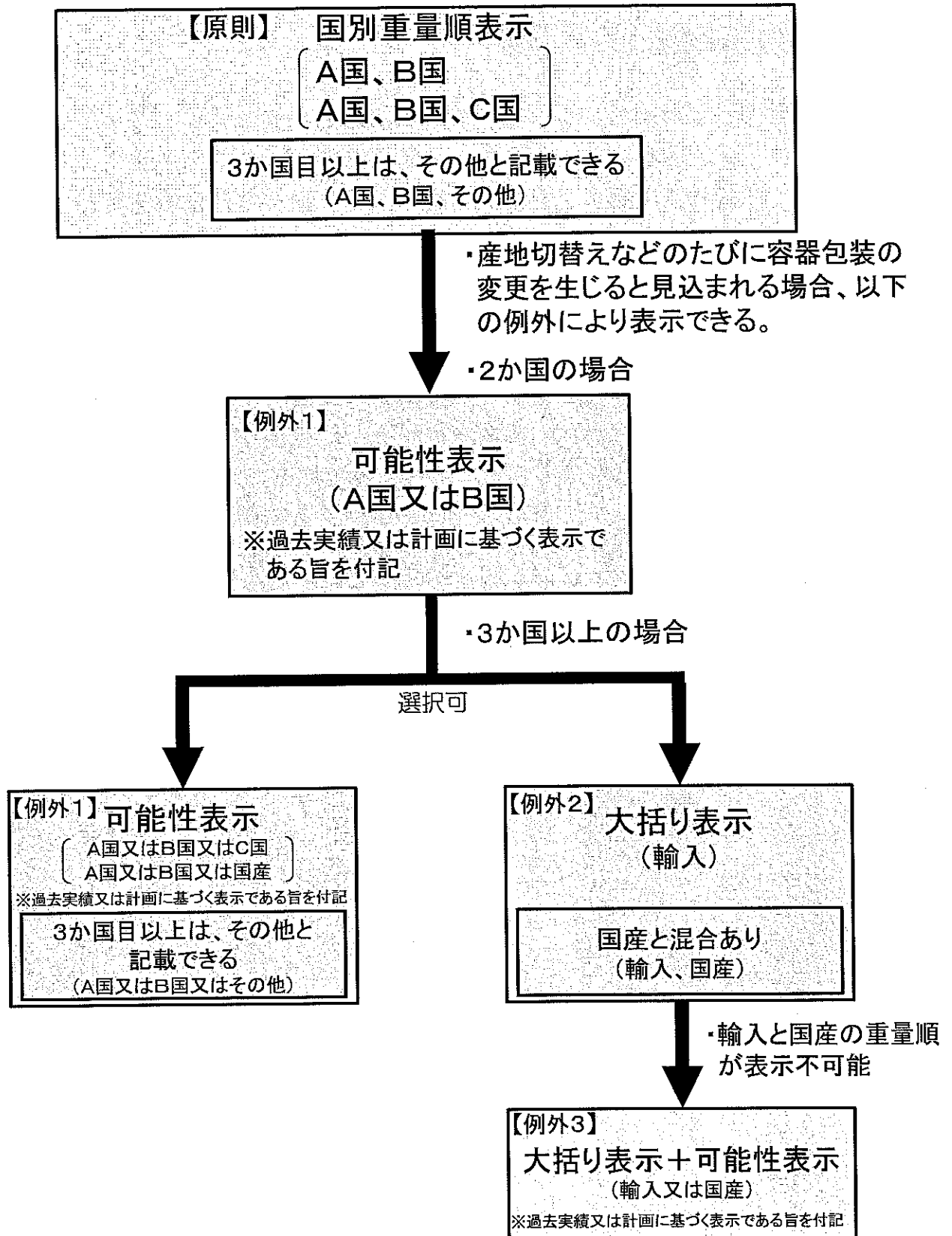
※製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、可能性表示など上記の考え方を準用

その他：

- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 可能性表示や大括り表示等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 実施までに一定の経過措置期間をおく。
- 制度内容や用語の意味等について、消費者啓発を推進する。

表示方法のイメージ図

(図2)



【例外4】 対象原材料が中間加工原材料の場合

中間加工原材料の製造地表示 (A国製造) (国内製造)

※ 中間加工原材料の原料の産地まで遡って産地を表示することもできる。

※ 中間加工原材料の製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、可能性表示など上記例外1～3の考え方を準用する。

6 チェックオフ導入の検討

- ・ 生産者から拠出額を徴収し、農産物の販売促進などを行うチェックオフについては、諸外国では農産物の生産者等が、自らの拠出金により、主体的に、国内外での農産物の販売促進や調査・研究等の事業を実施することを目的として、品目別に導入されている。
- ・ 我が国においても、このようなチェックオフの導入は、農産物の消費拡大を図る上で有意義なものとなりうる。
- ・ チェックオフは、法制化するとなれば全生産者から拠出金を強制徴収するものとなることから、法制化に際しては、導入を検討する業界団体等において、資金使途・具体的事業内容やそれに見合う拠出金額等について、生産者の大宗の合意形成を図ることが必要である。
- ・ このため、チェックオフの法制化を要望する業界において、推進母体を立ち上げ、チェックオフのスキームを決めて、法制化に賛同する生産者を拡大する取組を実施し、一定程度（75%以上）同意が得られた場合に法制化に着手することとする。

7 収入保険制度の導入

＜収入保険制度の基本的考え方＞

- ・ 現行の農業災害補償制度は、
 - ① 自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外
 - ② 対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていないなど、農業経営全体を一括してカバーするセーフティネットとなっていない。
- ・ 他方、農業の成長産業化を図るためには、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者を育成する必要がある。
- ・ 収入保険制度は、このような農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度として仕組む。
- ・ 収入保険制度の具体的な仕組みは、別記1のとおりとする。
- ・ なお、制度の趣旨を適切に表現する名称（例えば「農業経営サポート保険」）を検討する。

＜収入保険制度と類似制度との関係＞

- ・ 収入保険制度と類似制度との関係については、それぞれの制度の対象者、補償内容等が異なる中で、国費の二重助成を避けつつ、農業者がそれぞれの経営形態に応じた適切なセーフティネットを利用できるよう、選択加入とする。
- ・ ただし、収入減少だけでなくコスト増も補填する肉用牛肥育経営安定特別対策事業（マルキン）等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉用豚、鶏卵については、収入保険制度の対象品目とはしないで、それらと他の品目との複合経営を行っている場合に、他の品目部分のみ収入保険制度の対象とする。

（注）なお、主食用米の需要に応じた生産については、現在、水田フル活用への支援、需給情報の適切な提供等の取組が行われており、これらの対策を引き続き推進する。

＜農業災害補償制度の見直しの基本的考え方＞

- ・ 農業災害補償制度については、農業者の減少・高齢化、保険ニーズの多様化等時代の変化を踏まえ、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業

執行による農業者の負担軽減の観点から、別記2のとおり見直しを行う。

＜加入促進と円滑な移行のための措置＞

- ・ 「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を構築していくため、収入保険制度又は農業災害補償制度への加入を促進する。特に、収入保険制度については、新制度の発足でもあり、早期に適正規模を確保する必要があることから、ＪＡ、農業委員会などの関係組織と連携して、きめ細かく推進する。
- ・ また、農業災害補償制度の加入者が、新設される収入保険制度等に円滑に移行できるようにするため、以下のような措置を講ずる。
 - ① 収入保険制度については、青色申告の実績が加入申請時に１年分あれば加入できるようにする。
 - ② 特に水稻共済において現在加入者が多い一筆方式については、廃止までに所要の移行期間を設け、その間に農業者が青色申告の実施や他の引受方式の利害得失を検討できるようにする。

＜収入保険制度の実施主体、農業共済団体のあり方＞

- ・ 収入保険制度の実施主体は、
 - ① 母集団を確保するため、全国をカバーできる事業エリアを有していること
 - ② 保険制度を公正に運営するため、農産物の価格形成や販売等に関与していないこと
 - ③ 保険業務に関するノウハウを有していること
 - ④ 農業に関する知識を有していることの４つの要件を満たす必要がある。この観点から、農業共済団体が新たに設立する全国組織を念頭において法案の準備を進める。
- ・ 民間のノウハウも活用して農業者へのサービス向上を図るため、実施主体は民間損保会社と積極的に技術的な連携を図る。
- ・ 併せて、農業共済団体については、組織の効率化やガバナンスの強化を図るため、国による検査の実施、収入保険事業を行う場合の秘密保持義務等を措置する。

＜その他＞

- ・ 以上の基本的方針に即して今後細部を詰めていき、必要な法案を次期通

常国会に提出する。

- 制度については一定期間経過後に見直すこととし、法案の作成に当たっては、今後の制度の見直しを円滑に行えるよう措置する。

別記1 収入保険制度の具体的な仕組み

<対象者等>

(1) 対象者

- ・ 個々の農業者の収入を正確に把握するため、青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者（個人・法人）を対象とする。
- ・ 基準収入との関係では、平均的な収入を適切に把握する観点から、青色申告を5年間継続している農業者を基本とするが、青色申告（簡易な方式を含む。）の実績が加入申請時に1年分あれば加入できるようにし、その際、5年間の青色申告実績がある者との違いも考慮し、補償限度額は申告実績が5年になるまで徐々に引き上げていく等の措置を設けてスタートする。
- ・ なお、加入するかどうかは、農業者の選択に委ねる（任意加入）。

(2) 収入の把握方法

- ・ 農業者が、自己申告により、農産物の販売金額等を記載した加入申請書や補助フォーム（青色申告書の販売金額を農産物の種類ごと等に区分するための書類）とともに、青色申告書等の税務関係書類を提出し、実施主体が、内容をチェックする。

<対象収入>

- ・ 所得を対象とするとすれば、コストを正確に把握する必要があるが、コストは個人が左右できるものであり、合理性の確認が難しいことから、所得ではなく、農業者が自ら生産している農産物の販売収入全体を対象とする。
- ・ 農産物の販売収入の算定の考え方については、以下のとおりとする。
 - ① 加工品については、農産物以外の原材料も用いられているため、販売収入に含めない。ただし、精米、荒茶、梅干し、畳表など税法上農業所得として扱われているものについては、農産物に含める。

なお、自ら生産した農産物を加工する場合には、税の仕組みと同様に、農産物を加工原材料として販売したとみなした代金を、農産物の販売収入に含める。

また、在庫についても、税の仕組みと同様に、農産物の販売収入に含める。

- ② 補助金は、政策判断で改廃されるものであり、保険には馴染まないことから、販売収入に含めない。

ただし、コスト割れを補填する畑作物の直接支払交付金、甘味資源作物交付金等の数量払については、実態上、販売収入と一体的に取り扱われているため、販売収入に含める。

＜対象要因等＞

（１）対象要因

- ・ 制度の趣旨から、自然災害に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償の対象とする。ただし、保険金支払の公正を確保するため、捨て作りや意図的な安売り等は対象外とする。

（２）保険金の不正受給防止策

- ・ 保険金の不正受給を防止するため、農業者は、災害等の事故発生時に実施主体に通知等を行うとともに、実施主体は、必要に応じ、現地調査等を実施する。
- ・ また、不正があった場合は、保険金を支払わないほか、重大な不正があった場合は、翌年以降の加入を禁止する。

＜補償内容＞

（１）基準収入

- ・ 補填の基準となる基準収入の設定の考え方については、以下のとおりとする。
 - ① 農業者個々の収入を用いるため、収入を意図的に下げること防止する観点から、過去５年間の平均収入（５中５）を基準収入とすることを基本とする。
 - ② ただし、当年の経営面積を過去よりも拡大する場合や、過去の収入金額に一定の上昇トレンドの実績が確認できる場合等は、当年の営農計画に基づく期待収入を上限として基準収入を上方修正する。
 - ③ また、当年の営農計画に基づく期待収入が５中５よりも低くなると見込まれる場合は、期待収入を基準収入として設定する。

（２）補償限度額及び支払率

- ① 基準収入を少しでも下回った場合に補填するとすれば、事務コストが増嵩し、保険料も高くなるため、当年の収入が基準収入の９割水準

（５年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額）を下回った場合に補填する。

- ② また、当年の収入が補償限度額を下回ることが明らかになった以降に経営努力を怠ることを防止するため、補償限度額を下回った額の９割（支払率）の補填金を支払う。
- ③ 補償限度額及び支払率は、農業者が保険料負担を勘案して補償内容を選択できるようにするため、一定の上限の下に複数の選択肢を設ける。

（３）補填方式

- ・ 保険料が経営にとって過度な負担にならないようにするため、掛捨ての保険方式と掛捨てとにならない積立方式の組み合わせとすることを基本とする。また、補填のタイプを選択できるようにする。

（４）保険料・積立金

- ・ 保険料・積立金は、全経営体共通のものとして設定する。
- ・ 農業者の保険料負担を軽減するため、保険料は危険段階別に設定し、保険金の受領が少ない者の保険料率は段階的に下げる仕組みとする。
- ・ 保険料については５０％、積立金については７５％の国庫補助を行う。
- ・ また、農業者の負担が軽減され、加入促進に資するため、現行の農業災害補償制度と同様の措置を講ずるなど税制面のメリットについて検討する。

<加入・支払時期>

- ・ 加入・支払時期については、税制度と整合した簡素な仕組みとすることにより、農業者にとって手間やコストの掛からないようにするため、以下のとおりとする。

- ① 収入算定期間は、個人は１月～１２月、法人は事業年度の１年間とする。
- ② 原則として、収入算定期間の開始前までに加入申請を行い、保険料・積立金を納付する。
- ③ 補填金の支払は、収入算定期間終了後の税申告後（個人は翌年３月～６月）とする。

ただし、損害の発生から補填金の支払までの間の資金繰りに対応するため、簡易な審査など使い易い融資を措置する。

＜政府再保険＞

- ・ 不測時に、農業者に確実に保険金が支払われるようにするため、政府再保険を措置する。

＜その他＞

- ・ 制度実施後も、データの蓄積を進めるとともに、農業者のニーズを把握しながら、甚大な被害への対応のあり方等を含め、改善点について、引き続き検討していく。

別記2 農業災害補償制度の見直し

＜農作物共済の当然加入制の取扱い＞

- ・ 農作物共済の当然加入制については、食糧管理法が廃止されるなど制度自体の前提が変化していることに加え、収入保険制度やナラシなどの経営安定対策が全て任意加入制となっていることを踏まえ、任意加入制に移行する。

＜収穫共済（農作物共済、畑作物共済、果樹共済）の取扱い＞

（1）引受方式

- ① 一筆方式及び樹園地単位方式については、現在普及した制度ではあるものの、農業者による損害評価やいわゆる「坪刈り」による査定方式など将来に向けて継続することが困難な状況となっているため、効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から、所要の移行期間を設けた上で廃止する。

その際、農作物共済の全相殺方式及び半相殺方式に、収穫量の減少が50%以上のほ場について坪刈り等を要せずに50%減収として共済金を支払う仕組み（一筆半損特例）を設けて、従来一筆方式に加入していた者が円滑に移行できるようにする。

更に、コストのかからない選択肢として、統計データを用いて共済金を支払う方式（地域インデックス方式）を創設する。農作物共済のこの方式にも前述の一筆半損特例を設ける。

- ② 果樹共済の特定危険方式については、農業者が将来発生するリスクを予見することが困難であることから、制度の周知のための所要の移行期間を設けた上で廃止する。

園芸施設共済の被覆している期間だけの短期加入のオプションについても、同様の理由で、制度の周知のための所要の移行期間を設けた上で廃止する。

（2）補償割合

- ・ 畑作物共済及び果樹共済の補償割合については、農業者が掛金負担を勘案して補償内容を選択できるようにするため、農作物共済と同様、一定の上限の下に複数の選択肢を設ける。

＜家畜共済の取扱い＞

- ・ 家畜共済については、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執

行による農業者の負担軽減の観点から、以下の見直しを行う。

- ① 家畜共済を死廃共済と病傷共済に分離して、一方のみの補償及び別々の補償割合を選択できるようにする。
- ② 死廃事故の補償金額について、日々価値が増加する肥育牛等は、期首ではなく、事故発生時の資産価値で評価する。
- ③ 家畜の異動の都度、農業者が申告する現在の方式を廃止し、期首に年間の飼養計画を申告し、期末に掛金を調整する方法に簡素化する。
- ④ 国の再保険金については、現在は共済事故1件ごとに支払う仕組みであるが、他の共済と同様、年間の共済金支払が一定水準を超えた場合に支払う方式に変更する。
- ⑤ 初診料以外の診療費が全額補償され事故低減のインセンティブにつながらない現在の病傷事故の共済金については、制度の周知のための所要の移行期間を設けた上で、初診料を含めた診療費全体に一定の自己負担を設ける。
- ⑥ 原則として共済金の請求ができない家畜導入後2週間以内の事故については、請求できる事例（外傷等）を周知徹底する。また、共済加入者間で取引された家畜については、導入前の家畜の飼養状況について共済組合によるチェックが行われていることから、請求できることとする。
- ⑦ 共済に加入している農業者から家畜商が購入し、と畜場で牛白血病と診断された場合は、農業者自らが出荷した場合と同様、共済金の対象とする。

<掛金の取扱い>

- ・ 掛金については、農業者の負担軽減のため、現在一部の共済組合で実施されている危険段階別に設定する方式（危険段階別共済掛金率）を全ての共済組合で導入する。
- ・ 共済組合ごとに実施され、事故低減のインセンティブが小さい無事戻しについては、所要の移行期間を設けた上で廃止する。

なお、移行期間中において無事戻しを行う場合は、漁業共済と同様、農業者及び国の双方に払戻しをする。

8 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し

1 ほ場整備事業

(1) 農地中間管理機構と関連する事業の円滑な実施

- ・ 機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度を創設する。
- ・ その際、公共性・公益性を確実に担保する観点から、
 - ① 機構が借り受けている農地で、かつ、一定規模以上の面的まとまりがあるものが対象であること
 - ② 機構の借入期間（中間管理権の設定期間）が、基盤整備事業開始時から相当程度あること
 - ③ 本事業の実施により、担い手への農用地の集団化が相当程度図られること
 - ④ 本事業の実施により、事業実施地域の収益性が相当程度向上することを要件とする。

また併せて、本事業によって整備された農地が直ちに転用されることを防止するため、農用地区域からの除外規制強化のための措置等を講ずる。

(2) 農地中間管理機構等との情報共有

- ・ 権利の移動に伴う事業参加資格者を適切に把握し、土地改良事業を効果的・効率的に実施するため、
 - ① 農業委員会が保有する農地台帳
 - ② 機構が保有する農地中間管理事業に関する帳簿
 - ③ 土地改良区が保有する土地原簿等についての情報共有を図る。

(3) 共有地に係る同意手続

- ・ 土地区画整理法を参考に、①事業に関する同意、②組合運営に関する議決権又は選挙権の行使、③換地計画に関する権利者会議における同意に当たり、共有地の代表者が共有者の意向を取りまとめ、共有地に関する意思を表明できる仕組み（この場合、事業に関する同意等を合わせて1票としてカウント）を導入する。

(4) 申請人数要件

- ・ 国・都道府県営土地改良事業に係る申請人数要件(15人以上)について、各地の現場実態に的確に対応できるよう、廃止する(かんがい排水事業も同様)。

(5) 水田の畑地化への対応

- ・ 畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化のための基盤整備に当たっては、水利用調整・土地利用調整や、高収益作物の導入を円滑に進めるため、地区の負担軽減等を図る。
- ・ 上記の基盤整備を行った場合には、当該地区には水田活用の直接支払交付金を交付しないこととするが、このうち畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分については、基盤整備直後の農家の経営状況の変化に鑑み、事業完了後5年間は激変緩和措置を講ずる。
- ・ 中山間地域で畑地化する際は、維持管理に係る負担を減らすため、畑地の緩傾斜化・高機能化を図る。

2 かんがい排水事業

(1) 突発事故への対応

- ・ 突発事故に対応した事業についても、災害復旧と同様に、国又は地方公共団体が、農業者からの申請によらず、原則として農業者の費用負担・同意を求めずに事業を迅速に実施できる仕組み等を導入する。

(2) 同意徴集手続の簡素化の範囲の拡大

- ・ 用排水施設の更新に当たってのICTの導入、開水路のパイプライン化や、ゲリラ豪雨対策としての排水施設の排水能力の向上など、一定の機能向上を伴う更新事業についても、同意徴集手続の簡素化の対象に追加する。

3 農村地域防災減災事業等

(1) ため池等の耐震化事業

- ・ ため池等の耐震化事業について、国又は地方公共団体が、農業者からの申請によらず、自らの判断により、原則として農業者の費用負担・同意を求めずに事業を実施できる仕組みを創設する。

(2) 除塩事業

- ・ 除塩事業について、巨大地震が発生する度に特例法を措置することなく、土地改良法に基づく災害復旧事業として位置づけ、国又は地方公共団体が、農業者からの申請等によらず、速やかに事業を実施できるようにする。

4 土地改良区の在り方

(1) 土地改良区の組合員資格

- ・ 農地の所有と経営の分離が一層進展することが見込まれる中、一筆1資格などの現行制度の仕組みで対応可能かどうかを含めて、こうした課題に対応できる事業参加資格者及び土地改良区の在り方等について、更に実態を調査すること等を通じて、引き続き、検討していく。

(2) 土地改良区の体制

- ・ 土地改良区の組織体制が弱体化する中で、合併や事務統合の促進等による事務局体制の強化や、市町村や県土連、民間事業者等への維持管理・運営事務の委託の拡大、小水力発電の導入など土地改良施設の高度利用による財政基盤の強化を促進する。
- ・ 土地改良区の体制については、組合員資格の在り方と合わせて、引き続き、検討していく。

9 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

農業及び関連産業の所得を増大するとともに、地域社会としての農村を維持発展させていくため、農村地域工業等導入促進法（農工法）を以下のとおり見直す等により、農業者等の地域住民の就業の場を確保する。

（１）農工法の対象業種、名称

- ・ 六次産業化・地産地消法や他の地域振興法等との関係に留意しつつ、農工法の対象業種の見直しの要請に応じた所要の法整備を進める。
- ・ その際、現行の工業等５業種に限定することなく、サービス業など農村に賦存する多様な地域資源を活用した産業も含めて、農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業が対象となるよう見直す。
- ・ 対象業種の見直しを踏まえて、農工法の名称についても見直す。

（２）農工法の対象地域

- ・ 対象地域については、対象業種を工業等から広げるとしても、産業を導入する必要性の少ない地域は除外するとのこれまでの考え方に立ち、人口が集中している地域や域内の就業の場が全国平均よりも多い地域は除外する。

（３）支援措置

以下の方向により、支援措置の厚みを増すことを検討する。

- ・ 個人が産業用地に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減や日本政策金融公庫による低利融資について、対象業種の見直しを踏まえた拡充を行う。
- ・ 農工法の下での税制措置だけでなく、
 - ① 国税としては、中小企業投資促進税制、
 - ② 地方税としては、本年７月から施行された中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置といった業種横断的な措置について、事業者に積極的な活用を促す。
- ・ 地方創生推進交付金など地方創生に向けた地方公共団体の取組への支援施策や、農泊の推進など地域資源を活用した産業の振興施策のほか、企業立地促進法の見直し等を通じた地域に裨益する波及効果の高い事業との連携等を図り、農村地域の雇用創出に繋げる。

10 飼料用米を推進するための取組

- (1) 食料・農業・農村基本計画で掲げた飼料用米の生産努力目標の確実な達成に向けて、生産性の向上と畜産物のブランド力強化が飼料用米生産の持続可能性の確保につながる理想的なサイクルを実現する必要がある。
- (2) このため、水田活用の直接支払交付金による支援とあわせて、現場で取組可能な飼料用米の生産コスト低減策をとりまとめた「飼料用米生産コスト低減マニュアル」や「飼料用米多収日本一」表彰を活用しながら、多収品種の導入、多収を実現する低コスト栽培技術の普及などを推進し、飼料用米の生産コスト低減を進める。
- (3) また、耕種農家と畜産農家の連携により、飼料用米を輸入とうもろこしの代替品として利用するだけでなく、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図る取組を進める。

11 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策

12 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策

(1) 肉用牛の生産基盤の強化

繁殖雌牛の増頭や生産性の向上により肉用牛の安定供給を確保するため、以下の取組を進める。また、畜産クラスターの構築等により、効果的に地域の収益性を向上させる。

① 地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築

キャトルステーション（子牛育成受託施設）の活用等生産工程の一部外部化等による地域内分業体制を構築するとともに労働負担の軽減と生産性の向上を図り、中小家族経営を含めた地域全体での肉用子牛の生産規模拡大を推進する。

② 受精卵移植技術の活用拡大

乳用後継牛の確保に配慮しつつ、交雑種雌牛の一産取り肥育（交雑種雌牛の肥育前に和牛受精卵を移植）や乳用牛への受精卵移植技術の活用を進めることにより、和子牛生産を拡大させる。

③ ICT（情報通信技術）の活用等による省力化の推進

ICTを活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の活用により分娩時の監視等の労働負担の軽減と生産性の向上を図り、生産規模拡大を推進する。また、放牧や繁殖と肥育の一貫経営への移行により、コスト削減と生産性の向上を図り、生産規模拡大を推進する。

(2) 酪農の生産基盤の強化

乳用後継牛の確保や生産性の向上により牛乳乳製品の安定供給を確保するため、以下の取組を進める。また、畜産クラスターの構築等により、効果的に地域の収益性を向上させる。

① 乳用後継牛の確保・育成の推進

性判別技術の活用や公共牧場等を活用した自家生産の取組の強化や地域内での育成体制の構築等により、乳用後継牛の計画的な確保・育成を推進する。

② 分業体制の構築・省力化の推進

コントラクターやTMRセンターの活用等生産工程の一部外部化による地域内分業体制を構築するとともに、搾乳ロボットの導入、ミルキングパーラーの整備等により過重な労働負担の軽減を図る。また、複数の

農家が協業化法人を設立し、作業の効率化により生産規模拡大等を図る取組を推進する。

③ 飼養管理の適正化

畜産技術者等の地域の関係者で生産関連データを共有しながら、衛生管理、暑熱対策など、適切な飼養管理方法の普及・定着を図り、乳用牛の能力を最大限発揮させる。

④ 流通の効率化

中間コスト、物流コストの削減等生乳流通の効率化により、酪農家の所得向上を図る。

(3) 自給飼料の増産

経営コストの4～5割程度を占める飼料費の低減が必要不可欠であり、都府県酪農における良質な粗飼料生産や乳用後継牛の育成・確保のための体制整備、労働力や飼料費の低減のための放牧の推進等、以下の総合的な国産飼料増産の取組を進める。

① 耕畜連携の強化と国産飼料の広域流通体制の構築

土地条件等の制約等から自給飼料の生産拡大が困難な状況にある地域に向けて、耕畜連携等により生産される国産飼料を供給する広域流通体制の構築を推進する。

② 公共牧場の活用拡大と機能強化

有用な飼料生産基盤であるものの十分に活用が図られていない公共牧場の活用拡大と機能強化を推進する。

③ 日本型放牧モデルの推進

飼料の生産・給与や家畜排せつ物処理等の省力化が可能であり、生産コストの削減、牛の健康維持や繁殖能力の向上等にもつながる中山間の耕作放棄地等を活用した肉用牛の周年親子放牧や乳用牛の集約放牧等の日本型放牧を推進する。

(4) 配合飼料価格安定制度の安定的な運営

① 補填財源の確保及び借入金の計画的な返済を促すことにより、引き続き、制度の安定的な運営に努める。

② 併せて、輸入飼料に過度に依存しない畜産経営の確立を図るため、(3)の自給飼料の増産対策を推進する。

13 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革

(1) 加工原料乳生産者補給金制度の改革

- ① 現在、指定生乳生産者団体に指定されている農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下単に「農協」という。）は農業協同組合法に基づき、スリム化・効率化や共同販売の実を上げる乳価交渉の強化を図りつつ、今後ともその機能を適正に発揮することは極めて重要である。
- ② その上で、指定された農協に委託販売する生産者のみに国が財政支援を行うという、現行の方式は見直し、生産者が、出荷先等を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていく必要がある。国は早急に基本的なスキーム（年間の販売計画等の内容、部分委託・販売に関するルール等）を設計し、関係者の意見を聞き、十分な調整を行うものとする。その際、以下の点を考慮し、十分な調整を経て改革を行うことが必要である。
 - 補給金の交付対象に関しては、年間の販売計画の仕組みが、飲用向けと乳製品向けの調整の実効性を担保できるものとする
 - 部分委託に関しては、現場の生産者が不公平感を感じないように、また、場当たりの利用を認めないルール等とする
 - 条件不利地域対策に関しては、条件不利地域の生産者の生乳が確実に集乳され、不利な生産条件を補えるものとする
- ③ 今後の補給金の交付手続等については、その円滑な運営に資するため、以下を基本として、今後、具体化する。
 - 補給金は、加工原料乳の生産を確保するという補給金の目的に即した基準を定め、これに該当する全ての生産者に交付する。
 - 補給金を農協等から生産者に交付する場合には、乳価の支払額と補給金の交付額とを生産者に明確に示す。
 - 補給金を受給しようとする生産者は、飲用乳、加工原料乳の年間の販売等計画及び販売等実績を国に報告する。また、生産者が農協等に委託・販売を行う場合は、農協等が自らの飲用乳、加工原料乳の年間の販売計画、販売実績及び販売コストを国に報告する。
 - 農協等に部分委託・販売を行う場合は、農協等と生産者との間で委託・販売に係る数量・ルール等について取り決めを行う。
 - 条件不利地域の生産者についても、確実に集乳が行われるようにするため、的確な集乳や集乳経費のプール処理を確保できる公正な

基準を定め、これに該当する農協等に集乳経費を補助する。

(2) 販売を行う農協等と乳業メーカーとの乳価交渉の改革

- 現在、生乳の大宗を受託する指定生乳生産者団体が行う交渉について、乳価交渉のメンバーや交渉プロセスを抜本的に見直す。なお、農協等は自らの合理化も含め、中間流通コストや物流コストの削減を進め、生産者の所得がより向上するように対応する。
- 今後、販売を担う農協等にあっては、消費者ニーズや販売動向に最大の関心を払いつつ、交渉相手となる乳業メーカーの製造コスト情報の収集・分析を含め、真に生産者のためにあらゆる手段を尽くした交渉へと改革する。また、交渉経緯や結果についての生産者に対する説明責任を十分に果たし、透明性を確保する。
- 農協等が、系列の乳業メーカーに販売する場合においては、他の乳業メーカーと同等の販売先と位置付けて公正に交渉を行う。
- 乳業メーカーは、自らの生産性も考慮した適正価格で安定的な生乳取引が行われるようにすべきである。

(3) 酪農関連産業の構造改革

- 乳業メーカーの工場稼働率を高め、我が国乳業全体の生産性を向上し、生乳価格を安定させるため、国は、国際競争に伍していける水準の生産性の実現を目指した乳業の業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- 飲用牛乳・乳製品価格の安定を図るためにも、量販店等の事業再編や業界再編を推進するとともに、公正取引委員会は、量販店等の公正取引（優越的地位の濫用による買いたたきや不当廉売等）について、徹底した監視を行う。

(4) 国家貿易の運営方式の改革

- 乳製品の国家貿易については、国内需要の変化に対し、より一層、機動的な対応が求められることから、最終消費者の動向を把握している様々な民間事業者からの情報収集をこまめに行うなど、適切に運営する。
- 国家貿易で輸入したバター等乳製品について、売渡時に最終消費ま

での流通を確認する等のモニタリング強化策を徹底するとともに、適切な運用が継続されるよう、PDCAを不断に回す。

(5) 酪農家の「働き方改革」

- 生産者は、毎日朝夕の搾乳や飼料の給与等、農業従事者の中でもとりわけ過酷な労働条件にある。国は、政府の最重要課題である「働き方改革」の趣旨を踏まえ、搾乳ロボットやパーラーなど、労働条件を大きく改善する設備投資をはじめとする労働支援を幅広い生産者が実行できるよう、短期・集中的に支援する。

農地中間管理事業に係る農地管理事業の実施について

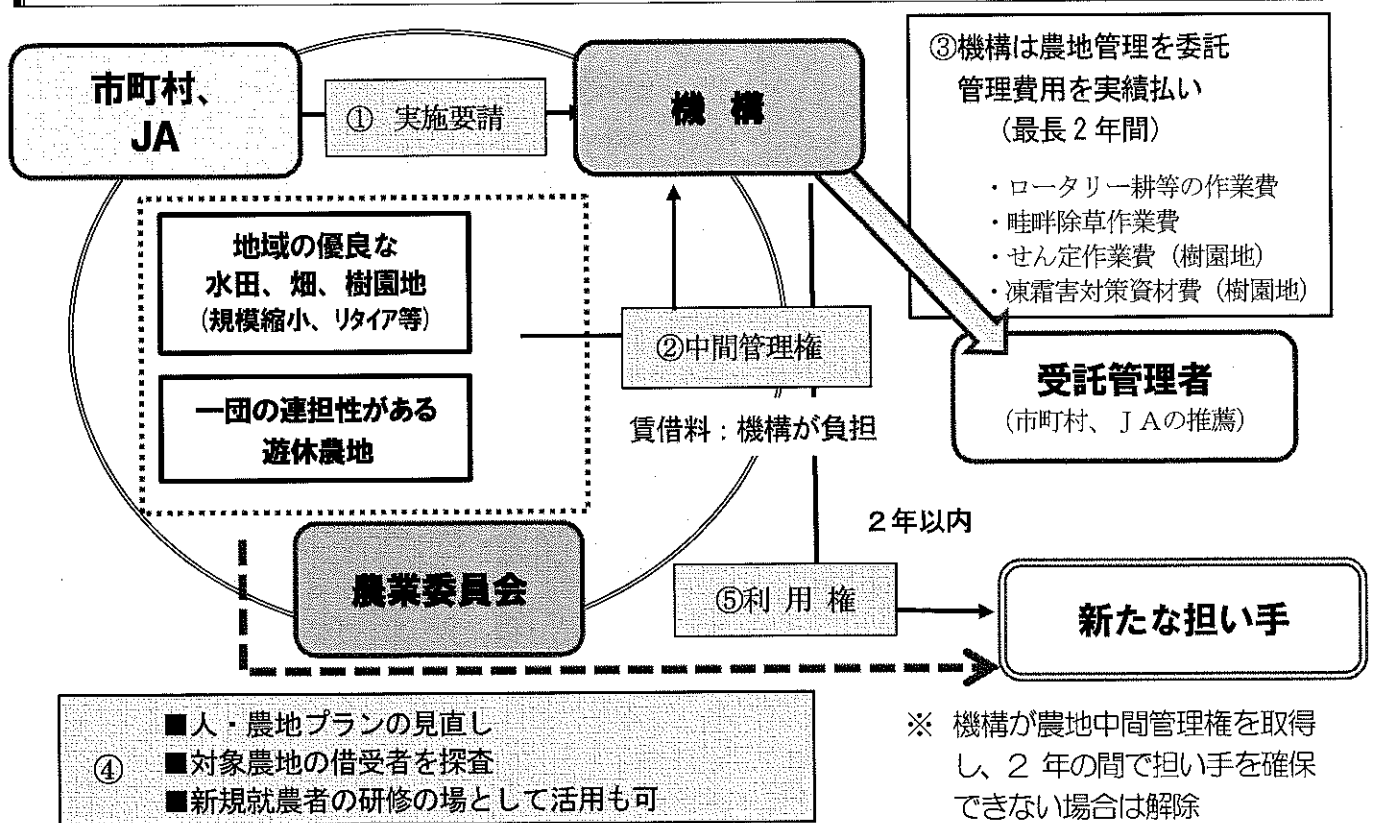
公益財団法人長野県農業開発公社
長野県農地中間管理事業

1. 事業概要

農業経営の縮小や中止により、優良な農地が遊休化し、いずれ荒廃化が懸念される事例等が多発している。点的に発生した荒廃農地の発生は、担い手による農地の面的な集約化の阻害要因になるとともに、樹園地等にあつては周辺農地の生産性に影響を与えることとなる。

このため、農地中間管理機構は、市町村長等からの要請（地域合意）により、地域として農地利用の効率的利用や振興作物の産地力の強化を図る上で維持する農地に、農地中間管理権を取得し、取得後最長2年間管理しつつ、担い手への転貸につなげる「農地管理事業」を実施する。

2. 事業実施のイメージ



3. 事業実施方法等

（1）実施地域

- ① 農地中間管理事業を年間受託して転貸実績のある市町村及び農業協同組合の地域内
- ② ①以外の地域で実施する場合は、転貸実績のある市町村が本事業を受託して行う場合に限る

（2）実施要請

市町村長又は農業協同組合長から本事業の実施要請があること

（3）協力体制

市町村長又は農業協同組合長は、申請時に農地の管理作業を受託できる者の推薦とともに、農業委員会と連携し、農地中間管理権取得後2年の間で、転貸先となる担い手の確保をお願いします。

農地中間管理事業に係る農地管理事業の実施について（案）

長野県農地中間管理機構

近年、農業者の高齢化等と相俟って農業経営の廃止や縮小が増加し、良好な農地でありながら、次の耕作者を速やかに確保できずに遊休化し、荒廃化が懸念される事例等が多発しており、優良農地の確保、担い手による効率的利用、振興作物の産地力の強化を進めるうえでの課題となっている。

このような課題に対応するため、農地中間管理事業の申出があった農用地の借受け予定者を速やかに確保できない場合に、市町村長等からの要請を受けて、機構が当該農用地の農地中間管理権を取得して最長２年間管理し、転賃に繋げる事業（以下、「農地管理事業」という。）を実施する。

１ 農地管理事業の内容

（１）対象農地

農地中間管理事業実施基準に該当し、①及び②に該当する農用地

①目的

【耕作中止見込又は耕作中止後２年経過未満の農地】

ア 整備済みの農地又はこれに連担する農地の優良性を維持する。

イ 担い手の規模拡大、新規就農、新規参入のための農地として確保する。

ウ 振興作物の生産団地を構成する生産圃場として確保する。

【耕作中止後２年以上経過、４年経過未満の遊休農地】

市町村が中心となって担い手（担い手集団・農業参入法人等）を誘致し、一団の連担遊休農地を一括して集積する。

②連担性等

【耕作中止見込又は耕作中止後２年経過未満の農地】

重機等を用いた再生整備又は改良を要さず、次のアからウに該当する農地

ア 田・畑：連担面積が３０ａ以上で、構築物がないこと

イ 樹園地：連担面積が１０ａ以上で、樹体管理が中止される見込であること

ウ 採草放牧地：連担面積が５０ａ以上で、構築物がないこと

【耕作中止後２年以上経過、４年経過未満の遊休農地】

重機等を用いた再生整備又は改良を要さず、次のアからウのすべてに該当する農地

ア 連担面積が３０ａ以上２ｈａ未満の田・畑（現況樹園地を除く）

イ 農地中間管理権の設定に先立ち、一旦、地元関係者による除草等が実施されていること

ウ 最長２年間の管理作業によって、作付けが可能な状態を確実に維持できること

エ 全筆の所有者が農地中間管理事業の申出を行うことが確実であること

（２）権利の種類と期間

① 種類：賃借権又は使用貸借による権利（農地中間管理権）

② 期間：原則として１０年又は５年とする。

但し、農地中間管理権取得後２年以内に転賃できないと判断したときは、同権利取得後２年を限度に賃貸借、使用貸借のいずれをも解除する。

(3) 管理の内容

- ① 機構は、対象農地の管理作業を事業実施要請団体から推薦された者に委託して行う。
- ② 作業の種類及び回数（回／年）
【耕作中止見込又は耕作中止後2年経過未満の農地】
田・畑：畦畔の除草2回、必要に応じてロータリー耕起1回
樹園地：除草2回、整枝1回、必要に応じて凍霜害予防措置及び病虫害防除
採草放牧地：畦畔除草2回
【耕作中止後2年以上経過、4年経過未満の遊休農地】
1年目：畦畔の除草2回、プラウ耕起1回、ロータリー耕起1回
2年目：畦畔の除草2回、ロータリー耕起1回
- ③ 作業委託料 地目及び作業の種類ごとの単価契約による実績払とする。

(4) 事業規模

毎年度の事業開始面積20ha以内、このうち「耕作中止後2年以上、5年未満の農地」は5ha以内

4 事業実施要件

(1) 実施地域

- ① 農地中間管理事業業務を年間受託して転貸実績のある市町村及び農業協同組合の地域内
- ② ①以外の地域にあっては、農地中間管理事業の業務を年間受託して転貸実績のある市町村が本事業を受託して行う場合に限る。

(2) 実施要請

市町村長又は農業協同組合長から本事業の実施要請があること。

(3) 協力体制

(2)の市町村長又は農業協同組合長は、以下により本事業の推進に協力すること。

- ① 農地管理作業を受託できる者を機構に推薦すること
- ② 農業委員会と密接に連携して積極的に利用調整を行い、確実に転貸先を確保すること

5 事業の実施方法及び経費負担

(1) 機構は、本事業に係る事務の一部を市町村、農業協同組合に委託して実施する。

(2) 対象農地に係る最長2年間の借賃、及び管理作業に要する経費は、機構が負担する。

6 事業実施要望のとりまとめ期間

第1回 平成29年2月1日～3月20日（28年度からの事業開始可）

第2回 平成29年9月1日～30日

平成 28 年度 遊休農地活用シンポジウム開催要領（案）

1 目 的

農業従事者の減少や高齢化の進行等により、遊休農地は依然として発生している。

限りある農地を有効利用し、食料の安定供給、農業生産による経済活動及び農村の景観を維持していくためには、遊休農地を解消して地域の農業振興を図ることが重要である。

そこで、地域における遊休農地の発生防止と解消の機運を醸成するとともに、有効活用に向けた取り組みを一層促進するため、遊休農地の活用・解消に係るシンポジウムを開催する。

2 主 催

長野県、長野県農業会議、長野県農業協同組合中央会、長野県農業再生協議会、
信州の田畑を耕そう！連絡会

3 日 時 平成 29 年 2 月 9 日（木） 13 時から 16 時 30 分

4 場 所 「長野市若里市民文化ホール」（ビックハット隣）（電話 026-223-2223）
長野市若里 3 丁目 2 2 番 2 号

5 参集範囲

農業委員会、市町村、農業協同組合、農業者・消費者等 （400 名程度）

6 内 容

- | | |
|---|-------------|
| (1) 開 会 | 13:00 |
| (2) あいさつ | 13:00～13:05 |
| (3) 表彰式
(遊休農地活用功績者表彰) | 13:05～13:25 |
| (4) 基調講演
「地域人材の活用による遊休農地の解消」
青森県弘前市農業委員会 鎌田 雅人 事務局長 | 13:30～15:00 |
| (5) 事例発表（表彰者）
・（株）ファームかずと（長野県知事賞受賞）（20分）
・明科地域の農業を守る会（長野県農業会議会長賞受賞）（20分） | 15:00～15:40 |
| (6) 関連施策等の説明
・荒廃農地等利活用促進交付金（H29 新規事業）
農林水産省関東農政局農村整備部農地整備課 根本 茂 地域整備係長
・長野県から（農業政策課・農村振興課） | 15:40～16:15 |
| (7) 質疑応答 | 16:15～16:30 |
| (8) 閉 会 | 16:30 |

平成28年度農業委員会活動活性化セミナー開催要領

1 目 的

本年度より施行された改正農業委員会法により、農地利用の最適化の推進が農業委員会の法令業務とされたことから、農業委員会は、従来にも増して「農地と人」対策の要である農地利用の最適化に向け、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消対策、新規参入の促進に取組み、目に見える成果が求められている。

このため、県内の農業委員及び農地利用最適化推進委員が一堂に会し、農地利用の最適化の取組みを加速することを目的に、本セミナーを開催する。

2 主 催

一般社団法人長野県農業会議

3 日 時

平成29年2月22日（水）13時～16時30分

4 場 所

松本市浅間温泉2丁目6番1号

「松本市浅間温泉文化センター 1階 大会議室」

TEL 0263-46-2654（別添地図参照）

5 内 容

(1) 講演

演題 「農地利用の最適化に向けた農業委員会の役割（仮称）」

講師 東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授 安藤 光義 氏

(2) 事例報告

「農業委員会活動による担い手への農地集積の取り組み（仮称）」

報告者 福井県小浜市農業委員会 会長 西田 尚夫 氏

(3) 説明事項

「新たに法令化された農業委員会業務の着実な対応について（仮称）」

説明者 （一社）長野県農業会議

6 参集者

農業委員及び農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局、農業会議支部事務局 等

平成28年度第2回長野県女性農業委員の会研修会開催要領



長野県女性農業委員の会

1 目 的

農業委員会法の改正により農地利用の最適化が最も重要な農業委員会の業務となるとともに、農業委員の選出方法が市町村長の任命制となりました。

新体制に移行する農業委員会は平成29年度に最も多くなることから、地域農業に関する方針等に女性農業者等の声を反映させるため、女性農業委員の維持・確保に向けた積極的な登用の推進について農業委員会長をはじめ市町村長の理解を得る取組みが必要です。

また、県内では農作業事故による死亡事故が近年にないペースで発生している状況を踏まえ、女性農業委員による高齢者及び女性農業者の農作業事故防止啓発の活動は農地利用の進む環境づくりの取組として重要です。

そこで、本年度第2回目の研修会は、「農業における女性の活躍」をテーマとした講演及び多発している農作業事故防止を啓発するための事例報告等を通じた、女性農業委員相互の研鑽を促進するため開催します。

2 主 催

長野県女性農業委員の会

3 共 催

(一社) 長野県農業会議

4 日 時

平成29年2月17日(金) 13:00~16:00

5 場 所

岡谷市長地権現町4-11-51

長野県男女共同参画センター あいとぴあ

TEL 0266-22-5781

6 参集範囲

市町村農業委員会長、女性農業委員、農業委員会事務局職員、長野県女性農業委員の
会支部関係者 (約140名)

7 日 程

- (1) 開場・受付 12:00
- (2) 開 会 13:00
- (3) 主催者あいさつ 13:00~13:05
長野県女性農業委員の会 会長 古沢明子
- (4) 来賓あいさつ 13:05~13:10
(一社)長野県農業会議 専務理事 小林文彦 様

-----会場準備(5分)-----

- (5) 講 演 1
「農作業事故の発生原因と防止について~女性農業者が知っておきたい
農作業安全の知識~(仮題)」 13:15~14:15 (60分)
日本農村医学研究所 主任研究員

-----休憩 14:15~14:25(10分)-----

講 演 2

- 「農業における女性活躍について」 14:25~15:10 (45分)
経営局就農・女性課女性活躍推進室

- (6) 女性農業委員の登用促進について 15:10~15:20 (10分)
古沢会長
- (7) 農地利用最適化推進活動について 15:20~15:30 (10分)
佐藤農政・農地部長
- (8) 研 修(情報提供) 15:30~15:50 (20分)
「農業者年金加入推進について」
成田房子 ((一社)長野県農業会議 農業者年金総合指導員)

- (9) 閉 会 16:00

農業者年金加入推進ニュース

(一社)長野県農業会議
平成29年1月13日【No94】

12月の新規加入者数がまとまりました。

20～39歳が1人、40～59歳3人の合計4人が加入し、「加入者累計13万人に向けた後期2ヵ年強化運動」県自主目標311名に対して99人進歩率31.8%になっております。現在10市町村で2ヵ年運動を達成したものの、40市町村では、いまだ加入にいたっておりません。

多くの市町村で加入推進月間が始っています。確定申告の準備が始る季節です。支払った保険料が全額社会保険料控除としてつかえるなど、戸別訪問等で個別にきちんと説明する事など、加入推進の重要なポイントとなっています。

特段のお取り組みを、よろしくお願いいたします。

平成29年1月 新規加入者実績

(単位:人)

市町村名	20～39才	40～59才	合計
飯田市	0	1	1
須坂市	0	1	1
塩尻市	0	1	1
川上村	1	0	1
合計	1	3	4

農業者年金確定申告について

◎生計を一にする配偶者、その他の親族の保険料を負担した場合も対象になる。

◎前納納付で保険料を納付された方は、28年または29年どちらかの年を選択し確定申告する事ができます。

〈納付保険料の確認〉

- ・納付した保険料は引落口座の通帳にて確認して下さい。
- ・保険料支払証明書の添付は必要はありません。
- ・保険料額を記入するだけで申告できます。

※農業委員・農業者を対象に年金研修会を開く場合は、農業会議職員の派遣などお気軽にお声かけください。

TEL 026-234-6871 FAX 026-235-2454)

農業者年金「加入者累計13万人に向けた後期2カ年強化運動における市町村別加入実績(平成28年～29年度)

平成29年1月

長野県農業会議

2カ年目標達成

市町村名	20～39歳					40～59歳					合 計				2カ年目標達成		
	(参考) 基幹的 農業従 事者数 (2015年 センサ ス)	(参考) 被保険 者数 (28.3月 末)	2カ年加 入目標 ①	H28年 4月～12 月加入者 数 ②	要加入 者数 ①-②	(参考) 基幹的農 業従事者 数(2015 年センサ ス)	(参考) 被保険 者数 (28.3月 末)	2カ年加 入目標 ③	H28年 4月～12 月加入者 数 ④	要加入者 数 ③-④	2カ年加 入目標 ⑤	H28年4月 ～12月 加入者数 ⑥	要加入 者数 ⑦=⑤-⑥	目標 達成 率(%) ⑧=⑥/⑤	20～ 39歳	40～ 59歳	総数
小諸市	71	12	3		3	194	23	2	2	0	5	2	3	40.0		○	
佐久市	127	11	14	2	12	316	31	4		4	18	2	16	11.1			
小海町	22	10	1		1	69	18	1		1	2	0	2	0.0			
川上村	222	38	9	2	7	545	123	7	1	6	16	3	13	18.8			
南牧村	124	31	5	1	4	273	78	3		3	8	1	7	12.5			
南相木村	11	1	1		1	31	4	0		0	1	0	1	0.0			
北相木村	1	0	0		0	16	5	1		1	1	0	1	0.0			
佐久穂町	46	2	7		7	86	13	1		1	8	0	8	0.0			
軽井沢町	7	3	0	2	△ 2	39	13	1	2	△ 1	1	4	△ 3	400.0	○	○	○
御代田町	39	10	2		2	122	14	1		1	3	0	3	0.0			
立科町	17	1	2	3	△ 1	98	19	1		1	3	3	0	100.0	○		○
佐久支部	687	119	44	10	34	1789	341	22	5	17	66	15	51	22.7			
上田市	97	36	4	5	△ 1	302	61	4	2	2	8	7	1	87.5	○		
東御市	52	14	2		2	175	9	2		2	4	0	4	0.0			
青木村	3	1	0		0	19	6	1		1	1	0	1	0.0			
長和町	14	1	2		2	24	2	0		0	2	0	2	0.0			
上小支部	166	52	8	5	3	520	78	7	2	5	15	7	8	46.7			
岡谷市	0	0	0		0	24	5	1		1	1	0	1	0.0			
諏訪市	18	3	1	2	△ 1	72	13	1		1	2	2	0	100.0	○		○
茅野市	40	2	6		6	172	14	3	1	2	9	1	8	11.1			
下諏訪町	1	0	0		0	1	2	1		1	1	0	1	0.0			
富士見町	31	4	2		2	93	17	1		1	3	0	3	0.0			
原村	45	2	7	1	6	189	19	2		2	9	1	8	11.1			
諏訪支部	135	11	16	3	13	551	70	9	1	8	25	4	21	16.0			
伊那市	61	14	2		2	170	40	2		2	4	0	4	0.0			
駒ヶ根市	24	5	1		1	74	12	2	2	0	3	2	1	66.7		○	
辰野町	5	1	0		0	16	4	1		1	1	0	1	0.0			
箕輪町	14	7	1		1	61	13	1		1	2	0	2	0.0			
飯島町	17	7	1	1	0	72	7	1		1	2	1	1	50.0	○		
南箕輪村	12	5	0	1	△ 1	51	6	1	1	0	1	2	△ 1	200.0	○	○	○
中川村	18	2	2		2	44	0	0		0	2	0	2	0.0			
宮田村	5	2	0		0	25	7	1		1	1	0	1	0.0			
上伊那支部	156	43	7	2	5	513	89	9	3	6	16	5	11	31.3			
飯田市	137	49	5	2	3	513	113	5	6	△ 1	10	8	2	80.0		○	
松川町	50	9	2	1	1	265	35	4		4	6	1	5	16.7			
高森町	36	9	1	2	△ 1	160	25	2	1	1	3	3	0	100.0	○		○
阿南町	5	1	0		0	28	3	1		1	1	0	1	0.0			
阿智村	11	0	2		2	47	5	0		0	2	0	2	0.0			
平谷村	1	0	0		0	2	0	1		1	1	0	1	0.0			
根羽村	1	0	0		0	7	0	1		1	1	0	1	0.0			
下條村	9	1	1		1	69	9	1		1	2	0	2	0.0			
売木村	0	0	0		0	8	1	1		1	1	0	1	0.0			
天龍村	0	0	0		0	2	0	1		1	1	0	1	0.0			
桑阜村	0	0	0		0	14	0	1		1	1	0	1	0.0			
喬木村	7	0	1		1	62	6	1	1	0	2	1	1	50.0		○	
豊丘村	22	5	1	1	0	87	7	1		1	2	1	1	50.0	○		
大鹿村	5	0	1		1	8	0	0		0	1	0	1	0.0			
下伊那支部	284	74	14	6	8	1272	204	20	8	12	34	14	20	41.2			

市町村名	20~39歳					40~59歳					合 計				2カ年目標達成		
	(参考) 基幹的 農業者数 (2015年 センサ ス)	(参考) 被保険 者数 (28.3月 末)	2カ年加 入目標	H28年 4月~12 月加入者 数 ②	要加入 者数 ①-②	(参考) 基幹的農 業従事者 数(2015 年センサ ス)	(参考) 被保険 者数 (28.3月 末)	2カ年加 入目標	H28年 4月~12 月加入者 数 ④	要加入者 数 ③-④	2カ年加入 目標	H28年4月 ~12月 加入者数	要加入 者数 ⑦=⑤-⑥	目標 達成率(%) ⑧=⑥/⑤	20~ 39歳	40~ 59歳	総数
上松町	4	0	1		1	8	0	0		0	1	0	1	0.0			
南木曽町	2	0	0		0	5	0	1		1	1	0	1	0.0			
木祖村	7	0	1		1	18	10	0	1	△ 1	1	1	0	100.0		○	○
王滝村	0	0	0		0	2	1	1		1	1	0	1	0.0			
大桑村	1	0	0		0	7	1	1		1	1	0	1	0.0			
木曽町	7	0	1		1	31	1	0		0	1	0	1	0.0			
木曽支部	21	0	3	0	3	71	13	3	1	2	6	1	5	16.7			
松本市	225	52	9	5	4	846	129	8	2	6	17	7	10	41.2			
塩尻市	76	14	3		3	312	52	3	3	0	6	3	3	50.0		○	
安曇野市	111	12	10	4	6	403	33	4	4	0	14	8	6	57.1		○	
麻績村	2	0	0		0	19	1	1		1	1	0	1	0.0			
生坂村	3	0	1		1	21	5	0		0	1	0	1	0.0			
山形村	50	5	5		5	152	27	2		2	7	0	7	0.0			
朝日村	29	18	1	1	0	98	49	1		1	2	1	1	50.0	○		
筑北村	9	2	0		0	29	7	1		1	1	0	1	0.0			
松本支部	505	103	29	10	19	1880	303	20	9	11	49	19	30	38.8			
大町市	19	7	1		1	112	9	1		1	2	0	2	0.0			
池田町	10	3	0		0	25	2	1		1	1	0	1	0.0			
松川村	20	9	1	1	0	58	9	1		1	2	1	1	50.0	○		
白馬村	1	1	0		0	19	6	1		1	1	0	1	0.0			
小谷村	1	2	0		0	9	1	1		1	1	0	1	0.0			
北安曇支部	51	22	2	1	1	223	27	5	0	5	7	1	6	14.3			
長野市	164	18	15	2	13	774	52	9	1	8	24	3	21	12.5			
須坂市	74	10	5	2	3	348	25	3	3	0	8	5	3	62.5		○	
千曲市	27	5	1	2	△ 1	131	14	1	3	△ 2	2	5	△ 3	250.0	○	○	○
坂城町	10	1	1	1	0	45	2	0	1	△ 1	1	2	△ 1	200.0	○	○	○
小布施町	38	0	8		8	204	19	3	3	0	11	3	8	27.3		○	
高山村	15	4	1		1	92	3	2	1	1	3	1	2	33.3			
信濃町	14	2	1		1	47	5	0	1	△ 1	1	1	0	100.0		○	○
小川村	1	1	0	1	△ 1	10	1	1		1	1	1	0	100.0	○		○
飯綱町	41	3	5	1	4	151	10	2		2	7	1	6	14.3			
長野支部	384	44	37	9	28	1802	131	21	13	8	58	22	36	37.9			
中野市	178	25	11	4	7	750	83	10	3	7	21	7	14	33.3			
飯山市	53	11	2		2	192	36	2	2	0	4	2	2	50.0		○	
山ノ内町	80	54	3	1	2	308	131	3		3	6	1	5	16.7			
木島平村	17	6	1	1	0	61	10	1		1	2	1	1	50.0	○		
野沢温泉村	4	2	0		0	24	2	1		1	1	0	1	0.0			
栄村	4	1	0		0	17	5	1		1	1	0	1	0.0			
北信支部	336	99	17	6	11	1352	267	18	5	13	35	11	24	31.4			
合計	2,725	567	177	52	125	9,973	1,523	134	47	87	311	99	212	31.8	14	15	10